

事業報告書

平成 29 年度

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

目 次

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年度事業報告書

1 国民の皆様へ	1
2 法人の基本情報	3
3 財務諸表の要約	6
4 財務情報	10
5 事業の説明	15

平成29年度業務実績報告書

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	17
1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	17
（1）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	17
（2）評価システムの充実による研究の質の向上	26
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	45
（1）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	45
（2）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援	56
3 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進	74
（1）戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進	74
（2）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進	78
（3）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援	84
4 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与	90
（1）インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進	90
（2）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進	95
（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実	97
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	99
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	103
IV 予算、収支計画及び資金計画	105
V 短期借入金の限度額	107
VI 剰余金の使途	108
VII その他業務運営に関する重要事項	108

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成 29 年度事業報告書

1 国民の皆様へ

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会です。その実現のため、障害者の権利に関する条約が提唱するインクルーシブ教育システムの構築が重要となります。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものです。

このため、当研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育を実現し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて貢献することをミッション（使命）としています。

このミッションを達成するためのビジョン（方向性）として、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進等に寄与する研究を行い、研究成果の幅広い普及を図ること、②各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の育成や資質向上に係る支援等を行うこと、③特別支援教育に関する情報収集・情報発信を充実するとともに、幅広い関係者の理解の促進、関係団体と連携した効率的・効果的な情報提供を行うこと、④インクルーシブ教育システムに係る研究所のリソースを一元化したセンターを設置し、各都道府県・市町村の直面する課題の解決に寄与する取組等を行うこと等により、特別支援教育の振興に寄与するものとしています。

平成 29 年度は、このミッションとビジョンに基づき、インクルーシブ教育システムの構築、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、情報普及等を一体的に取り組みしました。

（各事業の成果の概要）

研究活動については、特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献を目的とし、①文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（基幹研究）6 課題、②インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決に向けて地域と協働して実施する研究（地域実践研究）4 課題について取り組みました。例えば、基幹研究（横断的研究）の「我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究」では、全国の都道府県、市区町村教育委員会等を対象とした調査をもとに、インクルーシブ教育システム構築に向けた現状と課題を明らかにし、成果として8観点と3つのレベルで構成される評価指標（試案）を提案しました。平成 29 年度に実施したこれらの研究は、当研究所で行う内部評価を経て、外部有識者で構成される運営委員会外部評価部会において評価を行い、高い評価を得ることができました。

研修事業については、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を目的として、各障害種別に対応した特別支援教育専門研修及び政策課題に対応した指導者研究協議会を実施しました。また、障害のある幼児児童生徒等の教育に携わる幅広い教職員の資質向上の取組を支援するため、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより配信するとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率向上のため、免許法認定通信教育を実施しました。

情報普及活動については、発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターに改組し、教員の実践的な指導力の向上を図る発達障害教育実践セミナーの開催や理解啓発事業の充実を図りました。また、情報コンテンツの量的・質的な充実、ホームページの改定、特別支援教育教材ポータルサイト等のインターネットを活用した情報発信を行うとともに、国立特別支援教育総合研究所セミナーや地域における教材・支援機器等展示会を開催し、関係者をはじめ広く国民への理解啓発活動を実施しました。

インクルーシブ教育システム構築に向けた取組については、地域や学校が直面する課題を研究テーマとして設定し、その解決を目指す地域実践研究に取り組み、各地域においてその成果の還元に努めました。また、海外の最新動向に関する情報収集・発信を行うほか、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの更なる充実を図るとともに、研修会への講師の派遣やインクルーシブ教育システムの構築に係る相談に対応しました。

法人経営においては、業務運営の一層の効率化、調達等の合理化、予算管理体制の強化などにより引き続き管理経費の縮減を行うとともに、リスクマネジメント等の内部統制の充実・強化を図りました。

当研究所は、平成 28 年度より第 4 期中期目標期間がスタートしました。我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、これまでの研究活動や研修事業、情報普及活動の一層の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の推進に寄与するとともに、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に一層貢献して参りますので、今後とも皆様方の一層のご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

2 法人の基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、「特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること」を目的としています。(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第3条)

② 業務内容

当法人は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条)

- 一 特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行うこと。
- 二 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- 三 第一号の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。
- 四 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- 五 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

昭和46年10月 国立特殊教育総合研究所の発足
平成13年4月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所の設立
平成18年4月 非特定独立行政法人へ移行
平成19年4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更

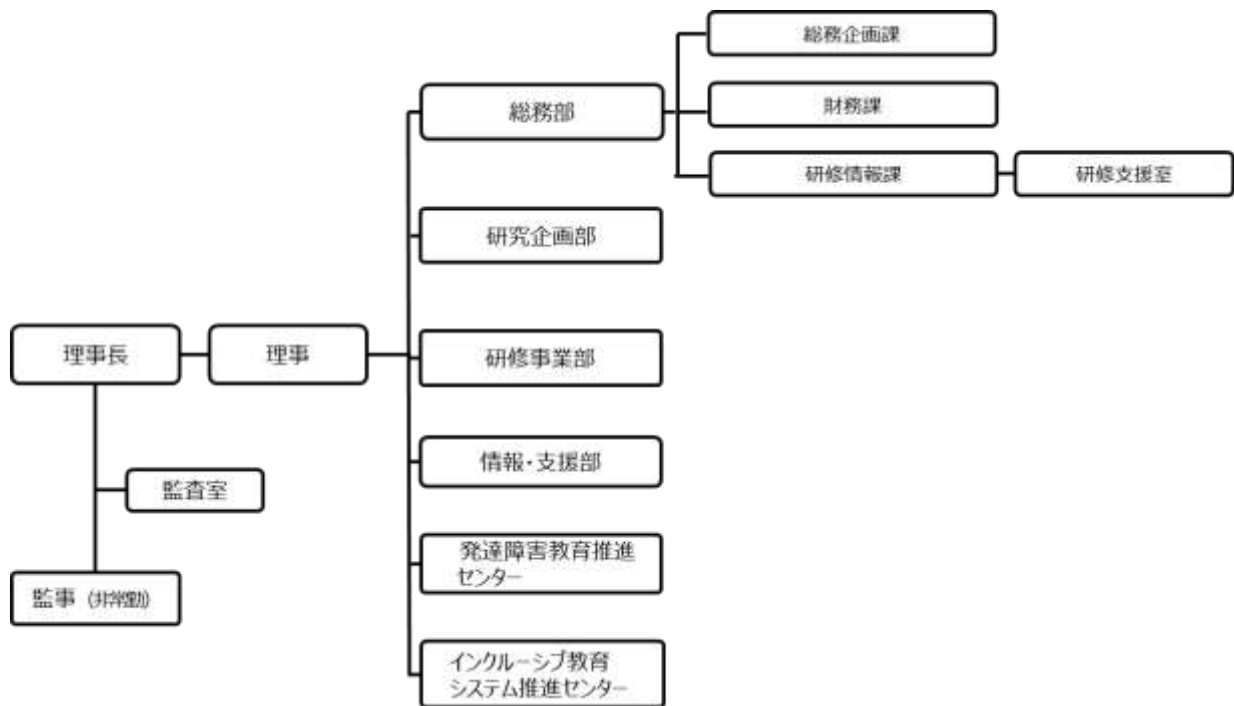
④ 設立根拠法

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成11年法律第165号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

文部科学大臣(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

⑥ 組織図（平成 30 年 3 月現在）



（２）事務所所在地

神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 1

（３）資本金の状況（平成 30 年 3 月現在）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	6,049	0	0	6,049

(4) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	矢戸 和成	自 平成29年4月1日 至 平成33年3月31日	昭和51年 4月 東京教育大学附属聾学校教諭 昭和53年 4月 筑波大学附属聾学校教諭 平成元年 4月 文部省初等中等教育局特殊教育課教科調査官 平成12年 4月 国立特殊教育総合研究所聴覚・言語障害教育研究部長 平成13年 4月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所聴覚・言語障害教育研究部長 平成16年 4月 文部省初等中等教育局視学官 平成22年 4月 国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 (兼) 附属久里浜浜特別支援学校校長 平成23年10月 国立大学法人筑波大学人間系教授 (兼) 附属久里浜特別支援学校校長 平成25年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 平成29年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
理事	笹井 弘之	自 平成29年4月1日 至 平成31年3月31日	平成元年4月 文部省入省 平成15年4月 文部科学省高等教育局企画官(併)高等教育局高等教育企画課高等教育政策室長 平成16年4月 国立大学法人筑波大学調整官 平成18年3月 文部科学省大臣官房企画課副長 平成18年11月 文部科学省大臣官房付 平成19年10月 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室長 平成20年10月 放送大学学園教務部長 平成21年7月 放送大学学園総務部長 平成23年7月 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 平成25年4月 宮城大学副学長 平成27年4月 文部科学省大臣官房付(併)内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(国際担当) 平成29年2月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(国際担当) 平成29年3月 文部科学省辞職(役員出向) 平成29年4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
監事(非常勤)	浅野 良一	自 平成28年8月 至 平成32事業年度 財務諸表承認日	昭和61年 4月 学校法人産業能率大学 平成 5年 4月 学校法人産業能率大学HRDシステム開発センター室長 平成14年 4月 学校法人産業能率大学HRMシステムソリューションセンター長 平成15年 4月 学校法人産業能率大学経営管理研究所主任研究員 平成19年 4月 国立大学法人兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 平成27年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事 平成28年 8月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事
監事(非常勤)	中家 華江	自 平成28年8月 至 平成32事業年度 財務諸表承認日	平成元年 6月 中央新光監査法人 平成 2年 8月 公認会計士登録 平成25年 8月 税理士登録、中家公認会計士・税理士事務所開設 平成27年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事 平成28年 8月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成29年度末現在68人（前期比1減）であり、平均年齢は45.6歳（前期末45.4歳）となっている。このうち、国等からの出向者は6人、平成30年3月31日退職者は9人である。

3 財務諸表の要約

(1) 要約した財務諸表

①貸借対照表

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	311,117,572	流動負債	273,169,499
現金・預金等	276,034,678	預り寄附金	5,318,587
その他	35,082,894	その他	267,850,912
固定資産	5,798,520,218	固定負債	150,030,849
有形固定資産	5,791,409,540	資産見返負債	59,025,302
無形固定資産	7,110,678	長期預り寄附金	36,940,000
		長期未払金	32,249,484
		退職給付引当金	21,816,063
		負債合計	423,200,348
		純資産の部	金額
		資本金	6,048,582,321
		政府出資金	6,048,582,321
		資本剰余金	△413,864,352
		利益剰余金	51,719,473
		純資産合計	5,686,437,442
資産合計	6,109,637,790	負債純資産合計	6,109,637,790

② 損益計算書

(単位：円)

	金額
経常費用(A)	1,053,143,750
業務経費	832,097,042
人件費	571,794,021
減価償却費	42,292,256
その他	218,010,765
一般管理費	219,001,383
人件費	155,635,333
減価償却費	6,279,516
その他	57,086,534
財務費用	2,045,325
支払利息	2,045,325
経常収益(B)	1,047,243,854
運営費交付金収益	1,001,937,660
自己収入等	30,315,027
その他	14,991,167
臨時損失(C)	3,468,819
臨時利益(D)	285,000
その他調整額(E)	15,454,760
当期総利益(B+D-A-C+E)	6,371,045

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	53,508,432
人件費支出	△756,659,827
自己収入等	13,389,907
その他収入・支出	796,778,352
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△6,941,891
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△34,312,974
IV 資金に係る換算差額(D)	0
V 資金増加額（又は減少額）(E=A+B+C+D)	12,253,567
VI 資金期首残高(F)	263,781,111
VII 資金期末残高(G=F+E)	276,034,678

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：円)

	金額
I 業務費用	1,031,925,279
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	1,056,612,569 △24,687,290
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却等相当額	127,198,809
III 損益外減損損失相当額	0
IV 引当外賞与見積額	2,102,422
V 引当外退職給付増加見積額	37,248,682
VI 機会費用	2,542,324
VII 行政サービス実施コスト	1,201,017,516

(2) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金等：現金、預金、売買目的で保有する有価証券など

有形固定資産：土地、建物、機械装置、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権など具体的な形態を持たない無形の固定資産

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、収益化していない債務残高

資産見返負債：固定資産の取得額

長期預り寄附金：使途が特定されている寄附金で、1年以内に使用されないと認められるもの

長期未払金：1年以内に使用されないと認められるもの

退職給付引当金：自己都合退職者の退職給付債務が発生した際に取り崩すもの

政府出資金：国から土地・建物・構築物などで出資されたもので、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設整備費補助金や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務経費：独立行政法人の研究、事業等の実施に要した費用

一般管理費：業務以外の独立行政法人の管理・運営のために要する経費

減価償却費：独立行政法人が保有する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用化するための経費

財務費用：リース契約に関連し発生する利息の支払に要する経費

自己収入等：土地・建物等を貸し付けた際に発生する収入等

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：長期リースによる電子計算機の返済による支出が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産（建物・構築物）の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していない）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していない）

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成29年度の経常費用は1,053,143,750円（28年度：1,117,181,782円）と、前年度比64,038,032円減となっている。これは、人件費が減少したことが主な要因である。

（経常収益）

平成29年度の経常収益は1,047,243,854円（28年度：1,104,648,749円）と、前年度比57,404,895円減となっている。これは、運営費交付金収益が減少したことが主な要因である。

（当期総利益）

上記の結果、平成29年度の当期総利益は6,371,045円（28年度：4,384,972円）と、前年度比1,986,073円増となっている。

（資産）

平成29年度末現在の資産合計は6,109,637,790円（28年度：6,168,488,370円）と、前年度末比58,850,580円減となっている。これは、固定資産の減少が主な要因である。

（負債）

平成29年度末現在の負債合計は423,200,348円（28年度：443,184,438円）と、前年度末比19,984,090円減となっている。これは、固定負債の減少が主な要因である。

（利益剰余金）

平成29年度末現在の利益剰余金合計は51,719,473円（28年度：60,803,188円）と、前年度末比で9,083,715円減となっている。これは、前中期目標期間繰越積立金を15,454,760円取り崩したことが主な要因である。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成29年度の業務活動によるキャッシュ・フローは53,508,432円（28年度：105,013,009円）と、前年度比で51,504,577円減となっている。これは、運営費交付金収入の減が主な要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成29年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△6,941,891円（28年度：△27,407,260円）と、前年度比で20,465,369円減となっている。これは、施設整備費補助金収入の増が要因である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成29年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△34,312,974円（28年度：△42,316,125円）と、前年度比で8,003,151円減となっている。これは、リース債務返済が減となったことが要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度
経常費用（臨時を含む）	1,117	1,057
経常収益（臨時を含む）	1,105	1,048
当期総利益	4	6
資産	6,168	6,110
負債	443	423
利益剰余金（又は繰越欠損金）	61	52
業務活動によるキャッシュ・フロー	105	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42	△34
資金期末残高	264	276

注：百万円未満の端数については、四捨五入で表示している。

② セグメント事業損益（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

事業費用は1,053,143,750円（28年度：1,117,181,782円）と、前年度比64,038,032円減（6%減）となっている。これは、人件費が減少したことが主な要因である。

事業収益は1,047,243,854円（28年度：1,104,618,749円）と、前年度比57,374,895円減（6%減）となっている。これは、運営費交付金収益が減少したことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度
事業費用		
研究活動	241	232
研修事業	202	254
情報普及活動	210	229
インクルーシブ教育システム構築	136	119
共通	328	219
合計	1,117	1,053
事業収益		
研究活動	236	233
研修事業	186	240
情報普及活動	209	235
インクルーシブ教育システム構築	136	119
共通	337	220
合計	1,104	1,047

注：百万円未満の端数については、四捨五入で表示している。

③ セグメント総資産（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

平成29年度末現在の総資産は6,109,637,790円（28年度：6,168,488,370円）と、前年度末比58,850,580円減となっている。これは、固定資産の減少が主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度
総資産	6,168	6,110

※総資産は各セグメントで共同利用しているため、セグメント毎に配分していない。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：15,454,760円

これは、前中期目標期間に用途が定められたリース損益影響額の取崩である。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成29年度の行政サービス実施コストは1,201,017,516円（28年度：1,157,006,495円）と、前年度比44,011,021円増となっている。これは、引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額の増加が主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度
業務費用	1,098	1,032
うち損益計算書上の費用	1,117	1,057
うち自己収入等	△19	△25
損益外減価償却等相当額	135	127
損益外減損損失相当額	0	0
引当外賞与見積額	△2	2
引当外退職給付増加見込額(※)	△51	37
機会費用	4	3
（控除）法人税等及び国庫納付金	△27	0
行政サービス実施コスト	1,157	1,201

注：百万円未満の端数については、四捨五入で表示している。

※：引当外退職給付増加見込額のマイナス計上は、退職手当の支給により発生したもの。

（２）重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

研究管理棟外壁改修等工事（取得原価 57百万円）

特別支援教育情報センター棟外壁改修等工事（取得原価 40百万円）

② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

(3) 予算及び決算の概要

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度
収入		
運営費交付金	1,143	1,049
施設費補助金	45	40
寄附金収入	0	2
雑収入	16	18
受託事業等(間接経費含む)	8	11
合計	1,212	1,120
支出		
運営事業費 ※	1,086	1,021
業務経費	782	811
人件費	598	572
事業費	184	239
一般管理費	304	210
人件費	212	156
その他管理費	92	54
施設整備費	45	97
寄附金	2	2
受託事業等(間接経費含む)	8	11
合計	1,141	1,131

注：百万円未満の端数については、四捨五入で表示している。

※ 支出欄の人件費は、常勤役職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当、退職手当、法定福利費の支出額である。

（４）経費削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

①経費削減及び効率化目標

当法人においては、中期目標期間中、退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費３％以上、業務経費１％以上の業務の効率化を図ることとしている。この目標を達成するため、冷暖房機の温度設定などの省エネルギー対策や旅費等の支払い通知をメール化・ペーパーレス化の拡充を行い、日常的な経費の削減に努め、さらに、年間使用予定分の消耗品等について一般競争契約等を活用すること等の措置を講じているところである。

効率化額（予算額）

（単位：百万円）

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間			
	金額	比率	平成28年度		平成29年度	
			金額	比率	金額	比率
業務経費	837	100%	709	84.7%	732	87.5%
人件費	505		525	104.0%	465	92.1%
人件費以外	332		184	55.4%	267	80.4%
一般管理費	224	100%	284	126.8%	101	45.1%
人件費	149		192	128.9%	79	53.0%
人件費以外	75		92	122.7%	22	29.3%
合計	1,061	100%	993	93.6%	833	78.5%

※退職手当・特殊要因等の効率化目標以外の経費を除く。

※人件費に法定福利費を含む。

②経費削減及び効率化目標の達成度合いを測る財務諸表等の科目（費用等）の経年比較

人件費削減の取組（予算額）

（単位：百万円）

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間			
	金額	比率	平成28年度		平成29年度	
			金額	比率	金額	比率
人件費	566	100%	624	110.2%	606	107.1%
業務人件費	430		450	104.7%	439	102.1%
一般管理人件費	136		174	127.9%	167	122.8%

※退職金・法定福利費等を除く

５ 事業の説明

（１）財源の内訳

①内訳（補助金、運営費交付金、借入金、債券発行等）

当法人の経常収益は1,047,243,854円で、そのうち運営費交付金収益は1,001,937,660円（収益の95.6%）となっている。これを事業別に区分すると、研究活動では、220,801,498円（運営費交付金収益の22.0%）、研修事業222,502,036円（運営費交付金収益の22.2%）、情報普及活動

229,291,624円（運営費交付金収益の22.9%）、インクルーシブシステム構築事業117,568,319円（運営費交付金収益の11.7%）、共通211,774,183円（運営費交付金収益の21.1%）となっている。

②自己収入の明細（自己収入の概要、収入先等）

当法人の平成29年度の自己収入は、30,937,224円であり、内訳は以下のとおりである。

資産貸付収入	15,698,801円
文献複写料収入	8,735円
雑益（間接経費他）	8,534,167円
寄附金	2,081,000円
受託研究	4,614,521円

特に、研修事業は、宿泊研修を基本とし、原則として研修員宿泊棟の利用を求めており、使用料を徴収している。この宿泊料収入が資産貸付収入のうち、88.6%を占めている。

（２）財務情報及び業務の実績に基づく説明

ア 研究活動

研究活動は、特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献を目的とする。

主な事業の財源は、運営費交付金（29年度231,250,000円）からなっている。

事業に要する費用は、232,613,917円となっている。

イ 研修事業

研修事業は、各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を目的とする。

主な事業の財源は、運営費交付金（29年度285,147,000円）からなっている。

事業に要する費用は、235,630,726円となっている。

ウ 情報普及活動

情報普及活動は、情報コンテンツの量的・質的な充実を図り、ウェブサイトを活用して情報発信を行うとともに、国立特別支援教育総合研究所セミナーや地域における教材・支援機器等展示会を開催し、関係者をはじめ広く国民への理解啓発活動を目的とする。

主な事業の財源は、運営費交付金（29年度226,891,000円）からなっている。

事業に要する費用は、234,331,456円となっている。

エ インクルーシブ教育システム構築への寄与

地域や学校が直面する課題を研究テーマとして設定し、その解決を目指す研究や、海外の最新動向に関する情報収集・発信を行うほか、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図ること等を目的とする。

主な事業の財源は、運営費交付金（29年度111,413,000円）からなっている。

事業に要する費用は、118,947,888円となっている。

平成 29 年度業務実績報告書

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及

【平成 29 年度計画】

- | |
|--|
| <p>① 「研究基本計画」に基づき、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。</p> <p>イ 基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策の推進に寄与する研究（横断的研究、障害種別研究）</p> <p>ロ 地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために研究所が地域と協働して実施する研究</p> <p>② 基幹研究及び地域実践研究の実施に当たっては、国との密接な連携による国の政策課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、基幹研究 6 課題、地域実践研究 4 課題を実施する。</p> <p>③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等をはじめ、広く国民に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。</p> <p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等はもとより広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。</p> |
|--|

【平成29年度実績】

○ 戦略的かつ組織的な研究の実施

「研究基本計画」は、第 4 期中期計画に基づき策定（平成 28 年 3 月）しているものであり、同中期目標期間における当研究所の研究体系や、研究の企画立案、実施、評価、研究成果の普及方法などを具体的に定めている。当研究所の研究は、この「研究基本計画」に基づき、毎年度計画的、戦略的かつ組織的に実施している。

同計画においては、第 4 期中期目標期間における研究体系として、基幹研究（横断的研究、障害種別研究）、地域実践研究、その他の研究（共同研究、外部資金研究、受託研究）が規定されている。（基幹研究と地域実践研究に関する年度毎の予定については、P44 参照）

平成 29 年度は、以下の基幹研究 6 課題、地域実践研究 4 課題を実施した。なお、「その他の研究」区分である共同研究、外部資金研究、受託研究については、研究課題名、研究期間等を参考資料（P34-35）に記載した。

イ 基幹研究について

基幹研究には、各障害種別を通じて国の重要な政策課題の推進に寄与するための「横断的研究」（原則 5 年間）と、各障害種における喫緊の課題の解決に寄与するための「障害種別研究」（原則 2 年間）とがある（中期計画 I 1.（1）①）。

横断的研究は、5 年間の研究期間においていくつかのサブテーマを設定しており、平成 29 年度は、平成 28 年度から開始された 2 年間のサブテーマのもとで研究を実施した。また、障害種別研究については、平成 29 年度から開始したもの 2 課題、平成 28 年度から継続しているもの 2 課題を実施した。

各課題の概要と主な成果は以下のとおりである。

番号	研究課題	研究期間
	研究の概要と主な成果	
基幹研究：横断的研究		
1	我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究 ーインクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成ー （サブテーマの研究期間：平成 28～29 年度）	平成 28 ～32 年 度
	この研究は、各地域で展開されているインクルーシブ教育システムの構築の成果や課題を可視化する評価指標を作成してその検証を行い、これらの成果や課題、その後の展望を示すことにより、今後のインクルーシブ教育システムの構築の進展に寄与することを目的とするものである。 平成 28～29 年度は、国内外の研究や法令等の精査、全国調査、海外実地調査等を踏まえ、8 観点と 3 つのレベルで構成される評価指標（試案）を提案した。 平成 30 年度からは、評価指標の検証、同システム構築についての次の展開や定着を展望した提言を行う。（研究成果報告書、研究サマリー、全国調査報告書、リーフレットを作成した）	
2	特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 ー通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当ててー （サブテーマの研究期間：平成 28～29 年度）	平成 28 ～32 年 度
	この研究は新学習指導要領が公示されることを踏まえて開始された研究である。多様な観点から、新たに公示される学習指導要領について展望することで国の施策立案に資することを目的としており、平成 28～29 年度は、①市区町村教育委員会、学校長、担任への全国調査と一部訪問調査に基づき「通常の学級と通級による指導の学びの連続性を実現するための 6 つの提言」をまとめ、②これをもとに通常の学級担任を対象とした手引き書「小・中学校の教育課程の中で特別支援教育を考えるー通級による指導を通常の学級での指導に活かすー」を作成した。 平成 30 年度からは、育成を目指す資質能力の指導の状況や学びや支援について、諸外国の状況を踏まえて総合的なまとめを行う。（研究成果報告書、研	

	究サマリー、手引き書（市販化を含む。）、リーフレットを作成した）	
基幹研究：障害種別研究		
3	視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－	平成 29 ～30 年 度
	この研究は、特別支援学校（視覚障害）における視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導の現状と課題を明らかにし、適切な指導内容や指導方法等を示すことを目的とするものである。 平成 29 年度（初年度）は、特別支援学校（視覚障害）における視覚障害を伴う重複障害の指導上の課題に関する全国調査を実施した。 平成 30 年度は訪問調査を実施した上で効果的な指導内容と指導法を示す。（研究成果報告書、研究サマリーのほか、指導方法や方法等をまとめたリーフレットを作成する）	
4	精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究	平成 29 ～30 年 度
	この研究は、教育現場における教育的ニーズを明確にして、特別支援学校を中心として精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する取組を集約し、教育的な支援・配慮内容を明らかにすることを目的としている。 平成 29 年度（初年度）は、増加している精神疾患・心身症について教育現場のニーズを明確にし、特別支援学校を中心とする取組を集約した。 平成 30 年度は、小・中学校、高等学校で活用できる「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック（仮称）」を作成し、その有効性を検討する。（研究成果報告書、研究サマリーのほか、上記のガイドブックを作成する）	
5	特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－	平成 28 ～29 年 度
	この研究は、特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態を把握し、自閉症教育の取組状況や成果と課題を明らかにすることを目的としている。全国調査による実態（在籍状況、知的障害の程度）把握と、研究協力機関の実践を通して、自閉症のある子どもの指導目標の設定（見直し）のポイントを明らかにした。（研究成果報告書、研究サマリーのほか、指導目標の設定（見直し）のポイントはリーフレットを作成し公開した。また、全国調査の結果はリーフレットを作成し、研究所のウェブサイトで公開するとともに、全国特別支援学校知的障害教育校長会等で報告した）	

6	発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究－導入段階における課題の検討－	平成 28 ～29 年 度
	この研究は、高等学校において通級による指導を導入するに当たり、重視すべき課題とその方策について参考となる提言と実践事例をまとめることにより、今後の高等学校における通級による指導の在り方についての方性を示すことを目的としている。進路指導や関係機関との連携を含めた校内支援体制、地域における体制整備、特性に応じた自立活動等の指導内容・指導方法等の在り方について検討し、導入期の 8 つの課題を明らかにした。それをもとに「全ての高等学校教員におさえて欲しい 10 のポイント」をまとめた。（研究成果報告書、研究サマリー、上記の 10 のポイントについて冊子を作成した）	

□ 地域実践研究について [詳細は P90 以下参照]

地域実践研究は、各都道府県・市町村においてインクルーシブ教育システムを構築する上で課題となる 2 つのメインテーマ（「インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究」「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実践的研究」）について、それぞれ 2 つのサブテーマを設定し実施している。

平成 29 年度は、応募のあった 13 の指定研究協力地域と協働し、都道府県等教育委員会から派遣された地域実践研究員とともに研究を推進した結果、地域の課題を解決する知見を得ることができた。また、8 県市において「地域実践研究フォーラム」を実施し、「交流及び共同学習 Q & A（試案）」、「タブレット端末活用に関するガイド」を作成するなど、地域や学校が直面する課題の解決に貢献する成果を得た。

平成 29 年度に実施した地域実践研究は以下のとおり。

番号	研 究 課 題	研究期間
	指定研究協力地域	
メインテーマ1：インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究		
1	(サブテーマ) 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究	平成 28 ～29 年 度
	平成 29 年度：神奈川県、奈良県、和歌山県、高知県	
2	(サブテーマ) インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究	平成 28 ～29 年 度
	平成 29 年度：青森県、埼玉県、千葉県、新潟市、相模原市、神戸市	

メインテーマ 2：インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際研究		
3	(サブテーマ) 交流及び共同学習の推進に関する研究	平成 28 ～29 年 度
	平成 29 年度：静岡県、相模原市	
4	(サブテーマ) 教材教具の活用と評価に関する研究－タブレット端末を活用した指導の専門性の向上と地域支援	平成 28 ～29 年 度
	平成 29 年度：長野県	

○ 研究課題の精選・採択及び研究計画・内容の改善

中期目標に掲げられた「国が政策立案・施策実施等のために必要とする課題に関する調査研究を毎年度 10 件程度実施する」ために、「研究基本計画」では 5 年間の中期目標期間において、基幹研究と地域実践研究を合わせて 10 件から 11 件に精選し、喫緊の課題から計画的に実施することとしている（基幹研究と地域実践研究に関する年度毎の予定については、P44 参照）。

その上で、これらの精選、採択及び研究計画・内容の改善を図るための 1 つの方法としてニーズ調査を毎年実施し、その結果は、各研究チーム内において共有し、国の施策、社会情勢、それぞれの研究動向と合わせて、「研究基本計画」の改定、研究実施計画、研究内容の改善のための基礎的なデータとして活用している。

本年度の研究課題に関するニーズ調査の概要は、以下のとおりである。（詳細は、参考資料 P30-32 参照）

- ・ ニーズ調査の名称
平成 29 年度に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する研究課題等に係る意見の募集
- ・ 調査期間
平成 29 年 1 月 29 日～平成 29 年 2 月 28 日
- ・ 調査内容
平成 29 年度に実施する研究課題及び今後 5 年間に実施予定の研究課題についての意見招請
- ・ 調査対象
全国の都道府県、市区町村等教育委員会、特別支援教育センター、特別支援学校、教員養成大学、各種学校長会、教育長会等の計 3,288 件
- ・ 調査方法
郵送で依頼し、研究所のホームページで入力（調査は、ホームページ上に公開）
- ・ 調査結果とその反映について
平成 29 年度の新規研究課題（2 課題）について 204 件、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画について 38 件の回答があった。

このうち、新規研究課題である基幹研究（障害種別研究）「視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－」に対しては、

手指機能、触知覚、概念形成、認知機能等の発達を促す指導や、教材・教具の重要性についての意見があった。また、基幹研究（障害種別研究）「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」に対しては、作成が計画されている支援ガイドブックへの期待や、不登校との関係、発達障害との関係についての知見や活用できる事例の紹介が望まれるとの意見が多かった。これらの意見を踏まえてガイドブックの事例を工夫するなど研究実施計画の改善を行うとともに、その工夫や改善の方向性については研究所のメールマガジンを通じて公開した。

第4期中期目標期間における研究計画についての意見は、各研究班において「研究基本計画」の改定を検討する際の参考資料とした。

上記のニーズ調査の実施に加えて、各研究課題の研究実施計画書に「期待される成果と普及方法」の記載を求めることなど、研究の立案段階から期待される研究成果を常に意識することとした。

○ 研究成果の公開

- ・ 研究成果については、基幹研究の一覧表（P18-20）に示したとおり、全ての研究課題で、研究成果報告書、研究成果サマリーを作成し、文部科学省や関係機関へ送付した。また、ガイドブック（一部は市販することでより多くの現場へ還元）、リーフレットを作成した。これらは、研究所のホームページで公開するとともに、研究所セミナーや研修講義で活用した。
- ・ 平成29年度に終了した基幹研究（障害種別）「特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－」について、公開研究成果報告会を平成30年8月9日に開催する予定である。

なお、平成29年度に行った公開研究成果報告会は以下のとおりである。（研究課題は平成26～27年度に実施したものであり、平成29年度の報告会は第2回目にあたる。）

- ・ 名称：「特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導」に関する第2回公開研究成果報告会
- ・ 日時：平成29年8月10日（木）
- ・ 場所：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研修棟
- ・ 内容：研究成果の報告と実践事例共有のための分科会
【第1部 研究成果報告・第2部 地域の取組】定員：計100名
【第3部 分科会】定員：30名
申込者は、定員（第1部から第3部を通じた定員）の100名に達した。
- ・ 研究課題名：平成26～27年度（専門研究B）「特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究」
- ・ 担当研究班：自閉症班



(左) 研究成果報告書サマリー集（平成 29 年度に関係機関へ送付）

(右) 横断的研究「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」研究成果物
（手引き書として刊行・市販化）

【平成 29 年度計画】

- ④ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、横断的研究及び地域実践研究については、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

【平成 29 年度実績】

○ 外部の研究力者・研究協力機関の登用

文部科学省から特別支援教育企画官、特別支援教育課課長補佐、特別支援教育調査官（視学官を含む。）、都道府県等教育委員会、各種学校長会からの推薦者、特別支援学校等の校長及び教員、専門的な知見を有する大学教員、国立教育政策研究所の研究官等を研究協力者として登用した。具体的な協力内容と成果の例は以下のとおりである。

- ・ 基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究－インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）の作成－」では、全国調査の実施や結果の解釈について政策的な観点から特別支援教育企画官の助言を受けた。国立教育政策研究所、大学教員からは海外調査の実施を含めて広くの助言を得て研究を推進した。その結果、「インクルーシブ教育システムの構築の現状に関する調査」（横断的研究の一部として平成 29 年 12 月に報告）について、特別支援教育企画官からの助言により国の施策の実施を踏まえた考察の記載につながった。
- ・ 基幹研究（横断的研究）「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」では、国の施策に関し特別支援教育課課長補佐に加えて全ての障害種別の特別支援教育調査官から助言を得た。また、全ての学校種に横断的な課題であることから、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会、全国特別支援学校長会に協力者・機関を依頼した。その結果、成果物である手引き書の内容が、全国連合小学校長会、全日本中学校長会の協力者の助言により

小・中学校の現場に応じたものとなった。

- ・ これら以外の研究課題においても、都道府県等教育委員会、特別支援学校、小学校等に研究協力者・機関を依頼し、教育現場との密接な連携・協力のもとに研究を実施した。

○ 研究チームの編成

横断的研究及び地域実践研究については、各研究職員が所属する障害種別の研究班とは別に、全研究職員 42 名が障害種を横断して柔軟な研究チームを構成し、それぞれの専門性を生かした研究を推進する体制とした。基幹研究（横断的研究）の 2 課題に 18 名の研究職員を、地域実践研究の 4 課題に 24 名の研究職員を配属した。

○ 各種団体との連携

文部科学省、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と研究課題に関する意見交換、情報共有、全国調査時の課題共有などを含めた連携により、それぞれの研究資源を共有することで効率的かつ効果的に研究を進めた。平成 29 年度の基幹研究の実施にあたり、文部科学省のモデル事業の実践を高校通級の研究の参考としたほか、全国特別支援学校長会の各種の調査は、関係する研究班等が調査に協力して調査結果を共有している。また、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会からは全国基本調査のデータの提供を受け、平成 29 年度の言語班の予備的研究において、言語障害のある中学生の研究を進める上で参考にした。

【平成 29 年度計画】

⑤ 終了した研究課題について、教育委員会や学校等の教育現場における研究成果の活用状況（研修会等での活用実績や授業実践への活用実績等）のアンケート調査を実施し、半数以上の現場で改善に活用されているかの検証を行う。

【平成 29 年度実績】

- 平成 29 年度の活用度調査は、「平成 28 年度における業務の実績に関する評価」（平成 29 年 8 月）における主務大臣の指摘事項を踏まえ、後述のように改善して行うこととした。改善に至る経緯は、以下のとおりである。

- ・ 「平成 28 年度における業務の実績に関する評価」では、主務大臣から「研究成果の教育現場等での活用状況について達成率が低いことから、その原因を分析し、必要な方策を検討する必要がある」と指摘された。この指摘の対象となった調査は平成 28 年度に実施した活用度調査であり、その前年度（平成 27 年度）に終了した研究成果について、「活用できた」とした回答が 30%、「今後、活用する可能性がある」が 38%という結果であった。
- ・ その原因を検討した結果、達成率の低いことについての原因は 2 つあるものと考えられた。

まず調査の実施時期の問題である。この調査は平成 29 年 1 月 23 日から 2 月 28 日までの間実施したが、平成 27 年度に終了した研究課題を対象としていたことから、調査時点では研究成果報告書の公表（平成 28 年 7 月）から半年程しかたっていなかった。そのため「今後、活用する予定がある」とした回答が多かったものと考えられる。

次に、研究成果報告書のページ数が多いことや文字主体の報告書の構成に課題があるために活

用がなされないのではないかと、ということがあげられる。当該調査では、特に「活用できた」、又は「今後、活用する可能性がある」とされた研究成果物としてリーフレットやガイドブック等が比較的多くあげられており、研究成果の改善の自由記述にも、リーフレット、ガイドブック等は内容が端的に示されており活用しやすいなどの意見があったことがその理由である。

- ・ このほか「平成 28 年度における業務の実績に関する評価」では、有識者からの意見として「過去の研究成果の活用状況を追跡できるようにすると、現場が真に必要としている研究が見えてくるのではないか」という指摘もあり、これらを踏まえ、平成 29 年度の活用度調査は、平成 28 年度と同じ平成 27 年度に終了した研究課題について、フォローアップ調査として行うこととした。

○ 平成 29 年度の活用度調査の結果は以下のとおりである。（詳細は、参考資料 P32-33 参照）

- ・ 調査の名称
平成 27 年度に終了した研究課題の研究成果の活用度に関するアンケート調査（フォローアップ調査）
- ・ 調査期間
平成 30 年 3 月 6 日～平成 30 年 3 月 28 日
- ・ 調査内容
平成 27 年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集や研究成果の現場における課題の改善への活用等についての意見招請
- ・ 調査対象
都道府県等教育委員会、特別支援教育センターの計 191 件
- ・ 調査方法
郵送で依頼し、研究所のホームページから調査票をダウンロードして入力
- ・ 回答結果
88 件の回答（回収率は 46.1%）があった。主な結果は、以下のとおりである。

研究成果の活用

- ・ 「活用できた」：46.6%
- ・ 「具体的に活用する予定がある」：31.8%
- ・ 「具体的に活用する予定がない」：6.8%
- ・ 「無回答」：14.8%

「活用できた」と「具体的に活用する予定がある」を加えると 78.4%であり、研究成果が多くの教育現場で改善に活用されていると考えられる。

なお、実際の研究成果を活用できる場面を複数回答で確認したところ、「研修会やセミナー」、「所管する学校・教職員への情報提供」が最も多く、教育委員会やセンターが学校に対して情報提供をしたり、研修等を実施したりしていること、また、「研究の参考資料」、「政策推進に当たっての参考資料」がこれに続いており、研究や政策推進のために活用されている状況が示された。

- 今回の活用度調査では、回収率が半数を下回っていることから、今後、回収率を高めるための工夫を行うなど調査の改善が必要であると考えられる。また、学校を直接の対象とした調査の実施について検討する必要もあり、試行的に学校向けの調査を実施するための準備を進めた。

（２）評価システムの充実による研究の質の向上

【平成 29 年度計画】

- ① 「研究基本計画」に基づき、研究課題毎に、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。全ての研究課題について、外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。

【平成 29 年度実績】

○ 内部評価と外部評価について

国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点から研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。地域実践研究については、これらに加えて、指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けて評価を求めるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。

外部評価は、当研究所の運営委員会の下に置かれた外部有識者で構成される外部評価部会が行い、内部評価は「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内部評価（研究活動）に関する要項」に基づき、上席総括研究員等が行う。内部評価には、研究の実施期間中に行われる中間評価（研究開始年度の 10 月に行われる中間評価Ⅰと、2 年目の 10 月に行われる中間評価Ⅱの２種類）、研究開始年度の年度末に行われる初年度評価と最終年度の年度末に行われる最終評価がある。これら一連の評価は、②に述べる P D C A サイクルとして研究の質の向上のために実施されている。

○ 平成 29 年度に実施した研究課題に関する内部評価と外部評価

（内部評価）

- ・ 中間評価Ⅰ 平成 29 年 10 月 4 日～10 月 31 日 平成 29 年度開始基幹研究（２課題）
- ・ 中間評価Ⅱ 平成 29 年 10 月 4 日～10 月 31 日 平成 28 年度開始基幹研究（４課題）及び地域実践研究（４課題）
- ・ 初年度評価 平成 30 年 2 月 8 日～3 月 5 日 平成 29 年度開始基幹研究（２課題）
- ・ 最終評価 平成 30 年 2 月 8 日～3 月 5 日 平成 28 年度開始基幹研究（４課題）及び地域実践研究（４課題）
- ・ 評価者：上席総括研究員（８名）で中間評価は主査１名と副査１名、初年度評価と最終評価は主査１名、副査２名

（外部評価）

- ・ 初年度評価 平成 30 年 4 月 25 日～5 月 28 日 平成 29 年度開始基幹研究（２課題）
- ・ 最終評価 平成 30 年 4 月 25 日～5 月 28 日 平成 28 年度開始基幹研究（４課題）及び地域実践研究（４課題）
- ・ 評価者：有識者 15 名（大学教授、学校長、特別支援教育センター長等を含む。）

○ 評価結果

外部評価結果は以下のとおりであり、A+、A、B、C、C-の5段階で評価を実施し、10課題のうち、A+評価が1課題、A評価が9課題であった。

平成 29 年度外部評価結果

	研究種別	研究課題名	研究期間	外部評価 (総合評価)
		総合評価のまとめから評価のポイントを抜粋		
○終了課題				
1	基幹研究 (横断的研究)	我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究ーインクルーシブ教育システム構築の評価指標(試案)の作成ー これまでのインクルーシブ教育システムに関する本研究所の研究を進展させ、国内調査、海外調査を実施して質の高い8項目の指標をまとめたこと、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、幼稚園・学校の3機関で整合性を持ち、それぞれが相互に活用できるようにまとめたことは高く評価できる。	平成 28～ 29 年度	A
2	基幹研究 (横断的研究)	特別支援教育における教育課程に関する総合的研究ー通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当ててー 多様な学びの場における学習の連続性に着目して、新学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施につなげていこうとする重要な研究であり、形として手引き書という成果物を出せたことで、その成果が広く活用される可能性が高い。	平成 28～ 29 年度	A+
3	基幹研究 (障害種別)	特別支援学校(知的障害)に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究ー目標のつながりを重視した指導の検討ー 対象の幼児児童生徒の指導の現状と課題が明確になった意義は大きい。実践現場との連携のもと、自立活動指導の実践課題を児童生徒に即して具体的に明示し、かつ実際の授業改善を通して課題解決の方策を示し得た意義もまた大きい。	平成 28～ 29 年度	A
4	基幹研究 (障害種別)	発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究ー導入段階における課題の検討ー 今日的かつ重要な課題である高等学校における通級による指導の導入に関する本研究は、施策においても学校現場においても重要な内容である。今後、本研究の成果が全ての高等学校に浸透していくことを強く期待する。	平成 28～ 29 年度	A
○継続課題				
5	基幹研究 (障害種別)	視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究ー特別支援学校(視覚障害)における指導を中心にー 学校現場で課題となっている、視覚障害と他障害を併せ持つ児童生徒の指導方法の確立を目指す意義ある研究と認められる。視覚及び触覚活用の評価は、特別支援学校全体の重複障害教育に資するものである。次年度は知的障害の程度等に応じた整理も期待したい。	平成 29～ 30 年度	A
6	基幹研究 (障害種別)	精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究 本研究で計画されている「精神疾患及び心身症のある子どもの教育支援ガイドブック」は、特別支援学校(病弱)に在籍する児童生徒だけでなく、小・中学校、高等学校等の児童生徒にとっても活用が期待できる意義のある研究である。	平成 29～ 30 年度	A

○地域実践研究				
7	地域実践研究	地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究 対象地区における丁寧な調査により、それぞれの課題が明確になっている。インクルーシブ教育システムの構築に向けての様々な課題が浮き彫りにされており、これに基づく改善点を整理し、汎化されていくことは重要である。研究を国の施策、自治体や学校の方針に積極的に生かしてもらえるようにすることが重要である。	平成 28～ 29 年度	A
8	地域実践研究	インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究 インクルーシブ教育システム構築に当たっては、全ての教員が当該教育の意義と実践を理解することが重要であり、その現状と対応策を明らかにする本研究の意義は大きい。協力自治体と連携し、自治体のニーズに即して研修のあり方を追究した研究として、各地区の今後の研修のあり方の方策と方向性が明らかになっており活用に期待する。	平成 28～ 29 年度	A
9	地域実践研究	交流及び共同学習の推進に関する研究 全国レベルの実態調査に基づき、地域での取り組みや活動における課題や方向性が示唆され、交流及び共同学習に関する実践的効果の検証が、特別支援学校の視点のみならず、通常の学級の視点からも検討されている。とくに具体的な実施のためのガイドライン的成果物が作成された点からも、研究の目的を十分に達成できた優れた研究として評価できる。	平成 28～ 29 年度	A
10	地域実践研究	教材教具の活用と評価に関する研究ータブレット端末を活用した指導の専門性の向上と地域支援ー インクルーシブ教育システムの構築に向けた合理的配慮の提供にあたり、I C T 機器は非常に重要なツールであり、その活用内容、活用方法に関してのガイドの作成にたどり着くことができたことは、大きな評価に値すると考える。本研究では 10 項目のニーズを整理するとともに 29 の下位項目を設定できており、特別支援学校と小・中学校、教育行政での今後の活用が期待できるものとして評価できる。	平成 28～ 29 年度	A

【平成 29 年度計画】

② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、アウトカムを重視した評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の日々の研究活動の質的向上につなげるなど、P D C A サイクルを重視して評価システムを運用する。

【平成 29 年度実績】

- 平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続き、国の政策立案や施策推進等への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場での課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、地域実践研究については、これら加えて指定地域での課題解決の見込みについて項目を設けて評価を求めるなど、研究区分の特性に応じた評価を行った。(P26 の再掲)
- 平成 29 年度は、外部評価部会の意見に基づいて、初年度評価については研究の進捗状況を中心にした総合評価とし、新たに、次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求める項目を追加するなど、評価の観点・項目の改善を行った。

- 内部評価、外部評価の評価結果については、評価結果の確定後に、それぞれの研究代表者へ速やかにフィードバックを行っている。その際、中間評価、初年度評価の結果については、それぞれの指摘への対応状況について、次の段階の自己評価の際に様式に記入させ、具体的な報告を求めている。このようにPDCAサイクルが着実に実施されるように評価システムを運用した。

【以下、参考資料】

○ 平成 29 年度のニーズ調査結果

平成 29 年度に実施する研究に関して実施したニーズ調査の主な結果は以下のとおりである。

- ・ ニーズ調査の名称
平成 29 年度に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する研究課題等に係る意見の募集
- ・ 調査期間
平成 29 年 1 月 29 日～平成 29 年 2 月 28 日
- ・ 調査内容
平成 29 年度に実施する研究課題及び今後 5 年間に実施予定の研究課題についての意見招請
- ・ 調査対象
都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、市区町村教育委員会、特別支援教育センター、国立大学附属・公立・私立特別支援学校、運営委員・外部評価委員、教員養成大学、全国国公立幼稚園・こども園長会、全日本私立幼稚園連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国特別支援学級設置学校長協会、日本教育大学協会、日本教職大学院協会、全国都道府県教育委員会連合会、全国町村教育長会、全国特別支援教育推進連盟の計 3,288 件
- ・ 調査方法
郵送で依頼し、研究所のホームページで入力（調査は、ホームページ上に公開）
- ・ 調査結果とその反映について
具体的な意見があったのは平成 29 年度の新規研究課題について 204 件、第 4 期中期目標期間における 5 年間の研究計画について 38 件であった。

①基幹研究（障害種別研究）「視覚障害を伴う重複障害の児童生徒等の指導に関する研究－特別支援学校（視覚障害）における指導を中心に－」（新規研究課題）に対する主な意見は以下のとおりである。

- ・ アセスメントについて
「重複障害の場合、視機能の評価が困難なため、その適切な評価方法を示してほしい」
- ・ 指導内容・方法について
「視機能の発達その他、手指機能、触知覚、概念形成、認知機能等の発達を促す指導についても取り上げるべき」
「指導については、教材教具や環境の在り方についても示してほしい」
「視知覚教材、概念形成を促すための教材教具、ICT を活用した教材教具等を取り上げるべき」
「児童生徒等の実態に対応して、どのような教材教具を用いたらよいか」
- ・ 環境の在り方について
「環境のアセスメントを含めるべき」
- ・ その他
「研究成果をまとめたリーフレットについては、特別支援学校（視覚障害）以外の特別支援

学校や、特別支援学級在籍の児童生徒の指導を含めて、小中学校等での活用も想定できるため、それらの学校でも活用できるものにしてほしい」

②基幹研究（障害種別研究）「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究」（新規研究課題）に対する主な意見は以下のとおりである。

- ・小・中学校、高等学校での通常の学級や特別支援学級でも利用できる内容を盛り込んだ支援ガイドブック（仮）への期待
- ・教育課程との関係
- ・自立活動との関係
- ・インクルーシブ教育システム、連続性のある多様な学びの場、合理的配慮等
- ・医療、保健、福祉、労働等、関係機関との連携
- ・不登校との関係
- ・発達障害との関係についての要望、活用できる事例の紹介

③5年間の研究計画に関する意見については以下のとおりである。

「学びの連続性については、本市でも課題と感じている。障害の程度にもよるが、知的障害のある生徒の普通高等学校への進学率も高くなりつつある。このような中、特別支援学級と通級指導教室、通常学級、小学校と中学校、中学校と高等学校の学びの連続性について第4期の研究計画における研究には非常に期待している」

「インクルーシブ教育と言いながらも、まだまだ学校、地域、保護者等に共通理解されていない部分が多々ある」

「5年連続の研究における中間報告の有無について」

「「通常の学級と通級による指導の学びの連続性について」に対しては、「手引き書」への期待が大きい。都道府県、市町村で進められている高等学校における通級指導教室に対する多様な課題解決に対しても、助けとなる」

「次期学習指導要領施行が平成32年からのため、教育課程に関する研究結果をその前に聞けると有難い」

「基幹研究（知的障害）の27～28年度の研究内容の成果と課題が31～32年度の研究内容に連動すると良い。31～32年度のパッケージの中に盛り込まれることを期待する」

「知的障害教育領域において、次期学習指導要領の改訂に向けた検討の中で言及されている「学力の3要素」に沿った学習評価についての研究も実施に期待する」

「31年から始まる知的の専門性向上研修パッケージに大きな興味がある。団塊の世代が抜け、学校全体としての専門性を維持していくところが今後の学校の課題であると考えられる」

「聴覚障害教育では、地域の幼稚園・保育園に通う幼児への支援については課題が多い。保護者からの様々なニーズは幼児の実態等により柔軟に対応してきたが、十分とはいえない。言語・発音・聴能に関する指導や交流、園へ出向いての保育士へのアドバイスや環境整備等を行っているが、個々に支援ニーズが異なるため線引きが難しい面もある。このような視点からの、幼児期の地域支援についての在り方について研究での成果を期待する」

「教育行政で、教育施策を企画する際に発達障害をはじめとする障害のある児童生徒数が増

加している要因を問われることが多い。基幹研究で、障害のある児童生徒数が増加している要因を分析して欲しい」

「LDやADHDの「進路先」にかかる研究（実態把握も含めて）が望まれる」

「平成30年度より、高等学校における通級指導教室の制度が始まる。本県においても高い関心がある。今後も、学校間の引継ぎやライフステージに応じた支援の在り方について提案していただきたい」等

○ 平成29年度の活用度調査結果

平成29年度の活用度調査の主な結果は以下のとおりである。

- ・ 調査の名称
平成27年度に終了した研究課題の研究成果の活用度に関するアンケート調査（フォローアップ調査）
- ・ 調査期間
平成30年3月6日～平成30年3月28日
- ・ 調査内容
平成29年2月に実施した活用度調査のフォローアップとして、平成27年度に終了した研究課題の研究成果報告書サマリー集や研究成果の内容について、調査の対象とした機関や管下の学校等での閲覧状況と、現場における課題の改善への活用、活用される工夫、研究活動の改善への意見招請
- ・ 調査対象
都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会、特別支援教育センターの計191件
- ・ 調査方法
郵送で依頼し、研究所のホームページから調査票をダウンロードして入力
- ・ 回答結果
88件の回答（回収率は46.1%）があった。主な結果は、以下のとおりである。
①研究成果の活用：「平成27年度に終了した研究課題について、研究成果報告書サマリー集や研究成果の内容は、貴機関や学校等での課題解決の改善に活用できましたか。」
 - ・ 「活用できた」：46.6%
 - ・ 「具体的に活用する予定がある」：31.8%
 - ・ 「具体的に活用する予定がない」：6.8%
 - ・ 「無回答」：14.8%②活用の場面：どのような場面で活用できましたか、あるいは、活用する予定ですか。（複数回答可で合計152件）
 - ・ 「研修会やセミナー」：51件
 - ・ 「所管する学校・教職員への情報提供」：41件
 - ・ 「関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）への情報提供に当たっての参考資料」：9件
 - ・ 「研究の参考資料」：31件

- ・「政策推進に当たっての参考資料」：19 件
- ・「地域住民への情報提供」：1 件
- ・「その他」：無し

③活用する予定がない理由:活用する予定がない理由をお聞かせください活用する予定がない理由をお聞かせください。(複数回答可)

- ・「研究成果の内容が貴機関や学校等での課題に対応していない」：1 件
- ・「研究成果のまとめ方や示し方が活用には適していない」：1 件
- ・「研究成果の内容が活用には適していない」：1 件
- ・「研究成果の内容が分かりづらい」：3 件
- ・「その他」：3 件

④活用しやすい研究成果の内容のまとめ方や示し方の工夫:「活用しやすい研究成果について、どのような工夫があれば研究成果が活用しやすいか(研究の内容やまとめ方、示し方等)、②の活用場面を参考に、ご意見をお聞かせください。」

(現状の成果物についてのコメント例)

- ・サマリー集、リーフレット、ガイドブックの作成は有効である。
- ・現場へ配付できるリーフレット等が多くあると良い。
- ・キーワードやポンチ絵は有効である。
- ・Q&A形式の示し方も活用しやすい。

(改善や工夫点についてのコメント例)

- ・〇〇の指導の手引きなど、教員がすぐに活用できると良い。
- ・研究成果を、教育委員会などの行政向け、支援学校などの学校現場向けに分けて資料をまとめると良い。
- ・具体的な実践事例があるとよい。
- ・研究成果と合わせて活用可能なパワーポイント資料があると良い。
- ・各地で開催される研究大会等で報告すると良い。
- ・文字が多くなると煩雑になるためさらに簡略化が必要である。

○ 平成 29 年度に実施したその他の研究（共同研究、外部資金研究、受託研究）一覧

平成 29 年度 共同研究

番号	研究課題名	研究期間
共同研究		
1	インクルーシブ教育場面における知的障害児の指導内容・方法の国際比較－フィンランド、スウェーデンと日本の比較から－	平成 28～29 年度

平成 29 年度 外部資金研究（科研費）

番号	研究種目	研究課題名	研究代表者	金額 (千円)	研究期間
1	基盤研究 (A)	通常学級における子ども・教師の多様性を包含する多層指導モデル実現への地域協働支援	海津亜希子	8,500	平成 29～31 年度
2	基盤研究 (B)	アクセシブルデザインの理念に基づく晴盲共用の触知シンボルの形状とサイズの解明	土井 幸輝	1,500	平成 27～29 年度
3		通常学級における協同的でユニバーサルデザインな授業実践の開発	涌井 恵	1,600	平成 27～30 年度
4	基盤研究 (C)	メンター機能を活用した自閉症幼児の家族への早期支援プログラムの開発と効果評価	柳澤亜希子	800	平成 28～31 年度
5		吃音のある子どものレジリエンスの向上に関する教育支援プログラムの開発	牧野 泰美	1,000	平成 28～30 年度
6		インクルーシブ教育システムにおける合意形成のプロセスに関する研究	横尾 俊	1,300	平成 28～30 年度
7		インクルーシブ教育システムにおける中学校の通級の在り方に関する研究	笹森 洋樹	600	平成 28～30 年度
8		介入整合性を指標とした特別支援教育コーディネーターの機能向上に関する実証的検討	若林 上総	1,400	平成 29～31 年度
9		特別な配慮を要する子どもに対する社会の情報化に対応した消費者教育教材の開発と検証	新谷 洋介	1,300	平成 29～31 年度
10		通常学級担任教師と他者との連携に関する研究：特別支援教育連携尺度の開発	竹村 洋子	1,100	平成 29～31 年度
11	挑戦的 萌芽研究	UV 点字既存製法に代わる新規法提案と点字初心者用の触読し易い UV 点字サイズの解明	土井 幸輝	900	平成 27～29 年度
12	若手研究 (B)	自閉症児童の社会的スキルの般化・維持に対するセルフモニタリングの効果と変数の検討	半田 健	900	平成 28～30 年度
13		共に学ぶ場における発達障害児と典型発達児の他者・自己理解を促進する心理教育的支援	李 熙馥	800	平成 28～31 年度

14	研究活動 スタート支援	聴覚障害児幼児児童生徒の作文学習を支援する フォーマットの開発に関する研究	山本 晃	900	平成 29～ 30 年度
研究期間延長課題					
15	基盤研究 (B)	多層指導モデルによる学習困難への地域ワイド な予防的支援に関する汎用性と効果持続性	海津亜希子	—	平成 25～ 29 年度
16	基盤研究 (C)	学習支援に活用できる実行機能評定尺度の開発	玉木 宗久	—	平成 26～ 29 年度
17		スクールクラスターの構築に向けた特別支援学 校の学校間マネジメントに関する研究	小澤 至賢	—	平成 26～ 29 年度
	合 計	17 課題 (内 新規 5、継続 9、延長 3)		22, 300	

平成 29 年度 受託研究

番号	資金名	研 究 課 題 名	研究代表者	金額 (千円)	研究期間
1	柳井正 財団	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に係る開 発的研究－盲ろう担当教員等研修会	星 祐子	2, 500	平成 28～ 29 年度
2	気象文化 大賞	気象情報 Weathernews の ICT による特別支援教 育への活用	山本 晃	500	平成 29 年 度
3	笹川科学 研究助成	類似した副詞の手話表現に関する研究とタブ レット教材の作成－聴覚特別支援学校におけ る確かな知識を身につける授業を目指して－	山本 晃	400	平成 29 年 度
4	柳井正 財団	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる 研究	星 祐子	5, 000	平成 29～ 30 年度
5	大川情報 通信基金	点字初学者用の音声読み上げ機能を備えた触 読し易いUV点字学習教材の開発	土井 幸輝	1, 000	平成 29～ 30 年度
6	文部科学 省委託事 業	障害者の生涯学習活動に関する実態調査	明官 茂	2, 115	平成 29 年 度

基幹研究(横断的研究) 平成28年度～29年度
1. 我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究
ーインクルーシブ教育システム構築の評価指標(試案)の作成ー

【概要】

- 今後、インクルーシブ教育システム構築が一層本格化していく
- 各地域や学校等でインクルーシブ教育システム構築に向けた取組が実施されている
- その取り組みの成果や課題を可視化する指標が必要ではないか



【成果】

＜全国実態調査結果から＞： インクルーシブ教育システム構築に向けての課題として、各機関とも共通して、教員の専門性、スタッフの配置、教員の意識、校内の体制整備、保護者の理解、といった人的な課題を多く挙げていた。
＜海外調査結果から＞： 教育、医療、保健、福祉の関係諸機関の連携の義務付け(イギリス)、地域保健センターが中核となり、教育委員会、学校、社会福祉課等の連携により一貫した支援(イタリア)等、就学前から卒業後までの一貫した支援と機関連携が重視されていた。
＜評価指標(試案)＞

○都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、幼稚園・学校の3機関ごとに作成

○8つの観点(大項目)を設定し、施策・方針(目標)と実践の過程(具体的な方法・手立て)に分けて作成

○8つの観点は「1 体制 2 施設・設備 3 研修 4 指導体制 5 教育課程 6 交流及び共同学習 7 理解・啓発 8 機関間連携」

○評価指標(試案)の例：「1 体制」の小項目(主題)、評価指標(具体的な評価項目)より

「1 体制」の小項目

評価指標の例(抜粋：左の番号に対応)

施策・方針(目標)	実践の過程(具体的な方法・手立て)
(1) 都道府県教育委員会	
・都道府県の体制づくり(1-1)	・都道府県の体制の運用(1-4)
・市区町村の体制づくりの支援(1-2)	・市区町村の体制づくりの支援方法(1-5)
・学校の体制づくりの支援(1-3)	・学校の体制づくりの支援方法(1-6)
(2) 市区町村教育委員会	
・市区町村の体制づくり(1-7)	・市区町村の体制の運用(1-9)
・学校の体制づくりの支援(1-8)	・学校の体制づくりの支援方法(1-10)
(3) 幼稚園・学校、学級	
・学校の体制づくり(1-11)	・学校の体制の運用(1-13)
・管理職のリーダーシップ(1-12)	・管理職のリーダーシップの方法(1-14)

【成果物】

- 国内実態調査・海外実地調査報告 リーフレット http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/385/d_357.pdf
- 国内実態調査 報告書 <http://www.nise.go.jp/cms/7.14210.32.142.html>

国内外の研究・法令等の精査、全国実態調査、海外実地調査等に基づき、地域(教育委員会)、園・学校を対象としたインクルーシブ教育システム構築の評価指標(試案)を作成する。

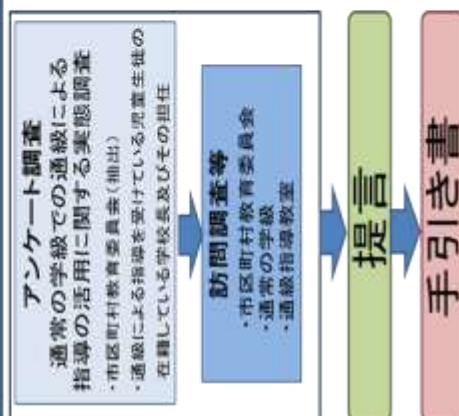
- 1-8 ○所管の園・学校の支援体制の充実を図る。
- 1-10 ○所管の学校における特別支援学級、通級による指導の状況を把握し、必要に応じて訪問し、指導助言を行う。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用するための体制を整備する。
- 1-11 ○機能的、組織的な校内体制の整備を図る。
- 1-13 ○特別支援学級担任や通級指導教室担当教員等が、校内支援や特別支援教育の推進に関して、理解啓発や助言等を含む支援の役割を担う。

基幹研究(横断的研究) 平成28年度～平成29年度 2. 特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 ー通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当ててー

【背景と目的・方法】

通級による指導は、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒のニーズに応じて行うことにより、その指導の効果が通常の学級における授業や生活において発揮できるようにすることが重要である。

そこで本研究では、通級による指導の対象となる障害種について、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて、右の図の1. 2. の2点を目的とした。



ジース教育新社より発売中
ISBN978-4-86371-450-2

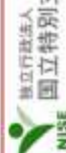
【提言と手引き書】

実態調査や訪問調査から、通常の学級と通級による学びの連続性を実現するための視点が明らかになり、それらを6つの提言としてまとめた。

- 提言1 情報交換・情報共有の方策の検討
連絡ノート、教材ファイル、データベースによる情報の一元化、場の設定や寸暇の活用等。
- 提言2 授業を見合う体制づくりと工夫
指導内容や指導方法等の理解につながる、公開授業、ティーム・ティーチング、ビデオ活用等。
- 提言3 学校全体の取組として展開
校内研究として学校全体の取組とする(授業参観・授業改善)等。
- 提言4 地域のリソースの活用と連携
地域の人的、物的資源の活用、特別支援学校のセンター的機能の活用等。
- 提言5 研修の工夫
通常の学級担任が通級による指導の担当者と共に研修する工夫、ビデオ活用等。
- 提言6 校長のリーダーシップと教育委員会のバックアップ
校長:外部人材の活用を含めたチーム学校としての経営、経営方針の共有等。
教育委員会:人的・物的、体制づくりに関わる環境整備や連携・協働を支援する等。

提言を踏まえ、通常の学級担任を対象とした「手引き書」を作成した。学校の1年間の流れに沿ったストーリー仕立てとした。内容は以下の10項目。

- ① 通級による指導の理解と教育課程の編成等
- ② 的確な実態把握
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ④ 情報交換・情報共有の工夫
- ⑤ 授業参観等の活用
- ⑥ 通級による指導を通常の学級に生かす工夫
- ⑦ 保護者、関係機関との連携
- ⑧ 研修
- ⑨ 管理職のリーダーシップ
- ⑩ 教育委員会による体制整備



研究代表者: 澤田 真弓

3.「特別支援学校(知的障害)に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－」

①研究概要

全国の特別支援学校(知的障害)を対象にアンケート調査を行い、各学部における自閉症のある子どもの在籍状況、自閉症教育の取組状況とその成果及び課題を明らかにした。

研究協力機関での実践研究から、教師が自閉症のある子どもたちの目標設定に際して、どういった視点や意図で目標設定(見直し)を行っているのか、目標のつながりを重視した指導を行うことで教師の指導や自閉症のある子どもに対する捉えの変容について検討した。

②研究成果

調査の結果、各学部において自閉症のある子どもたちの在籍数が増加しており、特に高等部で顕著であることが示された。また、多くの学校の各学部で、自閉症の特性を踏まえた取組が定着していることが明らかとなった。

実践研究を通して、自閉症のある子どもたちの指導で目標のつながりや重視することの意義と目標設定(見直し)のポイントを明らかにした。

研究協力機関においては、子どもにつけたい力(目標)が明確になったことで授業場面で子どもたちの姿を客観的に捉えることができるようになった、子どもたちの学びを掘り深めていくことができた、教師の子どもに対する捉えや関わり方が肯定的に変容した、自閉症のある子どもたちの実態に応じた授業改善につながった等の成果が報告された。

③成果物

○リーフレット「特別支援学校(知的障害)での自閉症教育の取組状況と課題」http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/7412/b_309.pdf

○リーフレット「自閉症のある子どもたちの指導目標の設定・見直しにおけるポイント－子どもの主体的な学びを引き出すために－」

http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/385/D_356.pdf



4. 発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究 —導入段階における課題の検討—

①研究概要

平成30年度より高等学校においても通級による指導が開始されるにあたり、円滑に導入するための課題とその方策及び発達障害等のある生徒の実態に応じた在り方について、都道府県アンケート調査（文科省との共同実施）、研究協力機関の取組等から検討し、全ての高校教員におさえて欲しいポイントとしてまとめた。

②研究成果

導入段階における課題

- (1) 通級による指導の位置づけ
- (2) 教育課程編成と単位認定
- (3) 指導内容（自立活動）
- (4) 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス
- (5) 担当教員の配置・専門性
- (6) 実施校、実施形態の設定
- (7) 教職員の理解、校内支援体制
- (8) 制度に関する説明・周知

全ての高校教員におさえて欲しいポイント（課題に対する方策）

- (1) 教職員全体の共通理解をどう図るか。
- (2) 校内支援のリソースの機能や役割をどう考えるか。
- (3) 担当教員の配置と専門性をどう考えるか。
- (4) 意義や目的に関する説明と周知をどう図るか。
- (5) 関係機関との連携、地域資源の活用をどう進めるか。
- (6) 生徒のニーズ把握と通級の判断をどう考えるか。
- (7) 特別の教育課程の編成をどう考えるか。
- (8) 自立活動に相当する指導の内容をどう考えるか。
- (9) 指導の評価と単位認定をどう考えるか。
- (10) 進路指導に関する指導をどう考えるか。

③成果物

- ・高等学校教員のためのガイドブック
<http://www.nise.go.jp/cms/7,385,32,133.html>
 (平成30年6月掲載予定)

高等学校における通級による指導では、生徒の自尊感情や自己理解、二次的な障害の予防という視点が重要。発達障害等のある生徒の気持ちを日常的に受け止め、心理面、情緒面の対応ができる場としての役割も期待される。

5. 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究

【背景・目的】

インクルーシブ教育システム構築に向けては、これまでに、どの市町村においても必要かつ重視すべき事項（グランドデザイン）が整理されてきているが、地域において実効性のあるものとするためには、地域の状況や課題に応じた取組の視点、推進方策の検討が必要である。本研究では、指定研究協力地域における調査や実践的検討を通して、地域においてインクルーシブ教育システム構築を進めていくための視点・方策を考察し、各地域の参考となる取組、取組を進めるための関係機関・関係部局等の相互連携の在り方等についての知見を提供することを目的とした。

【方法】

- ・インクルーシブ教育システム構築に向けてのグランドデザインに関する全市町村調査の実施（A県）
- ・小中学校の特別支援教育コーディネーターの課題意識に関する聞き取り調査とワークショップ（研修・協議等）の実施（A県）
- ・小中学校及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと通級担当教員の連携による各小中学校への巡回訪問相談の実施と巡回メンバーへの聞き取り調査、及び特別支援教育コーディネーターへのアンケート調査の実施（B県）
- ・個別の教育支援計画の作成と活用に関する特別支援学級担任へのアンケート調査及び聞き取り調査の実施（C県）
- ・小中学校の特別支援学級に通う児童生徒の通学の現状とニーズに関する特別支援学級担任等への聞き取り調査の実施（D県）
- ・特別支援学校における外部専門家を活用した専門性の向上に関する実践研究の実施（E県）

【示唆されたこと】

- ①市町村による小中学校の特別支援教育コーディネーターへの支援の必要性
- ②通級指導教室の機能の有用性（通級指導教室の設置の有無が、市町村のインクルーシブ教育システム推進に影響する可能性）
- ③特別支援教育コーディネーターの機能充実に向け、巡回相談等を利用しやすい工夫、及び研修機会を確保する工夫（既存の会合の活用、教育委員会や特別支援連携協議会等との連携・協働等）の必要性。研修の内容として、基礎的事項、情報交換、仲間づくり、実践的事項、士気・意欲の向上につながる内容を満たすことの重要性
- ④通級担当者や特別支援教育コーディネーターの連携による小中学校の校内支援体制への支援（巡回訪問相談）の有効性
- ⑤個別の教育支援計画の活用における校内教職員の連携・協力体制や教育委員会による学校支援の重要性
- ⑥「通学」の困難さが「共に学ぶ」ことの課題になっている可能性。児童生徒の「通学」の状況に目を向け、必要な支援を検討することの重要性
- ⑦外部専門家の効果的な活用に向けた、専門家の助言内容の校内での共有等、校内教職員の連携・協力体制の整備の重要性
- ⑧特別支援教育コーディネーター、個別の教育支援計画、校内支援体制、通級指導教室の活用、外部専門家の活用等の充実に向けた取組は相互に関連していること、及び取組を進める上での関係機関、関係部局等の連携・協働の必要性
- ⑨連携・協働における、関係機関、関係部局等の各々の担えることの整理とそれらの相互共有の重要性

※研究成果報告書→<http://www.nise.go.jp/cms/7.html>（6月掲載予定）

6. インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究

【背景】

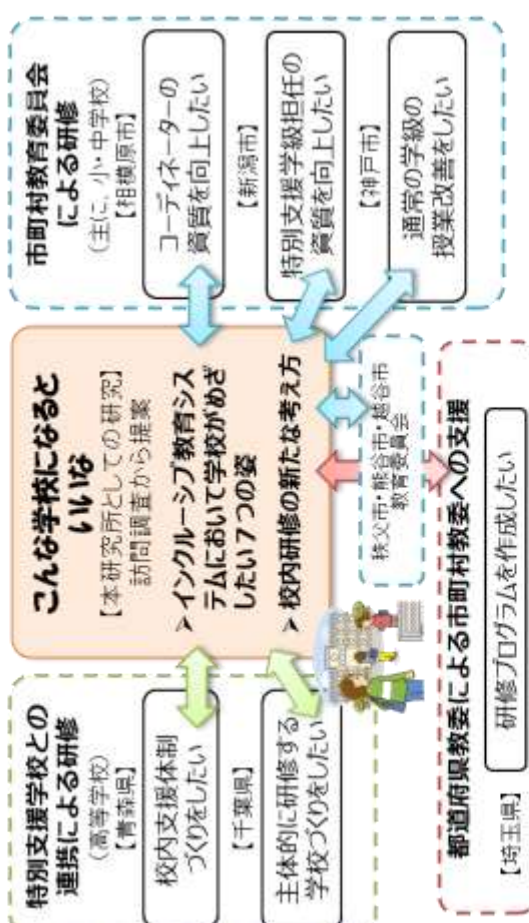
インクルーシブ教育システムの構築を推進するために、特別支援教育の一層の充実が重要であり、そのためには、「学校全体としての専門性」の確保と「すべての教員の資質・能力」の向上が重要。

【目的】

- インクルーシブ教育システムにおいて、**こんな学校** = **こんな学校になる**を提案する。
- インクルーシブ教育システム構築に向けた **新たな研修の考え方**を提案する。
- 都道府県教育委員会による市町村教育委員会への支援、市町村教育委員会による小・中学校の研修の充実、特別支援学校と高等学校との連携による研修の充実について提案する。

【方法】

- 本研究は、訪問調査を実施し、インクルーシブ教育システムにおいて学校がめざしたい姿等を検討した。
- 6県市教育委員会（指定研究協力地域）が、研究所と連携して研究を実施した。



【成果】

こんな学校になるという

○インクルーシブ教育システムにおいて学校がめざしたい7つの姿の提案

1. 管理職のリーダーシップが発揮されている
2. 特別支援教育コーディネーターが機能的に活動している
3. 機能的な校内体制が構築されている
4. 教師間のチームワーク（同僚性）が良好である
5. 子どもに関する情報が収集され活用されている
6. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っている
7. わかりやすい授業づくりがなされている

○校内研修の新たな考え方の提案

授業研究に特別支援教育の視点を取り入れる、指導案に個別の配慮を記入する、会議以外でも立ち話で情報交換を行うなど、教師が教育活動を充実させるために **日常的に実施している取組もインクルーシブ教育システムに関する研修**と呼べるものである。

（研究代表者：久保山茂樹）

学校がめざしたい7つの姿



【成果の活用】

- 本研究所及び指定研究協力地域6県市の研究成果は、各地域で「地域実践研究フォーラム等」を実施し普及した。
- 埼玉県：「インクルーシブ教育システム推進に向けた研修プログラム」を県内全市町村教育委員会に配付し、普及した。
- 相模原市：研究成果を、市総合教育センターにおける研修内容や方法の充実に活用した。
- 新潟市：「特別支援学級の授業づくりガイドブック」を作成、市内全特別支援学級に配付し、授業実践や研修等で活用している。
- 神戸市：研究指定校の取組を全市立幼稚園、小・中学校、高等学校に広めていくために活用した。
- 青森県及び千葉県：研究成果を高等学校の特別支援教育の充実やインクルーシブ教育システムの構築に活用している。

7. 交流及び共同学習の推進に関する研究

指定研究協力地域：静岡県（平成28年度・29年度）相模原市（平成29年度）

① 研究の概要

交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システムにおける基礎的環境整備に位置付けられる重要な教育活動である。交流及び共同学習の全国的な実態（取組状況と課題）を把握・分析するとともに、地域や学校に対して、交流及び共同学習（居住地校交流・校内における交流）の内容・方法等について具体的な資料を提供することを目的とする研究を行った。

② 研究の成果

- ・全国調査による居住地校交流や学校間交流の実態把握と先進的な校内交流の分析。
- ・インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習の概念整理。
- ・実践の具体的なポイントを整理した汎用性のあるチェックリストの作成。
- ・チェックリストを活用した実践研究として、居住地校交流の事前打ち合わせの充実（静岡県）、小学校内交流における指導案の検討（相模原市）による、実践の質的な向上。

③ 成果物

- 「交流及び共同学習チェックリスト」交流及び共同学習の具体的な実践のポイントを整理。

→研究成果報告書で紹介

- 「交流及び共同学習ガイドブック（試案）」
今後、チェックリストの項目毎に実践研究の事例や全国の事例を整理し、書籍発刊を予定。

地域実践研究 平成28年度～29年度 8. 教材教具の活用と評価に関する研究

【研究の概要】

特別支援学校の教師のタブレット端末を活用した指導の充実のための専門性の向上と、小・中学校へ支援するための手立てを明らかにすることが重要と考え、神奈川県、長野県を指定研究協力地域として、「障害のある児童生徒のタブレット端末活用方法の障害種別の特徴（研究1）」、「特別支援学校のタブレット端末を活用した指導の充実のための教師の専門性向上のための研修と授業実践（研究2）」、「タブレット端末活用のガイド作成のための小・中学校のニーズの検討と実践事例の収集（研究3）」を通じて教育現場に役立つ「ガイド」を作成した。

【研究成果】

タブレット端末活用方法を検討する際の観点の一つである先行研究「ICT活用の観点」に「D 実態把握支援」の観点を追加した。そして、小・中学校におけるタブレット端末等ICT機器を活用する際のニーズをまとめ、そのニーズを元に、「特別支援学校のセンター的機能を担当する先生のための小・中学校のタブレット端末の活用に関するガイド」を作成した。

「センター的機能を担当する先生のための小・中学校のタブレット端末の活用に関するガイド」の項目

①タブレット端末の指導方法の指導、②児童生徒に対する操作方法の指導、③読みの指導に対するタブレット端末の活用方法、④書きの指導に対するタブレット端末の活用方法、⑤数量の指導に対するタブレット端末の活用方法、⑥コミュニケーションの指導に対するタブレット端末の活用方法、⑦スケジュール管理の指導に対するタブレット端末の活用方法、⑧主体的・意欲的に取り組めるための工夫、⑨先生のタブレット端末の活用の取り組み方、⑩タブレット端末を活用するための機器等の環境整備

【成果物】

項目	A コーディネーター の役割	B 指導要領 の活用	C 学習支援 の活用	D 実態把握 支援
	指導要領 の活用	指導要領 の活用	学習支援 の活用	実態把握 支援
指導要領 の活用	指導要領 の活用	指導要領 の活用	学習支援 の活用	実態把握 支援

ICT活用の観点改定版

ガイド



「実践事例」

神奈川県、長野県
研究協力機関

【成果物の公開】



「支援教材ポータル」

<http://kyozai.nise.go.jp/>

「支援教材ポータル」研究成果・刊行物（6月掲載予定）http://kyozai.nise.go.jp/?page_id=62

第4期中期目標期間(平成28～32年度)における研究計画

[illegible]

より詳しい情報はこちらから御覧いただけます。
研究基本計画(平成30年3月改定) <http://nc>

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

【平成 29 年度計画】

① 「研修指針」に基づき、次の研修を実施する。

イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊研修）

（第一期）視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成29年5月15日～平成29年7月14日

（第二期）発達障害・情緒障害・言語障害教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成29年9月4日～平成29年11月8日

（第三期）知的障害教育コース

募集人員：70名

実施期間：平成30年1月16日～平成30年3月20日

募集人員計：210名

ロ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会：各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に関する専門的な知識・技能等の向上を図る研修（各2日間の宿泊研修）

・高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（連続型）

募集人員：105名

実施期間：第1回 平成29年5月8日～9日

第2回 平成29年8月28日～29日

第3回 平成30年1月9日～10日

・特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会

募集人員：70名

実施期間：平成29年7月20日～21日

・交流及び共同学習推進指導者研究協議会

募集人員：70名

実施期間：平成29年11月16日～17日

【平成 29 年度実績】

○ 当研究所の研修の体系について

- ・ 当研究所の研修は、第4期中期計画に基づき、研修の背景・必要性、研修実施の基本方針や実施体制等を明らかにした「研修指針」を策定（平成28年3月）し、実施している。

<研修の体系図>

目的	対象	形態	名称・内容	
指導者の養成	第2ステージ及び第3ステージの教職員	来所による研修	特別支援教育専門研修	障害種別のコース・プログラムで実施（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、発達障害、情緒障害、言語障害）
			指導者研究協議会	特別支援教育施策上や教育現場の喫緊の課題について実施
			全国特別支援学校長会との連携研修	全国特別支援学校長会と連携し、体育・スポーツ指導及び寄宿舎指導に関する協議会を実施
資質能力の向上のための支援	第1ステージから第3ステージの教職員	インターネットを活用した研修	講義配信	特別支援教育に関する基礎知識、各障害種の概論、指導方法等に関する講義を配信
			免許法認定通信教育	視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の第2欄の講義を配信

※第1ステージ：教職の基盤を固める時期

第2ステージ：『チーム学校』の一員として専門性を高め、連携・協働を深める時期

第3ステージ：より広い視野で役割を果たす時期

- 平成29年度は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るために、障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に「特別支援教育専門研修」を、また、特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等について指導的立場にある教職員を対象に「インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会」を実施した。（全国特別支援学校長会との連携研修についてはP54-55を参照）

○ 特別支援教育専門研修について

- インクルーシブ教育システムの充実に向け、各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、専門性の向上や指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める研修を実施した。

特に、特別支援学校教員については、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校を含む地域支援（特別支援学校のセンター的機能）の一層の充実に目指す内容とした。

- 平成29年度特別支援教育専門研修の募集人員は、前年比10名増の計210名としたが、研修修了者数は224名であり、募集人員に対する参加率（※）は106.7%となった。

※募集人員に対する参加率は、数値目標としては設定していないが、研修の見直しが必要かどうかの指標として運用している。募集人員に対する参加率が85%を下回る場合などにおいては、都道府県等の研修ニーズに合致していないことが考えられることから、その必要性や内容の見直しについて検討することとしている。

<特別支援教育専門研修の受講者数>

期間	コース別受講者数												
第一期 (5月15日～ 7月14日)	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース 69名 (31 都道府県、4 指定都市) ・専修プログラム別の内訳 <table> <tr> <td>視覚障害教育専修プログラム</td><td>12名(特12)</td></tr> <tr> <td>聴覚障害教育専修プログラム</td><td>21名(特20、小1)</td></tr> <tr> <td>肢体不自由教育専修プログラム</td><td>27名(特27)</td></tr> <tr> <td>病弱教育専修プログラム</td><td>9名(特9)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>69名(特68、小1)</td></tr> </table>	視覚障害教育専修プログラム	12名(特12)	聴覚障害教育専修プログラム	21名(特20、小1)	肢体不自由教育専修プログラム	27名(特27)	病弱教育専修プログラム	9名(特9)	合 計	69名(特68、小1)		
視覚障害教育専修プログラム	12名(特12)												
聴覚障害教育専修プログラム	21名(特20、小1)												
肢体不自由教育専修プログラム	27名(特27)												
病弱教育専修プログラム	9名(特9)												
合 計	69名(特68、小1)												
第二期 (9月4日～ 11月8日)	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 82名 (35 都道府県、3 指定都市、1 私立学校) ・専修プログラム別の研修修了者数内訳 <table> <tr> <td>発達障害・情緒障害教育専修プログラム</td><td>74名(小38、中15、高5、特14、 センター1、私立中・高1)</td></tr> <tr> <td>言語障害教育専修プログラム</td><td>8名(小6、特2)</td></tr> </table> ・選択プログラム別の内訳 ※当該コースの選択プログラムとして3日間、指導の場(「通常の学級」、「通級による指導」、「特別支援学級」)における課題に関する講義・協議を設け、受講者が希望する課題を受講できるようにしている。 <table> <tr> <td>通常の学級における指導</td><td>28名(小17、中4、特3、高2、センター1、 私立中・高1)</td></tr> <tr> <td>通級による指導</td><td>27名(小13、特8、中3、高3)</td></tr> <tr> <td>特別支援学級における指導</td><td>27名(小14、中8、特5)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>82名(小44、特16、中15、高5、センター1、 私立中・高1)</td></tr> </table>	発達障害・情緒障害教育専修プログラム	74名(小38、中15、高5、特14、 センター1、私立中・高1)	言語障害教育専修プログラム	8名(小6、特2)	通常の学級における指導	28名(小17、中4、特3、高2、センター1、 私立中・高1)	通級による指導	27名(小13、特8、中3、高3)	特別支援学級における指導	27名(小14、中8、特5)	合 計	82名(小44、特16、中15、高5、センター1、 私立中・高1)
発達障害・情緒障害教育専修プログラム	74名(小38、中15、高5、特14、 センター1、私立中・高1)												
言語障害教育専修プログラム	8名(小6、特2)												
通常の学級における指導	28名(小17、中4、特3、高2、センター1、 私立中・高1)												
通級による指導	27名(小13、特8、中3、高3)												
特別支援学級における指導	27名(小14、中8、特5)												
合 計	82名(小44、特16、中15、高5、センター1、 私立中・高1)												
第三期 (1月16日～ 3月20日)	知的障害教育コース 73名(32 道府県、5 指定都市、4 国立大学) ・専修プログラム別の内訳 <table> <tr> <td>知的障害教育専修プログラム</td><td>73名(特69、小3、中1)</td></tr> </table>	知的障害教育専修プログラム	73名(特69、小3、中1)										
知的障害教育専修プログラム	73名(特69、小3、中1)												
	合 計 224名(44 都道府県、8 指定都市、4 国立大学、1 私立学校) (小48、特153、中16、高5、センター1、私立中・高1)												

※特：特別支援学校、小：小学校、中：中学校、高：高等学校、センター：教育センター

<特別支援教育専門研修のカリキュラムの概要>

カリキュラム
【事前学習】 研修目的等についての理解を促すために、受講者が来所前に配信講義や事前学習用コンテンツを視聴
【共通講義】 総合的な指導力の向上に資する内容とし、以下の6つの領域について、講義と演習で構成する。 1. 特別支援教育についての基本的な事項、国の施策、喫緊の課題へ対応する内容(5.5コマ) 2. インクルーシブ教育システム充実に向けた各障害種教育論(8コマ) 3. 心理、生理、病理に関する内容(2コマ)

4. 研修成果の還元とリーダー養成（2 コマ）
5. 実地研修（1 コマ）
6. 研究協議（10 コマ）

【専門講義】

各障害種に応じた専門的内容とし、当該障害領域を中心に、心理、生理・病理、教育課程及び指導法に関する内容とする。講義のほか、アクティブ・ラーニングの視点から演習や実習を行う。各障害種の課題に応じた実地研修を設定する。

1. 教育理論及び教育実践に関する専門的内容（49 コマ）

各障害種に対応した以下の内容

- [教育理論] ・基礎理論 ・生理・病理 ・心理
- [教育実践] ・障害特性に応じた指導・支援 ・支援体制・連携 ・就労・キャリア教育
- ・当該障害と他障害との重複障害教育 ・喫緊の課題

[学校経営]

[実地研修]

2. 課題研究（7 コマ）

受講者がそれぞれの課題解決に向けて文献研究や講義の振り返り等、主体的に計画を立てて取り組む研修の時間。

○ インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会について

特別支援教育政策上の課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応し、次の三つの研究協議会を実施した。

①高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会

<期日>

（第1回）平成29年5月8日（月）～平成29年5月9日（火）

（第2回）平成29年8月28日（月）～平成29年8月29日（火）

（第3回）平成30年1月9日（火）～平成30年1月10日（水）

<概要>

- ・ 高等学校における通級による指導が平成30年度より制度化されることを踏まえ、各都道府県等において、高等学校における通級による指導に関わる指導主事及び担当教員又は担当することが予想される教員を対象に、研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上及び高等学校における通級による指導の理解推進を図るため、年3回の連続型の研修を新たに実施した。
- ・ 第1回目は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より高校通級制度の解説や行政の施策の説明、受講者が事前に提出した質問への回答を行い、制度の理解を深めた。また、指導主事、教員それぞれの班別協議において、通級による指導についての考え方と制度運用や実践上の課題等について協議した。第2回目は、第1回目の研修を踏まえた実践報告と課題の解決方法や今後工夫すべきこと等について協議した。第3回目は、通級による指導を充実させていくための具体的方策、手順等について協議を行った。
- ・ 募集人員（105名）に対する参加率は平均で96.8%、また、終了後アンケートの研修が有意義であったとするプラス評価は99.7%となっており、所期の目的は達成している。また、受講者からは「す

でモデル校として高校通級に取り組んでいる自治体の様子を知ること、何が大切になってくるかを学び取ることができた。形だけ高校通級を作って体裁を整えるということがないように、根幹をしっかりと作っていきたい。」「第2回は各県とも具体的に進んでいて、お互いに共通する課題や、それを解決するためのヒントを得ることができた。高校通級という未知のものに取り組む上で、各都道府県が集まって知恵を出しあう場は本当に貴重である。」「これまで2回の協議会をふまえ、各都道府県等の取組から得られたことを、これまでの本県の取組にも生かしていけるように取り組んできた。今回3回目となる協議会でも、運用開始を控えた各自治体の取組から、運用開始後にも参考にしていきたい視点などを学ばせていただくことができた。」などの感想があり、有意義な研修であったことが窺えた。

<受講者数・参加率>

受講者数 114 名（47 都道府県、9 指定都市） 第1回：100 名 95.2%（教育委員会 47 名、高等学校 47 名、センター6 名） 第2回：103 名 98.1%（教育委員会 48 名、高等学校 49 名、センター6 名） 第3回：102 名 97.1%（教育委員会 46 名、高等学校 50 名、センター6 名） 実受講者：114 名（教育委員会 55 名、高等学校 53 名、センター6 名）	参加率： 96.8%
---	---------------

②特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会

<期日> 平成 29 年 7 月 20 日(木)～平成 29 年 7 月 21 日(金)

<概要>

- ・ インクルーシブ教育システムの充実を目指し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導・支援を行う上で必要な ICT の活用について、指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、教育支援機器等の活用に関する専門的知識を深め、各地域における指導・支援の充実を図ることを目的に、2 日間の研修を実施した。
- ・ 第1日目に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より政策動向「次期学習指導要領を踏まえた ICT 活用」について講義するとともに、当研究所の研究成果を基に「タブレット端末等 ICT 機器を活用した指導の専門性」について講義し、その後、指導主事対象のコースと教員対象の 2 コースに分かれて、各自のレポートをもとに班別協議を行った。第2日目は、班別協議及び演習を行い、各学校で ICT 活用を進めていく上での課題や活用方法等について協議を深めた。
- ・ 募集人員（70 名）に対する参加率は 114%と高く、終了後アンケートの研修が有意義であったとするプラス評価も 100%となっており、所期の目的は達成している。また、受講者からは「最新の政策動向や ICT 機器活用についての講義をいただき大変参考になった。また、班別協議では、他県の ICT に関わる取組等について、意見交換や協議を深めることができ、とても有意義な研修であった。」「新学習指導要領における ICT の位置付けに関する講義が、学校にもどって他教員になぜ ICT なのかを説明するための参考になった。」などの感想があり、有意義な研修であったことが窺えた。

<受講者数・参加率>

受講者数 80 名（37 都道府県、13 指定都市、10 国立大学） （指導主事 23 名、特別支援学校 47 名、小学校 6 名、中学校 2 名、高等学校 2 名） ※募集人員 70 名のところ、83 名の推薦があったが、4 名以上推薦の県等に人数調	参加率： 114%
--	--------------

整を行った。	
--------	--

③交流及び共同学習推進指導者研究協議会

<期日> 平成 29 年 11 月 16 日(木)～平成 29 年 11 月 17 日(金)

<概要>

- ・ インクルーシブ教育システムの充実を目指し、各都道府県等において障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進を図ることを目的に、2 日間の研修を実施した。
- ・ 第 1 日目は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より政策動向「交流及び共同学習をめぐる現状と課題」、当研究所の地域実践研究「交流及び共同学習の推進に関する研究」の研究成果について講義を行い、その後、交流及び共同学習の特色のある取組の紹介を行った。第 2 日目においては、「交流及び共同学習を推進する上での学習活動の工夫」、「居住地における児童生徒の交流及び共同学習の推進」、「交流及び共同学習を推進する上での行政的取り組み」を柱として、分科会ごとに、各地域の課題の解決や今後の推進方策等について協議を深めた。
- ・ 募集人員（70 名）に対する参加率は 104%と高く、終了後アンケートの研修が有意義であったとするプラス評価も 98%となっており、所期の目的は達成している。また、受講者からは「全国的な動向、各地の学校の取組について、大変勉強になった。」「インクルーシブ教育をすすめる中で、交流及び共同学習は大きな役割を担っていると思う。」「計画的、継続的に行っている県や市の取組を聞くことができて良かった。」などの感想があり、有意義な研修であったことが窺えた。

<受講者数・参加率>

受講者数 73 名（37 都道府県、13 指定都市、5 国立大学） （指導主事 23 名、特別支援学校 36 名、小学校 7 名、中学校 6 名、高等学校 1 名）	参加率： 104%
---	--------------

【平成 29 年度計画】

- ② 研修の実施に当たっては、関係機関との連携等研究所の研修に求められるニーズや社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

【平成 29 年度実績】

○ 研修カリキュラムの見直し等について

特別支援教育専門研修及び各研究協議会においては、受講者に対する修了直後のアンケート等を踏まえ、研修の実施を担当した研究職員による反省会を実施し、次期の研修に反映させることとしている。その結果、研修の質的向上の取組として、見やすく分かりやすい資料の作成例の提案やシラバスに沿った講義となるよう担当講師への要請、最新の研究成果を講義に取り入れるなどのカリキュラムの見直し等を行った。

また、特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応し、高等学校における通級による指導に関する研修を研究協議会として新たに実施するとともに、発達障害教育についてより幅広くセミナー形式とするなどの見直しを図った。

(主な改善例)

- ・インクルーシブ教育システムの充実を図るため、専門研修のカリキュラムの「各障害種教育論」において小・中学校等に在籍している支援の必要な児童生徒への指導内容・方法等に関する内容を増やすとともに、「教育と医療・保健・福祉・労働との連携」において特別支援学校の地域支援（センター的機能）を意識した内容とした。
- ・「各障害種教育論」において、研究成果について取りあげるとともに、新学習指導要領、高校通級に関わる内容について、国の最新情報や最新の調査結果を取り入れるなど、講義内容について随時の見直しを行った。
- ・受講者が指導者として活躍できるよう、共通講義「研修の企画・運営の方法」において、グループ協議を行った上で自己目標を考えさせるなど、協議・演習の構成を工夫した。
- ・高等学校における通級による指導の制度化に向けた国の政策動向を踏まえ、導入に向けての経緯や検討課題、留意点等についての講義や、既に導入している教育委員会、高等学校の取組の紹介、連続型の研修として課題を整理するなど、より実践的な研修を新たに実施した。

【平成 29 年度計画】

- ③ 任命権者である教育委員会等に対して、平成 28 年度研修受講者を対象とした研修修了 1 年後における指導的役割の実現状況（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）についてのアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。

これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。

【平成 29 年度実績】

1) 特別支援教育専門研修修了 1 年後アンケート調査における指導的役割の実現状況

特別支援教育専門研修の各期の受講開始に当たり、予め任命権者である教育委員会等を通じた研修成果の還元に関する事前計画書の作成・提出を課すとともに、研修修了 1 年後を目途に、研修内容・方法等の改善・充実と各地域等での指導的役割の実現状況の把握を目的に、アンケート調査を行うこととしている。平成 29 年度においては、平成 28 年度特別支援教育専門研修受講者、受講者の所属長及び受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了 1 年後アンケート調査を平成 30 年 1 月に実施した。

その結果、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は 99.6%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は 99%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は 100%と、目標値である 80%を超える結果となった。[P63 参照]

(指導的役割の例)

- ・ 県教育長より「学校教育指導委員」の指名を受け、県教育庁特別支援教育課指導主事の指導活動に協力し、県立特別支援学校及び小・中学校等への学校訪問等を行った。

2) 特別支援教育専門研修における自己目標の修了直後における実現状況

受講者は、研修当初に『研修の企画、運営の方法』の講義（研究職員担当）を受講し、この中で「この研修で目指すもの、私の目標」の設定を行い、研修修了時に自己評価を行った。その結果、受講者が事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況は、第 1 期は 96%、第 2 期は 96%、第 3 期は 98%と、目標値である 80%を超える結果となった。また、修了直後アンケートでは、研修プログラムについて「指導者研修として適切であるかどうか」についても問うているが、各期とも 100%のプラス評価という結果となった。[P64-65 参照]

3) インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了 1 年後アンケート調査における指導的役割の実現状況

平成 28 年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（就学相談・支援指導者研究協議会、発達障害教育指導者研究協議会、特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者

研究協議会、交流及び共同学習推進指導者研究協議会)について、特別支援教育専門研修と同様に、各研究協議会受講者、受講者の所属長及び受講者の任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後アンケート調査を平成30年1月に実施した。

その結果、研究協議会によって多少のばらつきはあるものの、4研究協議会全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は95.6%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は97.9%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.9%と、目標値である80%を超える結果となった。

また、平成29年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会受講者に対する研修修了直後のアンケート調査結果においては、研修プログラムについて「研修が全体として有意義であったかどうか」について問うているが、高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会で99.7%、特別支援教育におけるICT活用に関する指導者研究協議会で100%、交流及び共同学習指導者研究協議会で98%とのプラスの評価を得た。[P66-70 参照]

(指導的役割の例)

- ・受講者は現在指導的立場として、県等が主催する研修の企画・立案や指導助言を行っている。また、「教育相談・就学支援ハンドブック」による情報提供及び毎年度の改訂作業を担っており、他県の取組で参考となるものを、本県の就学相談体制に生かそうとしている。

4) 特別支援教育担当の指導主事等に対する研修受講アンケート調査の実施

指導者養成研修の在り方等、今後の研修事業の改善・充実に資するため、都道府県・指定都市教育委員会及び特別支援教育センター等の特別支援教育担当の指導主事等に対し、当研究所での研修経験の有無や研修事業に対するニーズを把握するためのアンケート調査を、平成30年1月に行った。

その結果、305名(45都道府県、15指定都市)から回答があり、本研究所の研修経験を有する指導主事等は、59.3%であった。また、参加経験のある研修は特別支援教育専門研修が21.0%と最も多く、次いで就学相談・支援指導者研究協議会が15.4%となった。さらに、本研究所の研修に対しては、「特別支援教育専門研修では、国の施策や各障害種別の教育論、アセスメントと指導の在り方等を学ぶことができるだけでなく、実地研修や研究協議を通して学びを深めるなど、指導者養成研修として、充実した内容であると感じています。」「研修会に参加させていただく度に、多くの知見を得ることができるとともに、参加者同士の情報交換の機会を通じて実際の取組を伺うこともでき大変有意義に思っています。」などの声が寄せられた。[P73 参照]

【平成 29 年度計画】

- ④ 上記のほか、幅広い学校種の教員を対象に、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図るための教育実践セミナーを実施する。また、全国特別支援学校長会と連携して、特別支援学校における体育・スポーツ活動の指導者を対象に、指導の充実を図るための協議会を実施するとともに、特別支援学校寄宿舎指導員を対象に、寄宿舎における指導の充実を図るための協議会を実施する。

【平成 29 年度実績】

○ 発達障害教育実践セミナーの実施

平成 29 年度より、新たに、広く発達障害についての教員の理解促進と実践的な指導力の向上を図るため「発達障害教育実践セミナー」を開催した。これは、発達障害者支援法の改正や社会における発達障害に対する関心の高まり、早期支援の取組からライフステージを通した切れ目のない支援の重要性等、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性が高まってきていることを踏まえ実施することとしたものであり、平成 29 年度においては、テーマを「通級による指導に期待されること」とし、通級による指導の担当者向けのプログラムとして実施した。

(ア) 目的

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等の教員及び教育委員会・教育センター等の関係者に対し、発達障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援に関して、最新情報の提供や取組の紹介、実践事例の報告、研究協議等を通じて、広く発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る。

(イ) 期日 平成 29 年 7 月 28 日（金）

(ウ) 参加者数 募集人員：200 名 参加者数：208 名

(エ) 実施内容

午前は、筑波大学教授柘植雅義氏の基調講演と当事者を交えたシンポジウムを行った。午後は、参加者が「実態把握とアセスメント」「通常の学級と通級の連携」「中学校・高等学校における通級」の 3 つの分科会に分かれ、通級による指導の担当者による事例提案と研究協議、大学教員による指導・助言を行った。

参加者からは、「指導者としての意識の持ち方を考えさせられた。」「教育にもエビデンスが求められていることがわかった。」「通級を利用している本人とともに指導・支援の内容を考える必要性を感じた。」等の感想が寄せられた。実施後のアンケートも満足度が 95%を超えるなど、参加者のニーズに合ったセミナーとなった。[アンケート結果の概要は P71 参照]

○ 全国特別支援学校長会との連携研修の実施

全国特別支援学校長会との連携研修として、引き続き「特別支援学校寄宿舎指導実践協議会」を開催するとともに、障害者スポーツの推進に向けて、新たに、「特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会」を開催した。

①特別支援学校寄宿舎指導実践協議会

(ア) 目的

特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して、各都道府県等の寄宿舎指導員による実践発表、情報交換等を行い、寄宿舎における指導の充実を図る

(イ) 期日 平成 29 年 7 月 27 日 (木)

(ウ) 参加者数等 募集人員：50 名 参加者数：62 名 (39 都道府県、1 国立大学、1 私立学校)

(エ) 実施内容

午前は文部科学省による行政説明及び東京都立文京盲学校校長による基調講演を行い、午後は障害種別の部会に分かれ、参加者からのレポート報告、質疑応答、意見交換等を行った。

参加者からは、「新学習指導要領がこれからの寄宿舎の在り方・考え方に大きなヒントがあったことに気づいた。」「情報交換ができた。各校の寄宿舎の様子を知ることができた。」等の声があり、アンケートでは全ての回答者から有意義であったとの評価を得、満足度の高い協議会となった。[アンケート結果の概要は P71 参照]

②特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会

(ア) 目的

各都道府県の特別支援学校における、体育・スポーツ活動に関して、指導的立場にある教員等による実践交流・情報交換を通じて、体育・スポーツ指導の専門性の向上及び特別支援学校を拠点とした体育・スポーツ活動の充実を図り、もって障害のある児童生徒の自立や社会参加と生涯学習への基盤を養うための資質・能力の向上を目的とする。

(イ) 期日 平成 29 年 8 月 18 日 (金)

(ウ) 参加者数等 募集人員：60 名 参加者数：47 名 (30 都道府県、2 指定都市、5 国立大学)

(エ) 実施内容

午前はスポーツ庁による行政説明、全国特別支援学校長会みんな de スポーツ推進委員会調査報告及び基調講演を行い、午後は当研究所体育館において、スポーツ実践交流としてボッチャを行った。

参加者からは「実践的な研究だけでなく、調査の結果や障害者スポーツの現状を知ることができて、とても参考になりました。」「内容はどれもボリューム感があり、貴重な時間であった。それゆえ、1 日で終わる日程がちょっときつい。1 日半程度の日程がよかったようにも思えた。」等の意見があり、アンケートでは全ての回答者から有意義であったとの評価を得、満足度の高い協議会となった。[アンケート結果の概要は P71-72 参照]

- これらのセミナー・協議会については、終了後アンケートでは、おおむね肯定的であり、所期の成果をあげていることが分かった。また、アンケート結果等を踏まえ、次年度（平成 30 年度）においては、発達障害教育実践セミナーの募集人員を 300 名程度に拡充するとともに、特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会を 2 日間の日程で開催することとした。

（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

【平成29年度計画】

- ① 「研修指針」に基づき、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。
- イ 配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう更新する。また、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。
- ロ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報することにより、講義配信の受講登録数を、平成29年度末までに、2,400人以上を確保する。

【平成29年度実績】

○インターネットによる講義配信

１）講義コンテンツの充実

都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っている。配信する講義コンテンツについては、特別支援教育全般と各障害種別、職能別、研修体系別、校種別等体系的・計画的な整備を図っており、平成29年度は、インクルーシブ教育システムの構築に向け、新規に高等学校や幼稚園における特別支援教育に対応した7コンテンツを追加し、116コンテンツ（平成29年度末現在）とした。なお、幼稚園向けのコンテンツについては、平成30年度において、さらに3コンテンツを公開する予定である。

（平成29年度新規コンテンツ）

- ・高等学校に求められる合理的配慮と基礎的環境整備
- ・高等学校における校内支援体制づくり（１）
- ・高等学校における校内支援体制づくり（２）
- ・高等学校における特別な配慮を要する生徒への進路指導
- ・高等学校における特別支援教育に関する研修及び授業研究の進め方
- ・高等学校段階（思春期）における障害のある生徒の心理と自己理解
- ・幼児期における特別支援教育の考え方

（平成30年度公開予定）

- ・幼児期の具体的な関わり方の実際
- ・幼児期の関係機関との連携
- ・幼児期の子どもをもつ保護者とのかかわり



図 インターネットによる講義配信画面（平成29年度新規コンテンツ例）

2) 利用者アンケート調査等による改善

利用者アンケートを基にした内容及び運用の改善については、平成28年度末から平成29年度始めにかけて、講義配信を活用して研修を実施している教育委員会・学校・発達支援センターを抽出して実地調査を行い、具体的な事例を収集するとともに今後の要望等を聴取した。

その結果、上述の幼稚園・高校教員向けのコンテンツの拡充につながった。また、収集した事例は、各学校・教育委員会における教員研修等での活用事例の紹介や、多様なニーズに応じた研修プログラム※を提案するリーフレットの作成に活用した。

※例えば、新たに通級指導の担当者になった者向けに、通級による指導に関する基礎的な知識や障害種別の指導についての知識を習得するための配信講義をピックアップして一覧として示すなど、教育委員会や学校における研修及び個人の主体的な学習に活用できるもの。

3) 広報活動の実施による登録者数の増加

インターネットによる講義配信のリーフレットを、全国特別支援学校長会をはじめとする各種校長会や研究所セミナー、全国特別支援教育センター協議会等で配布し、幅広く広報を行った。

登録者数については、平成29年度末で2,722名となり、平成28年度末の1,877名から845名の増（＋45％）となった。平成29年度計画を達成するとともに、中期目標期間中の4,000人以上の登録に向けて、大きく成果をあげたところである。

（インターネットによる講義配信の受講登録者数）

登録者の属性別	人数	割合（％）
特別支援学校	988 名	36.3％
小学校	594 名	21.8％
中学校・前期中等教育学校	194 名	7.1％
高等学校・後期中等教育学校	116 名	4.3％
保育所・幼稚園	17 名	0.6％
大学・高等専門学校	82 名	3.0％

専修学校等	3 名	0.1%
教育委員会等	286 名	10.5%
その他	399 名	14.7%
属性無回答	43名	1.6%
合計	2,722名	100%

4) 新たな取組

- ・ 教育委員会や学校からのインターネット接続については、自治体によっては外部との接続を制限している場合もあることから、教育委員会から申し出があった場合には、自治体内のクローズドなネットワークでの活用を行えるよう、ファイルを提供する取組を新たに行った。平成29年度は、東京都及び岐阜県の教育委員会にファイルを提供した。
- ・ 利便性向上の取組として、特別支援学校の学習指導要領が改訂されたことを踏まえ、独立行政法人教職員支援機構が動画配信している「校内研修シリーズ（新学習指導要領編）」へのリンクを貼り、講義配信利用者の便宜を図った。

【平成29年度計画】

- ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。

免許法認定通信教育の実施に当たっては、平成28年10月から開講している視覚障害領域の科目に加え、平成29年4月から新たに聴覚障害教育領域の科目を開設するとともに、受講者の利便性を考慮した運営の工夫を行う。

免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を平成29年度間に、700人以上を確保する。

【平成29年度実績】

(ア) インターネットによる免許法認定通信教育の実施

1) 概要

特別支援教育に携わる教員の免許状取得率向上を支援するため、特別支援学校教諭一種又は二種免許状の取得に必要な単位をインターネットを活用して取得できる免許法認定通信教育を平成28年度より実施している。

実施に当たっては、受講者の利便性を考慮し、パソコン・タブレット端末・スマートフォンを利用して、履修期間中は24時間、職場・自宅・通勤時など様々な場所で講義コンテンツを視聴できるようにしている。また、各講義コンテンツの視聴終了後にオンラインによる理解度チェックテストを実施し、受講者自身で確認できるようにしている。

2) 開設科目

平成29年度は、前期（平成29年4月～8月）に「視覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位）及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位）（新規）を、後期（平成29年10月～平成30年2月）に「視覚障害児の心理、生理及び病理」（1単位）（新規）及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法」（1単位）を開設した。また、平成30年度に新たに開講する「聴覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」について、収録、教材作成を行った。

《開設科目》

- ・平成29年度前期
 - 「視覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」
 - 「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」（新規）
- ・平成29年度後期
 - 「視覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」（新規）
 - 「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」
- ・平成30年度前期開講予定
 - 「視覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」
 - 「聴覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」（新規）

3) 単位認定試験

全ての講義コンテンツ（全15コマ）の視聴を完了し、さらに、全ての理解度チェックテストに合格した者に対して、全国の特別支援学校等に会場を設けて単位認定試験を実施した。単位認定試験は、前期については平成29年8月12日（土）に全国25会場で、後期については平成30年2月3日（土）に全国28会場で実施し、単位取得者は1,236名となった。受験者数、合格者数は、次のとおりである。

①平成29年度前期単位認定試験（平成29年8月12日（土）全国25会場）

科目	視覚障害児の教育課程 及び指導	聴覚障害児の教育課程 及び指導法	合計
受講者数	365名	523名	888名
修了者数	272名	398名	670名
受験者数	258名 (うち再受験9名)	376名	634名
合格者数	255名 (うち再受験9名)	356名	611名
不合格者数	3名	20名	23名

②平成29年度後期単位認定試験（平成30年2月3日（土）全国28会場）

科目	覚障害児の心理、生理 及び病理	聴覚障害児の教育課程 及び指導法	合計
受講者数	495名	318名	813名
修了者数	438名	256名	694名
受験者数	409名	266名 (うち再受験28名)	675名
合格者数	380名	245名 (うち再受験26名)	625名
不合格者数	29名	21名	50名

4) 受講者の利便性を考慮した運営の工夫

受講者の利便性向上のため、試験実施会場を原則県庁所在地に設定するとともに、障害のある者への配慮について、本人からの聞き取りを基に措置した。また、受講者からの質問や要望を基に、「よくある質問」の拡充や理解度チェックテストを配信講義とは別に視聴できるようにするなどの改善を図った。

[視覚障害のある者への配慮の例]

- ・問題用紙へのチェックによる解答（原則はマークシートへの記入）
- ・ルーペの持参及び使用
- ・試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲））
- ・テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題
- ・パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出

[聴覚障害のある者への配慮の例]

- ・試験室内の前列、通路側に座席を設ける
- ・注意事項等の説明をメモにより伝達する
- ・試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う

(イ) 特別支援教育専門研修における免許法認定講習及び免許状更新講習

特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を併せて開設し、講習履修者に対して試験（レポート）による審査のうえ、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位の認定を行った。

<免許法認定講習の単位認定の状況>

[第一期専門研修] 受講者総数69名のうち、認定講習履修単位修得者延べ82名（実数31名）

免許法施行規則に定める 科目区分		開設科目名	専修プログラム名				
			視覚	聴覚	肢体	病弱	計
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育原理Ⅰ	5名	4名	6名	—	15名
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害児の心理、生理及び病理	10名	—	—	—	10名
		視覚障害児指導法	8名	—	—	—	8名
		聴覚障害児の心理、生理及び病理	—	11名	—	—	11名
		聴覚障害児指導法	—	9名	—	—	9名
		肢体不自由児の心理、生理及び病理	—	—	7名	—	7名
		肢体不自由児指導法	—	—	6名	—	6名
		病弱児の心理、生理及び病理	—	—	—	—	—
		病弱児指導法	—	—	—	1名	1名
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害・LD等教育総論Ⅰ	6名	4名	5名	—	15名

[第二期専門研修] 受講者総数82名のうち、認定講習履修単位修得者延べ60名（実数30名）

免許法施行規則に定める 科目区分		開設科目名	専修プログラム名		
			発達・情緒	言語	計
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育原理Ⅱ	29名	1名	30名
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害・LD等教育総論Ⅱ	29名	1名	30名

[第三期専門研修] 受講者総数74名のうち、認定講習履修単位修得者延べ92名（実数27名）

免許法施行規則に定める 科目区分		開設科目名	専修プログラム名	
			知的	計
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育原理Ⅲ	22名	22名
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	知的障害児の心理、生理及び病理	25名	25名
		知的障害児指導法	22名	22名
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害・LD等教育総論Ⅲ	23名	23名

- 当研究所の免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者は、中期目標で3,000名を指標としているが、平成29年度においては年度計画の700名以上の倍である1,470名が取得しており、国の施策である免許状取得率の向上に寄与しているものとする。

種 別		単位修得者数
免許法認定通信教育		1,236名
特別支援教育専門研修	第一期専門研修	82名
	第二期専門研修	60名
	第三期専門研修	92名
	小 計	234名
合 計		1,470名

- また、特別支援教育専門研修において、併せて開設している免許状更新講習については、講習履修者に対して試験（記述式筆記）による審査のうえ、下記のとおり履修の認定を行った。

（免許状更新講習の履修認定の状況）

（第一期）9名 内訳【必修領域】履修者9名、全員の履修を認定

【選択必修】履修者8名、全員の履修を認定

【選択領域】履修者8名、全員の履修を認定

（第二期）3名 内訳【必修領域】履修者3名、全員の履修を認定

【選択必修】履修者3名、全員の履修を認定

【選択領域】履修者3名、全員の履修を認定

（第三期）4名 内訳【必修領域】履修者4名、全員の履修を認定

【選択必修】履修者4名、全員の履修を認定

【選択領域】履修者4名、全員の履修を認定

【以下、参考資料】

＜特別支援教育専門研修に係るアンケート結果＞

①平成 28 年度特別支援教育専門研修修了 1 年後のアンケート調査

対象	質問	回答数	回答	研修全体の プラス評価
平成28年度特別支援教育専門研修修了者	研修成果を教育実践等に反映できているか	205／220 名 (回収率 93.2%)	①とてもそう思う 102 名(49.8%) ②そう思う 102 名(49.8%) ③あまりそうは思わない 1 名(0.4%) ④そうは思わない 0 名(0%)	99.6%
受講者の所属長(学校長等)	研修成果を教育実践等に反映できているか	208／220 名 (回収率 94.5%)	①とてもそう思う 110 名(52.9%) ②そう思う 96 名(46.1%) ③あまりそうは思わない 2 名(1.0%) ④そうは思わない 0 名(0%)	99.0%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	203／214 名 (回収率 94.9%)	①とてもそう思う 90 名(44.3%) ②そう思う 113 名(55.7%) ③あまりそうは思わない 0 名(0%) ④そうは思わない 0 名(0%)	100%

※受講者が研修成果をより効果・効率的に教育実践等に還元し、指導的役割の達成について、取り組んでいる事項及び意見等（抜粋）

- ・県重点事業のワーキンググループのメンバーとしての参画等や、事例収集において実践事例の提供を求めるなど、県の施策の立案や推進に関する役割を担えるようにしている。また、県総合学校教育センターや各教育事務所が主催する研修において講師として話題提供するなどの場を設定している。
- ・教育委員会特別支援教育室の事業において、地域の推進役として実践をまとめる、或いは専門家チームの一員として指導・助言にあたるというそれぞれの役割を担っている。また、特別支援教育コーディネーターとして、地域の支援について研究会で検討し、地域の特別支援教育の理解啓発のための実践を進めている。
- ・県教育長より「学校教育指導委員」の指名を受け、県教育庁特別支援教育課指導主事の指導活動に協力し、県立特別支援学校及び小・中学校等への学校訪問等を行った。校内の研修部主任として、組織の中心となって校内研究の推進に努めた。

※研修成果を教育実践に反映させていない場合の理由

- ・専門的な知識技能に裏付けされた実践が充分行われておらず、あわせてそのことを土台としたリーダーとしての活躍が十分できなかった。知識と実践が結びついていなかったと考えられる。
- ・本人の活用能力、研修内容の教育実践における展開能力。研修内容を活かせるほど、校内研修等が充実していない。

②平成 29 年度特別支援教育専門研修受講者の研修自己目標の実現状況

設問「設定した『この研修で目指すもの、私の目標』について、どの程度達成できましたか」

対象	回答	達成状況
第 1 期特別支援教育専門研修 (視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース) 69 名	①十分に達成できた 10 名 (15%) ②達成できた 56 名 (81%) ③どちらかといえば達成できなかった 3 名 (4%) ④全く達成できなかった 0 名 (0%)	96%
第 2 期特別支援教育専門研修 (発達障害・情緒障害・言語障害教育コース) 82 名	①十分に達成できた 16 名 (19%) ②達成できた 63 名 (77%) ③どちらかといえば達成できなかった 3 名 (4%) ④全く達成できなかった 0 名 (0%)	96%
第 3 期特別支援教育専門研修 (知的障害教育コース) 73 名	①十分に達成できた 11 名 (16%) ②達成できた 60 名 (82%) ③どちらかといえば達成できなかった 1 名 (1%) ④全く達成できなかった 1 名 (1%)	98%

<専修プログラム別の内訳>

回答	視覚	聴覚	肢体	病弱	発達・情緒	言語	知的	病弱
①十分に達成できた	1名	6名	2名	1名	15名	1名	11名	1名
②達成できた	10名	13名	25名	8名	56名	7名	60名	8名
③どちらかといえば達成できなかった	1名	2名	0名	0名	3名	0名	1名	0名
④全く達成できなかった	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	0名

<自己目標の設定例>

- ・センター的機能の体制を整えるために、次の 3 点を目標とする。①特別支援教育の全体像を学び、自分の専門性を高める。②聴覚障害教育について深く学び、他県の教員と情報交換すると共に今後のつながりを築く。③支援体制（方法、内容、計画、評価等）について学び、学校でできることを企画する。
- ・地域の特別支援ブロックリーダーとして、必要な専門的知識を身につけ、各学校の先生方に根拠・理論のあるアドバイスを行えるようにする。また、アセスメントの仕方、障害による特性や対応の仕方、個別の支援・指導シートの作成の仕方などを知り、地域全体の特別支援の底上げをする力を身につける。
- ・ここで学んだ専門知識を基に、若手、中堅教員の方が特別支援の基本的な考え方や法律などを理解し、実践に生かそうとする研修を企画運営できる実践力をつけたい。

※自己目標が「どちらかといえば達成できなかった」理由（例）

- ・ここで学んだことを、現場に戻って実践。そこで初めて本当の意味での「達成」になるのではないかと感じました。
- ・研修内容が多岐にわたり、自分には難しすぎて理解できないものが含まれていたから。自分自身の研修としてはとても有意義なものであったが、おそらくそれだけで終わりにしてはいけないのではないかと感じるから。
- ・発達障害の生徒への対応については、受講後現場の事例と結び付けて考えられるようになったが、高校通級については、現場での現実的な取り組みがイメージできるほどに十分には深められなかった。
- ・目標自体が間違っていたことに気づいたから。

など

③平成 29 年度特別支援教育専門研修受講者に対する研修修了直後のアンケート調査

設問「この研修内容は、指導者研修として適切であると思いますか。」

対象	回答	研修全体の プラス評価
第一期特別支援教育専門研修 (視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース) 69 名	①とても適切である 36 名 (52%) ②適切である 33 名 (48%) ③どちらかといえば適切ではない 0 名 (0%) ④適切ではない 0 名 (0%)	100%
第二期特別支援教育専門研修 (発達障害・情緒障害・言語障害教育コース) 82 名	①とても適切である 49 名 (63%) ②適切である 25 名 (37%) ③どちらかといえば適切ではない 0 名 (0%) ④適切ではない 0 名 (0%)	100%
第三期特別支援教育専門研修 (知的障害教育コース) 73 名	①とても適切である 39 名 (53%) ②適切である 34 名 (47%) ③どちらかといえば適切ではない 0 名 (0%) ④適切ではない 0 名 (0%)	100%

<専修プログラム別の内訳>

回答	視覚	聴覚	肢体	病弱	発達・情 緒	言語	知的	病弱
①とても適切である	9名	13名	12名	2名	49名	3名	39名	1名
②適切である	3名	8名	15名	7名	25名	5名	34名	8名
③どちらかといえば適切ではない	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
④適切ではない	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・学校で課題に感じているテーマだけでなく、法制度や社会的な流れについても学ぶことができ、視野を広げることができた。また、他校の先生方との交流や、学校見学を通して、具体的な手立てについても様々な考えを得ることができた。
- ・講義では、専門的な知識や、指導・支援についての考え方を学ぶことができ、また、研究協議では、日頃考えていることや、あるテーマについてじっくりと話し合うことができ、どちらも有意義であった。
- ・基礎及び専門的な知識の理解・習得だけでなく、学校組織において率先して特別支援教育推進役を遂行するための研修をさせていただいた。
- ・研修内容はすべて専門的な知識を得ることができる内容であった。基礎的な講義に始まり、次第に演習等が増えて応用する内容となっていたので、一つ一つ学ぶことができた。いろいろな方法での研修が組まれていることが魅力的であった。

<研修に対する不満（要改善）>

- ・話すスピードが速かったり、文字が非常に細かいものがあつたりしたので理解することが困難なことがあつた。
- ・言っていることがわかりにくかったり、プレゼンテーションの文字数が多いときがあつた。
- ・膨大な資料の講義や文字が多い資料は、見にくかったです。
- ・途中で予定になかったパワーポイント資料（ご自身の出張報告など）を突然その場の思いつきではさまれたり、テーマとかなり脱線しながら話をしたりされる講師の方がおられました。

<インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会に係るアンケート結果>

①平成 28 年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会修了 1 年後アンケート結果

イ 就学相談・支援指導者研究協議会

対象	質問	回答数	回答	研修全体の プラス評価
平成28年度研修受講者	研修成果を教育実践等に反映できているか	65／67 名 (回収率 97%)	①とてもそう思う 23 名 (35%) ②そう思う 42 名 (65%) ③あまりそうは思わない 0 名 (0%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	100%
受講者の所属長 (学校長等)	研修成果を教育実践等に反映できているか	63／67 名 (回収率 94%)	①とてもそう思う 24 名 (38%) ②そう思う 39 名 (62%) ③あまりそうは思わない 0 名 (0%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	100%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	65／67 名 (回収率 97%)	①とてもそう思う 30 名 (46%) ②そう思う 35 名 (54%) ③あまりそうは思わない 0 名 (0%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	100%

※アンケートの自由記述 (抜粋)

- ・管理職や通常の学級担任対象の、支援教育の視点を踏まえた学校・学級経営に関する資料、保護者理解や関係機関との連携マニュアルなどの作成に取り組んだ。
- ・受講者は現在指導的立場として、県等が主催する研修の企画・立案や指導助言を行っている。また、「教育相談・就学支援ハンドブック」による情報提供及び毎年度の改訂作業を担っており、他県の取組で参考となるものを、本県の就学相談体制に生かそうとしている。

ロ 発達障害教育指導者研究協議会

対象	質問	回答数	回答	研修全体の プラス評価
平成28年度研修受講者	研修成果を教育実践等に反映できているか	92／104 名 (回収率 88%)	①とてもそう思う 31 名 (34%) ②そう思う 57 名 (62%) ③あまりそうは思わない 4 名 (4%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	96%
受講者の所属長 (学校長等)	研修成果を教育実践等に反映できているか	93／104 名 (回収率 89%)	①とてもそう思う 44 名 (47%) ②そう思う 49 名 (53%) ③あまりそうは思わない 0 名 (0%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	100%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	80／83 名 (回収率 96%)	①とてもそう思う 37 名 (46%) ②そう思う 42 名 (53%) ③あまりそうは思わない 1 名 (1%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	99%

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・受講者は「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」研究指定に係る研究の推進役として取り組み、本協議会の成果を校内に還元した。
- ・受講者を当課に招き、本市の中学校・高等学校の連携上の課題として研究協議会で発表した内容と、それに対する解決の方途や他都市の受講者の取組等の情報について、要点を整理した。それを特別支援教育コーディネーター研修で提案型として発表させた。

※有効に反映できていない場合の理由

- ・研修等では、大学教授等からの講義を行っており、研修受講者には学校内での実践的な取組を行っているため。

ハ 特別支援教育における ICT 活用に関わる指導者研究協議会

対象	質問	回答数	回答	研修全体のプラス評価
平成28年度研修受講者	研修成果を教育実践等に反映できているか	68/73 名 (回収率 93%)	①とてもそう思う 21 名 (31%) ②そう思う 43 名 (63%) ③あまりそうは思わない 4 名 (6%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	94%
受講者の所属長（学校長等）	研修成果を教育実践等に反映できているか	65/73 名 (回収率 89%)	①とてもそう思う 26 名 (40%) ②そう思う 36 名 (55%) ③あまりそうは思わない 2 名 (3%) ④そうは思わない 1 名 (1%)	96%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	65/68 名 (回収率 96%)	①とてもそう思う 27 名 (42%) ②そう思う 36 名 (55%) ③あまりそうは思わない 2 名 (3%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	97%

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・次年度の県教育センター研修講座の講師及びアドバイザー役としてリストアップし、県全体の特別支援教育の指導力向上につなげるよう計画・実施している。学校訪問の際、管理職に研修成果を授業や校務分掌等でどのように活かしているか確認する。
- ・受講者は、指導的立場として県等が主催する研修等の企画・立案等を担っており、教務主任研修会や病弱特別支援学校 ICT 教育研究会では情報提供や指導助言を行っている。

※有効に活用できていない場合の理由

- ・対象が都道府県教委の研修であり、本受講生は平成29年度人事異動で本校教頭となったことから本校において助言する姿はあったが、学校（他校も含め）への直接の還元は立場上できなかった。
- ・今春、自己都合で退職されて、本校には国体選手を兼ねる教員の授業補充の非常勤講師として勤務しているため、研修成果を還元していただく機会が設けられない。
- ・特別支援学校にあるような機械についての研修内容だったと聞いているが、本校にはそのような専門的な機械がないため、活用できていない。

二 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

対象	質問	回答数	回答	研修全体の プラス評価
平成28年度研修受講者	研修成果を教育実践等に反映できているか	69/74 名 (回収率 93%)	①とてもそう思う 18 名 (26%) ②そう思う 46 名 (67%) ③あまりそうは思わない 5 名 (7%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	93%
受講者の所属長 (学校長等)	研修成果を教育実践等に反映できているか	68/74 名 (回収率 92%)	①とてもそう思う 29 名 (43%) ②そう思う 36 名 (53%) ③あまりそうは思わない 3 名 (4%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	96%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	71/74 名 (回収率 96%)	①とてもそう思う 28 名 (39%) ②そう思う 43 名 (61%) ③あまりそうは思わない 0 名 (0%) ④そうは思わない 0 名 (0%)	100%

※アンケートの自由記述 (抜粋)

- ・特別支援教育巡回相談員として、研修の成果を多くの地域に還元したり、研修で得た知識を学校での指導に活かせるよう助言したりするなど、指導的役割を十分担っている。
- ・研修で習得した全国各地域の特別支援教育の情報や取組、専門的な知識等を活用して、他教員にも適切なアドバイスを行っている。また、学校内及び教育委員会での伝達研修はもちろんのこと、各研修会・学習会における企画・立案において中心的な役割を担うことで、その研修成果を全市的に普及できるよう積極的に活動していくことが重要である。

※有効に活用できていない場合の理由

- ・受講者が今年度の校内組織において支援業務に関わる時間が限られている部署にならざるを得なかったこともあり、研修報告が校内の一部に留まったことや業務の実務に研修成果を反映させにくい状況となってしまった。今後や短・中期規模での教育活動や支援業務を見通して具体的な研修成果の反映点を明確にしていくことに一層留意していきたい。
- ・特別支援学級の担任をさせているが、研修内容を十分理解しておらず、個々の生徒のニーズに対応できていないという課題。
- ・教員自身の改革意識をどう高めていくか、引き出していくかというところかと考えている。
- ・人事異動により管理職になったことから地域への直接的な還元は難しい。(2名)

ホ 4 研究協議会全体

対象	質問	研修全体の プラス評価
平成28年度4研究協議会受講者	研修成果を教育実践等に反映できているか	95.6%
受講者の所属長 (学校長等)	研修成果を教育実践等に反映できているか	97.9%
受講者の任命権者である教育委員会等	研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画など、指導的役割を実現していると思うか	98.9%

②平成 29 年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会終了直後アンケート結果

イ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会

- ・設問「今回の研修は、全体として有意義なものであると思いますか」

回答	第 1 回		第 2 回		第 3 回		合計		研修全体の プラス評価
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
①有意義であった	86名	89%	87名	91%	89名	92%	262名	90.7%	99.7%
②どちらかといえば有意義であった	10名	11%	9名	9%	7名	7%	26名	9.0%	
③どちらかといえば有意義ではなかった	0名	0%	0名	0%	1名	1%	1名	0.3%	
④有意義ではなかった	0名	0%	0名	0%	0名	0%	0名	0%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・すでにモデル校として高校通級に取り組んでいる自治体の様子を知ること、何が大切になってくるかを学び取ることができた。形だけ高校通級を作って体裁を整えるということがないように、根幹をしっかり作っていきたい。
- ・第 2 回は各県とも具体的に進んでいて、お互いに共通する課題や、それを解決するためのヒントを得ることができた。高校通級という未知のものに取り組む上で、各都道府県が集まって知恵を出しあう場は本当に貴重である。
- ・これまで 2 回の協議会をふまえ、各都道府県等の取組から得られたことを、これまでの本県の取組にも生かしていけるように取り組んできた。今回 3 回目となる協議会でも、運用開始を控えた各自治体の取組から、運用開始後にも参考にしていきたい視点などを学ばせていただくことができた。

※「どちらかといえば有意義ではなかった」理由

- ・実態表とワークシートが課題として課されていましたが協議の時間がとれていなかったこと、各校のシステムに関する事柄が多く実際に実態がこうで支援として具体的にこうだ！という協議を行い、持ち帰って題材として活用できるヒントを持ち帰る研修があればよいと思います。たぶん皆さん「どんな授業をしたらよいか」というイメージが持ちにくいのでは。

ロ 特別支援教育における ICT 活用に関する指導者研究協議会

- ・設問「この研修は、全体として有意義なものであると思いますか」

回答	回答数	割合	研修全体の プラス評価
①有意義であった	63名	84%	100%
②どちらかといえば有意義であった	12名	16%	
③どちらかといえば有意義ではなかった	0名	0%	
④有意義ではなかった	0名	0%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・最新の政策動向や ICT 機器活用についての講義をいただき大変参考になった。また、班別協議では、他県の ICT に関わる取組等について、意見交換や協議を深めることができ、とても有意義な研修であった。
- ・新学習指導要領における ICT の位置付けに関する講義が、学校にもどって他教員になぜ ICT なのかを説明するための参考になった。

ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

・設問「この研修は、全体として有意義なものであると思いますか」

回答	回答数	割合	研修全体の プラス評価
①有意義であった	62名	87%	98%
②どちらかといえば有意義であった	8名	11%	
③どちらかといえば有意義ではなかった	1名	2%	
④有意義ではなかった	0名	0%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・自分が指導者という立場で働くにはまだ力不足な部分がありますが、今回の研修で、全国的な動向、各地の学校の取組について、情報をいただけたことは大変勉強になった。
- ・インクルーシブ教育をすすめる中で、交流及び共同学習は大きな役割を担っていると思う。計画的、継続的に行っている県や市の取組を聞くことができてよかった。今後の課題としては、やはり副籍としながらも、教員等の定数に関わらない点で、受け入れ側の負担軽減を考えていく必要があると感じた。

※「どちらかといえば有意義ではなかった」理由

- ・もっと具体的な取り組み例に時間を使ってほしかったです。特に通常学級の生徒への指導方法など。

<平成 29 年度発達障害教育実践セミナー及び校長会との連携研修の終了直後アンケート結果>

①平成 29 年度発達障害教育実践セミナー

- ・設問「本セミナーは、発達障害教育の理解推進と実践的な指導力の向上を図る上で、参考となるものであったと思いますか。」

回答	回答数	割合	研修全体の プラス評価
①とても参考になった	142名	84.0%	98.8%
②やや参考になった	25名	14.8%	
③あまり参考にならなかった	1名	0.6%	
④参考にならなかった	1名	0.6%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・講演では背景的なものから指導者としての意識の持ち方等、とても勉強になり、刺激となりました。この機会をしっかりと生かしたいと思います。
- ・エビデンスベースドが教育効果にも求められることを知り、改めてがんばろうと思いました。自分も研究的な視点を持って、指導の経過をみてみようと思います。
- ・夏休み、2日間でもいいと思います。子どもがいない間が参加しやすいですし、夏休み初めがそのあと授業など考えるのに参考にできるのでいいです。

②平成 29 年度特別支援学校寄宿舎指導実践協議会

- ・設問「今回の協議会は、全体として有意義なものであると思いますか」

回答	回答数	割合	研修全体の プラス評価
①有意義であった	55名	89%	100%
②どちらかといえば有意義であった	7名	11%	
③どちらかといえば有意義ではなかった	0名	0%	
④有意義ではなかった	0名	0%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・新学習指導要領がこれからの寄宿舎の在り方・考え方に大きなヒントがあったことに気づいた。
- ・行政説明で新学習指導要領について触れられ、それらと関連付けられた基調講演がとても分かりやすかった。
- ・情報交換ができた。各校の寄宿舎の様子を知ることができた。
- ・交代制勤務はマイナスではなく、社会に出たときのことを考えるとメリットになることを知った。
- ・協議の時間がもっと欲しい。

③平成 29 年度特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会

- ・設問「今回の協議会は、全体として有意義なものであると思いますか」

回答	回答数	割合	研修全体の プラス評価
①有意義であった	32名	78%	100%
②どちらかといえば有意義であった	9名	22%	
③どちらかといえば有意義ではなかった	0名	0%	
④有意義ではなかった	0名	0%	

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・実践的な研究だけでなく、調査の結果や障害者スポーツの現状を知ることができて、とても参考になりました。
- ・いろいろな立場の方から幅広い視点からのお話をきくことができて大変有意義であった。他県の先進的な取組を学ぶことができた。自県と同じ課題（改善がスムーズにっていない事柄）をもっていることを知り、今後特支の体育・スポーツにおける取り組むべき内容を確認することができた。ボッチャの実技については、戦術や練習の運び方（進め方）など参考になった。
- ・内容はどれもボリューム感があり、貴重な時間であった。それゆえ、1日で終わる日程がちょっときつい。1日半程度の日程がよかったようにも思えた。

<指導主事等に対する研修経験アンケート調査の概要>

- ・概要： 当研究所の今後の研修事業の改善・充実に資するため、都道府県・指定都市教育委員会及び特別支援教育センター等の特別支援教育担当の指導主事等に対し、本研究所での研修経験の有無や研修事業に対するニーズを把握するための標記アンケート調査を平成30年1月～3月に実施。
- ・調査対象： 都道府県及び指定都市教育委員会並びに特別支援教育センター等の指導主事等
- ・調査方法：教育委員会及び教育センターに対し、特別支援教育担当指導主事等から直接、ウェブアンケートに回答するよう依頼
- ・回答者数： 305名（45都道府県、15指定都市）
- ・指導主事等経験年数：①0～3年 202名（66.2%）
②4～6年 75名（24.6%）
③7～9年 21名（6.9%）
④10年～ 7名（2.3%）

・主な調査結果：

①研究所の研修経験	あり 181名（59.3%） なし 124名（40.7%）
②参加経験のある研修	特別支援教育専門研修（短期研修） 21.0% 就学相談・支援指導者研究協議会 15.4% 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 15.1%
③研修受講の直後に得られた成果	専門的な知識・技術等の向上 29.8% 教員としての視野の拡大、実践力の向上 27.6% 学校等での組織力の向上（チームワークの発揮）への意欲 8.8%
④現在、振り返ってみた研修の成果	専門的な知識・技術等の向上 30.9% 教員としての視野の拡大、実践力の向上 27.1% リーダーとして必要な知識・技能等の向上 19.3%

※アンケートの自由記述（抜粋）

- ・特別支援教育専門研修では、国の施策や各障害種別の教育論、アセスメントと指導の在り方等を学ぶことができるだけでなく、実地研修や研究協議を通して学びを深めるなど、指導者養成研修として、充実した内容であると感じています。
- ・研修会に参加させていただく度に、多くの知見を得ることができるとともに、参加者同士の情報交換の機会を通じて実際の取組を伺うこともでき大変有意義に思っています。
- ・研修事業等について、ニーズ調査等を行っていただき、その要望に沿った内容の研修等を行っていただきありがたく思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

3 総合的な情報収集・発信や広報の充実及び関係機関等との連携強化を通じた特別支援教育に関する幅広い関係者の理解の促進

(1) 戦略的かつ総合的な情報収集・発信の推進

【平成 29 年度計画】

① 「広報戦略」に基づき、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集を行う。

- イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。
- ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。

【平成 29 年度実績】

○ イ [情報収集] について

1) 研究に関連する情報収集

当研究所は、特別支援教育に関するナショナルセンターとして、文部科学省等の国の施策に関する情報、都道府県教育委員会等に関する情報、各種校長会等との連携や研究協力校における実践に関する情報、関連学会での学術的な情報等を幅広く収集している。

具体的には、専門分野別の各障害研究班や横断的な研究班・研究チームが主体となり、研究計画に基づいて研究に必要な情報を計画的に収集するとともに、専門研修等に必要な情報収集を行っている。そのために、文部科学省による説明会や各種検討会への参加、研究所が行う研修や研究協議会等への文部科学省職員等の招聘や日常的な情報交換、教育委員会等との協議や情報交換、連携する校長会等の協議会への参加や研究協力校等への学校訪問（各研究班・チームの研究で、それぞれ 5～9 校）による実践例の収集、学会等（専門領域以外の医療や福祉、心理学会等を含む）への参加による研究成果の発表と学術的情報収集等、継続して幅広く情報を収集している。不足する情報はインターネットや文献検索等で補っている。

2) 発達障害教育及び教材・支援機器等に関する情報収集

研究班・チームとは別に、情報コンテンツの作成や情報普及を目的として、発達障害教育に関する情報は新しく組織した発達障害教育推進センターが、障害種をまたがる特別支援教育の教材・支援機器等（ICT 等を含む）に関する情報は情報・支援部が、それぞれ、文部科学省や厚生労働省、都道府県の教育センター等と連携して、系統的に幅広く収集している。

○ ロ [コンテンツの整備] について

1) 収集した情報に関するコンテンツの整備

当研究所の研究成果については、主に研究者が活用できるように、研究成果報告書、その概要をまとめたサマリー集、研究紀要、特総研ジャーナルとして、また、教育委員会や教育現場で活用できるように、サマリー集や特総研ジャーナル、研究成果物（各種リーフレット類）としてコンテンツを整備している。また、教育現場や大学等で活用できるように各研究班・研究チームが収集した

情報を基に研究所が書籍として発行している「特別支援教育の基礎・基本」については、広くインターネットで利用することを目的に、新たにホームページにも掲載できるようにコンテンツとして整理した。さらに、「研究成果報告書」のように、研究成果・刊行物別にホームページ上で提供していた研究成果で、平成 24 年度以降のコンテンツについては、より活用しやすいように、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別に整理して情報発信できるようにした。

2) 発達障害教育及び教材・支援機器等に関する情報コンテンツの整備

発達障害教育については、研修講義やQ&Aを発達障害教育推進センターのホームページで公表できるように、コンテンツを整備した。なお、平成 28 年度に開設した You Tube の NISE チャンネルについては、視聴できる発達障害教育推進センター研修講義数を増やした（23 本中 13 本が You Tube で視聴可能）。[P80 参照]

教材・支援機器等については、研究所内の展示室で実物を展示できるように障害種別に系統的に整理するほか、特別支援教育の支援教材については、支援教材ポータルサイトに掲載できるよう、コンテンツをデータベース化して整理した。



図 NISE チャンネル (YouTube 内)

【平成 29 年度計画】

② 「広報戦略」に基づき、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、情報提供の量的充実とその効果的・戦略的な取組を推進する。

イ 国や都道府県、特別支援学校はもとより、市区町村や幼稚園、小・中学校、高等学校、保護者、関係団体等多方面に対して、インターネットなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実する。

ロ 研究所のホームページについて、情報提供コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにする。また、国際的な情報発信を強化するため、発達障害教育に関する情報をはじめ、研究所が有するコンテンツの英語版の作成を計画的に進める。

ハ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。

ニ 研究や国際会議・外国調査の報告等を内容とする特総研ジャーナル、研究紀要、英語版のジャーナルである NISE Bulletin を平成 29 年度中にそれぞれ 1 回刊行し、ホームページに掲載する。また、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介するメールマガジンを

毎月1回配信する。

ホ 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関するアンケート調査を行い、これに基づき、ホームページを改善する。

ヘ 国の政策当局や国立の研究機関に対し、幅広く研究所の活動や研究成果等について理解を深めてもらうため、セミナーや意見交換会を開催する。

【平成 29 年度実績】

○ イ及びハ「研究成果などの情報発信」について

- ・研究成果報告書等の研究成果・刊行物は、インターネットを通じて利用できるよう、ホームページ上に掲載して情報提供を行った。これらのコンテンツについては、特別支援教育全体と各専門領域（各障害種）別に整理し、ホームページの改定にあわせて、新たなページに一覧として掲載した。また、サマリー集やリーフレット類等は印刷物として作成し、サマリー集については、都道府県・市区町村教育委員会、特別支援学校、特別支援教育センター、国立大学等へ幅広く配布し、リーフレット類については、各種の研修等で活用した。
- ・所内外の研修や講演、文部科学省主催の説明会、研究所主催の各種イベント、各種校長会の総会等では、上記のコンテンツを案内したパンフレットを配布し、説明を行うことで普及を図った。また、日本特殊教育学会等での学会における発表や誌上発表を行うことでも普及を図った。

○ ロ及びホ「ホームページによる情報発信」について

- ・ホームページについては、平成 28 年度の教員を対象にしたアンケート調査及び外部機関の診断を受けて、平成 29 年度に改定した（平成 30 年度から公開）。
- ・トップページはシンプルな構成とし、利用者サイドの視点から、「研究者の方」「教育関係者の方」「障害者・ご家族・一般利用者の方」と、それぞれ別の入口を設けて利便性を図った。また、アンケートで意見があったバナーの表示方法の改定やスマートフォンへの対応等の改善を行うとともに、特別支援教育に関する情報を新しい内容に改めた。なお、新しいホームページについては、研修等を含めた様々な情報発信の機会にアンケート調査等を再度実施し、さらに利用しやすいように改善を図る。



図 研究所ホームページ改定画面（トップページ）

- ・インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）を運用するとともに、保護者をはじめ幅広い国民にも分かりやすいように、「関連情報」として、法令・施策の紹介やインクルーシブ教育システム構築にかかる用語の解説を提供している。また、学校・地方公共団体向けや保護者向けのQ&Aを1問1答式で掲載するほか、研究所の研究報告や関連リンクの掲載を行い、情報発信の充実を図った。
- ・国際化の対応については、平成29年度に改定した英語版の研究所要覧、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletinを、新たに英語版のホームページに掲載した。

○ ニ [各種出版物] について

研究所の事業や研究、外国調査の報告等をまとめた特総研ジャーナル、英語版特総研ジャーナルのNISE Bulletin、研究紀要第45巻を平成30年3月に刊行し、ホームページに掲載した。特に、特総研ジャーナルは、全国的な調査や研究成果をインターネットを通じて簡便に入手できるコンテンツであり、研修や講演等でも紹介し、普及を図った。また、研究所の活動や特別支援教育の最新情報等を発信するメールマガジンを毎月1回配信した（登録者数：平成29年度9,225人、平成28年度8,786人）。

○ ヘ [国や国立機関への情報発信] について

- ・文部科学省特別支援教育課とは、研究計画立案から実施、研究成果の公表過程等で情報交換を行っている。他の省庁関係では、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携会議を定期的で開催した（平成29年度は3回）。また、研究職員が、国立成育医療研究センターが開催する小児がん中央機関アドバイザリーボードの委員として、教育に関する情報提供等を行った。
- ・文部科学省の「情報ひろば」において、平成30年1月から4月にかけて、過去5年間の研究成果に関するパネル、出版物、リーフレットや、各専門領域別にホームページ上に掲載している研究

成果物一覧の展示を行った。

（２）特別支援教育に関する理解啓発活動の推進

【平成 29 年度計画】

- ① 教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。
- イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るため、研究所セミナーを開催し、参加者の満足度評価について 85%以上を確保する。
 - ロ 保護者をはじめ幅広い国民に対して、インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発を推進するため、ホームページ上のコンテンツとして、障害の基礎知識や Q & A 等を掲載するなど、情報発信の充実を図る。
 - ハ 研究所公開を開催し、施設等の公開・展示を通じて、特別支援教育の理解啓発を図る。

【平成 29 年度実績】

○ イ [研究所セミナー] について（詳細は P88 参照）

平成 30 年 2 月 16 日（金）、17 日（土）、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「インクルーシブ教育システムの推進－多様な学びの場における特別支援教育の役割－」をテーマに開催した。新学習指導要領関連の基調講演とシンポジウム、当研究所の基幹研究・地域実践研究の研究成果発表、「発達障害理解・啓発セミナー」や ICT 機器の展示会等を実施した。延べ 811 名の参加があり、参加者アンケート（回収数 304 名（回収率 37%））において「参加した意義があったか」を尋ねたところ、「意義があった」「やや意義があった」合計で 98.6%との回答を得た。



研究所セミナー

○ ロ [ホームページ] について

- （１）② ロ及びホ [ホームページによる情報発信] と同じ。

○ ハ【研究所公開】について（詳細は P89 参照）

平成 29 年度の研究所公開について、相乗効果による参加者増を見込み、筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校公開と同日開催で平成 29 年 11 月 11 日（土）に実施した。テーマを「つかめ情報！がっつり体験！つながる特総研！～障害について考えよう～」として、体験型展示、障害の疑似体験や研究成果等、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。学校教員や小学生、会社員など 919 名の参加（平成 28 年度の参加者数 438 名）があり、アンケートには、「とても勉強になった。指導の参考にしたい。」「楽しかった。」などの回答が寄せられた。



研究所公開

【平成 29 年度計画】

② 発達障害者支援法の改正等を踏まえ、発達障害に関する理解啓発や支援の充実を図るため、発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターに改組し、同センターにおいて、インターネットを通じて幅広い国民への発達障害教育に関する情報提供の充実を図るとともに、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組を総合的に講じることにより、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者の一層の理解を促進する。

イ 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員、保護者、広く国民一般に対して発達障害教育に必要な知識、発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツを充実し、ホームページや動画配信を通じて情報提供を行う。

ロ 発達障害教育に関する研究成果の普及や発達障害教育に係る指導力の向上を図るため、「発達障害教育実践セミナー」を実施し、発達障害に係る指導・支援の充実と理解促進を図る。また、厚生労働省の発達障害情報・支援センター及び都道府県等の特別支援教育センターと連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行う。

【平成 29 年度実績】

○ 発達障害教育推進センターの発足について

発達障害者支援法の改正や社会における発達障害に対する関心の高まり、早期からライフステージを通した切れ目のない支援の重要性等、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性を踏まえ、平成 29 年度より、従来の発達障害教育情報センターを発達障害教育推進センターに改

組し、機能を拡充した。インターネットによる情報提供の充実に加え、教員等の実践的な指導力の向上を図る教育実践セミナーや、関係機関と連携した各地域における理解啓発の推進に重点を置いた取組を今年度から新たに始めた。

○ イ について

発達障害に関する最新情報や国の動向等について、インターネットを通じて幅広く国民に提供するとともに、教育現場に必要な基本的な知識と指導・支援に関する具体的な情報の提供を行うため、発達障害教育推進センターホームページの充実と活用を図った。

(ア) トップページのリニューアル

ユーザーが必要な情報をできるだけ早く得ることができるように、また、スマートフォンでも円滑に閲覧しやすいようにトップページのリニューアルを行った。

(イ) コンテンツの内容の充実と活用

- ・「研修講義」については、これまで情報提供が少なかった高等学校における指導・支援に関する内容の講義を2本収録し、高等学校等においても発達障害に関する研修等で使用できる情報コンテンツ、理解啓発を促すようなコンテンツの充実を図った。配信講義は合計23本になった。また、より多くのユーザーに活用してもらうため、多様なメディア機器でも閲覧できるようにYouTube化を進め、23本ある講義のうち13本が閲覧できるようになった。
- ・「イベント情報」については、各都道府県・指定都市教育委員会及び教育センター等との連携により、公開で実施されている発達障害に関する研修やイベントの研修計画について、ユーザーができるだけ身近な地域で研修等の機会が得られるように情報収集を行い、年間約120件の情報を掲載した。また、ユーザーがホームページから申し込むセミナーや理解啓発事業等については、終了後に写真や資料と共に内容をわかりやすく掲載し、次年度の公募の参考になるように工夫するなど、コンテンツの充実を図った。
- ・「指導・支援」「教材・支援機器」「研究紹介」に関する情報については、指導・支援に関わる者が発達障害者のニーズや実態を把握し、困難さの背景を理解した上で指導・支援にあたることができるように、研修事業や研修会、セミナー等の際にコンテンツの活用方法についての紹介・周知を積極的に図った。



図 発達障害教育推進センターホームページ・リニューアル画面

○ ロ について

1) 発達障害教育実践セミナー、発達障害地域理解啓発事業の開催

(ア) 発達障害教育実践セミナーの開催 [P54 の再掲]

発達障害のある子供のライフステージに応じた一貫した支援体制の構築を推進することを目的として、教員や教育委員会等の関係者に対し、最新情報の提供や実践事例の報告、研究協議等を行い、発達障害教育への理解推進と実践的な指導力の向上を図るため、平成 29 年度より新たに実施した。平成 29 年度は、各自治体において研修の機会が十分に保障されていない通級による指導の担当者を主たる対象者とし、参加募集後数日で定員に達した（定員 200 名：参加者 208 名）。実施後のアンケートでも満足度が 95%を超えるなど、参加者のニーズに合った取組となった。

(イ) 発達障害地域理解啓発事業

都道府県等の特別支援教育センターや福祉機関等と連携して、関連情報の共有化と相互利用を推進し、より幅広く情報提供を行うため、発達障害地域理解啓発事業を実施した。保護者と関係機関（教育、福祉等）が連携した切れ目のない地域支援体制の構築を推進することを目的とし、各自治体と協働で、地域住民の発達障害に関する理解を深める活動として、平成 29 年度より新たに取り組んだ。

- ・第 1 回 千葉県習志野市 平成 29 年 8 月 2 日（水） 参加者 1,475 名

共催 習志野市ひまわり発達相談センター

後援 千葉県教育委員会、習志野市教育委員会

概要 習志野市が実施した映画上映、講演、シンポジウムからなる事業に、研究所が実施する発達障害に関するワークショップのコーナーを設置し、研修講義 DVD の放映や教材・教具等の紹介等を行った。事業に参加している関係者、保護者や子どもたちもコーナーを訪れた。

- ・第 2 回 神奈川県川崎市 平成 29 年 8 月 7 日（月） 参加者 150 名

共催 川崎市教育委員会、川崎市発達相談支援センター

概要 川崎市の教員研修会と研究所が実施するワークショップを組み合わせ、研究所は研修講義、心理的疑似体験、教材・教具等展示、研究紹介のコーナーを設け、川崎市は川崎市発達相談支援センターの作品展示コーナーを同じ会場内に設置した。教員の参加が多かったが、保護者や福祉関係者等の参加もあった。

- ・第 3 回 徳島県 平成 29 年 8 月 23 日（水） 参加者 200 名

共催 徳島県教育委員会

概要 徳島県教育委員会が主催した教員研修会と研究所が実施したワークショップの組合せで行った。教員研修会の講義の中にワークショップへの参加が設定されており、受講者全員が各コーナーを訪れた。入口のホワイエを会場としたため、総合教育センター内の生涯学習室の利用者も立ち寄ることができた。

- ・第 4 回 宮崎県 平成 29 年 11 月 16 日（木） 参加者 450 名

共催 宮崎県教育委員会、宮崎県中央発達障害者支援センター

概要 特別支援学校、エリアサポート推進協議会、発達障害者支援センターなどが連携し、教育委員会主催の特別支援教育フォーラムの一環として実施した。ワークショ

ップ、講演、シンポジウムが行われ、当日の様子は地元紙の翌朝朝刊に掲載されたため、県民に広く紹介された。

平成 29 年度に実施した 4 地域のうち 3 地域で発達障害者支援センター等の福祉機関と連携することができ、教員だけではなく保護者、福祉関係者、一般市民の参加を得ることができた。

2) 発達障害教育推進センター展示室の計画的な整備・充実

・展示室の見学者への対応

平成 29 年度見学者数は初めて千名を超え 1,047 名（平成 28 年度 931 名）であった。ホームページを用いて発達障害についての理解啓発と発達障害教育の重要性を説明するとともに、教材・教具、支援機器等について体験的に学ぶことができるように説明の仕方を工夫した。

・展示内容や展示方法の工夫

見学の対象者が、中学生、高校生、大学生、保護者、企業関係者などに広がり、必ずしも学校や教育関係者ばかりではなくなっていることから、これまでの教材・教具の展示室から発達障害に関する基本的な理解啓発を含めた展示室に、展示内容や方法を工夫した。パネルや文献・資料等で基本的な理解をした上で、疑似体験や教材・教具を手にとってもらうことで、発達障害の実態から理解できるようにした。

・疑似体験や教材・教具展示の機会の拡充

研究所が主催する研究所公開、研究所セミナー、特別支援教育教材・支援機器等展示会（P83 参照）、発達障害教育実践セミナー、発達障害地域理解啓発事業など様々な機会を活用して、発達障害に関する疑似体験や教材・教具の活用を体験できる場を設けた。

3) 国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター等との連携

・国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと国民に向けた発達障害に関する最新情報の提供とその共有化について検討を行い、教育関係者も福祉関係者も基本的な知識として理解しておく必要がある内容、例えば、発達障害の定義や就学前の相談に関する内容、学童期における学校での対応等については、両者のホームページの該当ページへリンクできるようにした。連携会議を定期的に行う（平成 29 年度は 3 回）するとともに、TV 会議による困難事例の検討会議をスタートした。

・また、発達障害者支援センター全国連絡協議会懇談会（平成 29 年 4 月と平成 30 年 3 月）に参加し、地域における支援体制の構築のために必要なことについて、福祉・医療・就労の関係者との情報交換を行うとともに、各地域の発達障害者支援センター担当者との協議を通して連携を深めた。

・家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告を受けて、具体的な支援施策に向け、文部科学省、厚生労働省、発達障害情報・支援センター及び当センターの関係職員による意見交換を行った。

4) その他、研究所が実施する研究や研修、関係機関と連携した取組

・研究所が実施するセミナーや研修等の機会を活用し、「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の在り方に関する研究」（平成 26～27 年度）や「発達障害のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究—導入段階における課題の検討—」（平成 28～29 年度）等の当研究所において近年取り組んだ発達障害に関する研究の成果に

について、リーフレットの配布やポスター展示、講義等を通して積極的に情報提供を行い、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員や保護者への理解を図った。

- ・平成 30 年 2 月に開催した研究所セミナーでは、「発達障害理解・啓発セミナー」として、厚生労働省、地域療育センター、発達障害者支援センターから専門的な立場にある方々に登壇いただき、「発達障害のある子供の円滑な社会参加に向けての早期からの一貫した支援～保健、医療、福祉、労働等の視点からライフステージに応じた教育的支援を考える～」というテーマのシンポジウムを行った。参加者からは、医療や福祉のサイドから教育の話が聞けたことはとても参考になったという感想があった。

【平成 29 年度計画】

- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、以下の取組を実施する。
- イ 研究所の i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。
 - ロ 支援機器等教材に関する研修会・展示会を研究所セミナー及び全国特別支援教育センター協議会において開催するとともに、教育委員会や教育センター等の協力を得て、地域における研修会・展示会を平成 29 年度中に 4 回開催する。また、教育センターの協力を得て開催する展示会においては、発達障害教育に関する教材・教具等の展示や疑似体験の機会を設けることにより、地域における理解啓発を促進する。

【平成 29 年度実績】

- イ【展示室及びポータルサイト】について
 - ・特別支援教育における教材・支援機器等や発達障害教育の教材等を、都道府県教育センター等とも連携して計画的に幅広く収集し、i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室の展示として整備して、研究所訪問者への公開を行った。平成 29 年度の i ライブラリー見学者総数は、59 団体、778 名（平成 28 年度、625 名）であった（発達障害教育推進センター展示室については P82 参照）。
 - ・ICT 機器等の教育現場での活用をめざして、教室をモデルとした第 2 i ライブラリーの整備を行うとともに、機器の貸出等を平成 30 年度より実施できるように整備を行った。
 - ・支援機器等に関する情報は、特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、インターネットを通じて情報提供を行った。平成 29 年度末時点で、760 件（平成 28 年度、745 件）の教材・支援機器と 170 件（平成 28 年度、122 件）の実践事例を掲載している。
- ロ【支援機器等教材に関する研修会・展示会】について
 - ・教育支援機器等及び発達障害教育教材の展示会については、研究所セミナーの会場、全国特別支援教育センター協議会、研究所公開で開催するとともに、特別支援教育教材・支援機器等の展示会については、教育委員会、教育センター等の協力を得て、各地域での研修会やセミナーを活用する形で、下記の 4 カ所で開催した。このときに、支援機器等や教材の展示とともに、

疑似体験を行う機会も設定した。参加者から「どのようなことで困っているのか理解できた」「利用できる教材がわかった」等の意見があった。

- ・大分県教育センター（平成 29 年 6 月 28 日）
- ・静岡県総合教育センター（平成 29 年 7 月 5 日）
- ・岩手県立総合教育センター（平成 29 年 10 月 6 日）
- ・青森県総合学校教育センター（平成 29 年 11 月 24～25 日）

（３）関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

【平成 29 年度計画】

- ① 校長会や教育委員会、教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。また、世界自閉症啓発デー 2017 シンポジウム本部大会へ参画するとともに、筑波大学附属久里浜特別支援学校と連携し、世界自閉症啓発デー 2017 in 横須賀を開催する。加えて、全国特別支援学校長会と連携した事業として、「寄宿舎指導員実践研究協議会」及び「体育・スポーツ指導者実践協議会」を開催する。

【平成 29 年度実績】

○ 校長会等との連携について

- 1) 全国特別支援学校長会（以下「全特長」という。）については、事務局会議等にオブザーバーとして出席し（11 回）、研究所からの情報提供（研究成果や研修の情報、コンテンツの紹介等）を行うとともに、要請に応じて研究への協力や支援を行った。
 - （ア）全特長研究大会において、事業説明及び研究成果の報告を行った。
 - （イ）全特長との共同事業による特別支援学校の実態に関する調査を実施するとともに、調査結果の分析等に際し専門的知見を提供した。
 - （ウ）全特長の専門委員会の 1 つである「みんな de スポーツ推進委員会」（平成 29 年度は 5 回開催）に参加して、障害者スポーツの理解・啓発、普及活動に関する情報収集を行った。研究所で平成 29 年度新規に開催した特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会でも情報提供があった。
 - （エ）特別支援学校寄宿舎指導実践協議会では、分科会における助言等の協力を仰ぐなど、全特長との連携を図りながら企画・立案を行い、円滑な実施に努めた。
- 2) 全国特別支援学級設置学校長協会（以下「全特協」という。）については、理事会・定期総会において、研究所からの情報提供を行うとともに、要請に応じた支援を行った。
 - （ア）教育課程班が作成した「小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック（試案）」を副会長会などで紹介するとともに、関東甲信越地区研究協議会へ出席したほか、全国理事研究・研修協議会において、研究所の事業や研究所セミナー等の紹介を行った。
 - （イ）全特協定期総会において、事業説明やインクルＤＢの具体的な活用方法について情報提供を行い、理解・啓発を図った。

(ウ) 全特協の「通級による指導に関する調査」において、質問紙の作成、結果の分析等に関して協力した。

3) 幼稚園・小・中・高等学校等における特別支援教育の理解・啓発のために、下記のとおり各機関の事務局を訪問したり、総会・研究大会等へオブザーバーとして参加したりして、事業説明等や資料の配付を行った。

- ・全国国公立幼稚園・こども園長会、全日本私立幼稚園連合会：事務局を訪問したほか、全国総会、研究協議会、常任理事会等へ参加し、研究所の事業報告を行うとともに、リーフレットの配布を行った。
- ・全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会：事務局を訪問して、リーフレットの配布を行った。
- ・全日本中学校長会：事務局を訪問してリーフレットを配布した。また、初めて、全国総会において、研究所要覧と各種パンフレットの配布を行った。
- ・全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会：事務局を訪問してリーフレットの配布を行った。
- ・全国情緒障害教育研究協議会にてリーフレット等の配布を行った。

このほか、各種教育委員会連合会等の事務局を訪問して、研究所の紹介を行うとともに、今後の連携を進めていくこととした。特に、平成 29 年度は、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会の事務局を初めて訪問した。

○ 世界自閉症啓発デー2017 シンポジウム本部大会への参画、世界自閉症啓発デー2017 in よこすかの開催

- ・平成 29 年 4 月 8 日（土）全社協・灘尾ホールで開催された「世界自閉症啓発デー2017 シンポジウム」に共催団体として参画した。29 年度はテーマを「たいせつなことをあなたにきちんと伝えたい～発達障害のこと～」として、地域作りのリーダーの思い、効果的な伝え方の工夫（マスメディア）、身近な人の理解（当事者から）の 3 つのシンポジウムにおいてメッセージが語られた。全国から約 400 名の参加があった。当研究所からは実行委員 5 名を含め、職員 11 名が当日のスタッフを担当した。
- ・横須賀市「障害者週間キャンペーン」の一環として、筑波大学附属久里浜特別支援学校、横須賀市自閉症児・者親の会及び横須賀市教育委員会との共催で、平成 30 年 1 月 24 日に「世界自閉症啓発デー2017 in よこすか」を開催した。「知ろう、つながろう」をテーマに、自閉症及び発達障害に関するワークショップ、横須賀総合高等学校生徒による研究発表、横須賀市学校教員対象の研修会を行い、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員及び教育委員会関係者、福祉関係者、保護者、一般市民など約 160 名が参加した。

○ 全国特別支援学校長会と連携した事業〔詳細は P54-55 参照〕

- 1) 特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会は、平成 29 年 8 月 18 日、研究所で実施し、行政説明や地域での実践報告の他に、ボッチャの体験を行った。参加者のアンケートでは、協議会全体について、「有意義であった」（78.0%）、「どちらかといえば有意義であった」（21.9%）の高評価を得た。
- 2) 特別支援学校寄宿舎指導者実践協議会は、平成 29 年 7 月 27 日、研究所で実施し、基調講演、

研究協議会を行った。参加者のアンケートでは、協議会全体について「有意義であった」(88.7%)、「どちらかといえば有意義であった」(11.3%)の高評価を得た。

【平成 29 年度計画】

- ② 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する域内市区町村の特別支援教育担当者への研修会等への講師の派遣や、大学教育への参画を通して、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。都道府県・市町村等への講師派遣については、延べ 430 人以上を目標とする。

【平成 29 年度実績】

- 平成 29 年度は国、独立行政法人、都道府県、指定都市、市町村、大学、学会・研究会等、293 機関に対し、延べ 431 人の派遣を行い、研究成果の普及及び収集した情報の提供等を行った。例えば、教職員を対象とした障害種別の指導・支援の研修会等においては、研究成果・調査結果についての解説や具体的なグループワーク、実践への活用についての紹介、発達障害や ICT 機器等教材を含む情報提供ツールの紹介を行った。

また、大学教育への参画については、非常勤講師として 19 大学から 30 件の依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議会・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介などを行い、研究成果と収集した情報の普及を行った。

【平成 29 年度計画】

- ③ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 3 回）に実施し、保護者も含めた関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校の教員や保護者を対象に教育相談を実施し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会において、情報提供を行う。

【平成 29 年度実績】

- 日本人学校への情報提供、保護者等への情報発信

特別支援教育に関する最新のトピックスや関連施策、研究所における新規事業等に関する情報を「特総研だより」として 6 月、11 月、3 月に、日本人学校 89 校、及び補習授業校 217 校へメールで配信した。また、今年度は、リーフレット「障害のあるお子さんを連れて海外で生活するご家族へ」を新たに作成し、海外子女教育振興財団及び海外子女教育専門相談員連絡協議会等の関係機関に配布した。

- 日本人学校の教員や保護者等への教育相談、支援

海外子女教育振興財団や海外駐在員を派遣している企業の教育相談担当者との連携を図りながら実施し、以下のとおりの相談件数となった。なお、今年度は、効率的に相談支援を行ったため、実総件数は微増であるが、延べの実施回数は減少した。また、機関訪問相談は、香港日本人学校において実施した（10 月）。

	総件数（件）	教育相談（件）		問合せ（件）	実施回数（回）
		相談	うち来所相談		
平成 28 年度	59	55	（ 5 ）	4	286
平成 29 年度	65	60	（ 4 ）	5	141

○ 文部科学省との連携、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会

- ・平成 29 年度南西アジア・中東・アフリカ地区日本人学校校長研究協議会（研究主題：「学習指導要領の改訂を控え、在外教育施設の特色を生かした学校経営の推進」、南アフリカ・ヨハネスブルクにて、平成 29 年 10 月 16 日～18 日開催）に参加し、文部科学省や外務省と共に、特別支援教育に関する情報提供、特に、新学習指導要領に関する情報提供を行うと同時に、日本人学校における特別支援教育に関する相談にも応じた。
- ・文部科学省国際教育課との連携により日本人学校における教育課程実施状況調査に特別支援教育関連項目を加えて、日本人学校における特別支援教育の実施状況を把握した。調査した結果は「特総研だより」、在外教育施設派遣教師内定者等研修会及び日本人学校校長会で紹介した。
- ・外務省が所管し海外駐在員派遣元企業の教育相談担当者等から成る海外子女教育専門相談員連絡協議会（年 5 回開催中 4 回）へ出席し、当研究所の教育相談活動及び特別支援教育に関する情報提供等を行った。
- ・平成 30 年度在外教育施設派遣教員内定者等研修会において、派遣予定教員及び教頭、校長を対象に「特別支援教育総合研究所における在外教育施設に向けた支援」と題して講義を行った。
- ・海外子女教育振興財団が主催する学校説明会・相談会（東京）に当研究所のブースを設け、帰国子女の特別支援教育に関する相談と理解・啓発を行った。

【以下、参考資料】

〔研究所セミナーの概要〕

- 1) メインテーマ 「インクルーシブ教育システムの推進」
サブテーマ 「－多様な学びの場における特別支援教育の役割－」
- 2) 実施日 平成30年2月16日（金）～17日（土）
- 3) 実施内容 新学習指導要領関連の基調講演「新学習指導要領等を踏まえた教育の展開－特別支援教育の推進とさらなる充実の視点から－」、シンポジウム「新学習要領関連に関する、多様な学びの場における取組や課題について」、第4期中期目標期間に取り組んでいる基幹研究「我が国のインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究」「通常の学級と通級による指導の学びの連続性の在り方－通級による指導の成果を通常の学級の指導に生かす方策－」及び地域実践研究「インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究」「交流及び共同学習の推進に関する研究」の2年間の研究成果報告、また、発達障害の理解・啓発セミナー「発達障害のある子供の円滑な社会参加に向けての早期からの一貫した支援－保健、医療、福祉、労働等の視点からライフステージに応じた教育的支援を考える－」や ICT 機器の展示会等を実施した。
- 4) 参加者数 811名の参加
サブテーマに合わせ、小・中学校、高等学校の教員にも関連するプログラム構成（新学習指導要領関連の基調講演、シンポジウム）としたことから、全体の27.3%が小・中学校、高等学校の教員の参加であった。
- 5) 参加者アンケート結果
参加者アンケートの回収数は304名（回収率37%）であり、満足度は、「参加した意義があったか」の項目において、「意義があった」70.9%、「やや意義があった」27.7%で、合計98.6%から参加した意義があったとの回答を得た。
- 6) 成果
第4期中期目標に合わせたメインテーマを設定し、研究成果の報告や研究所のコンテンツ紹介を行った。また、サブテーマにあわせて、小・中学校、高等学校の教員にも関連するプログラム構成としたこと、平成28年度と同様に土曜日の開催日を設けたことから、特別支援学校関係者に加えて、小・中学校・高等学校の教員も多数参加し、幅広い関係者に理解啓発を行うことができた。

日 程



* ポスターは、2日目の9:00～掲示する予定です。

平成 29 年度研究所セミナーの参加者数：811 名

所属内訳	平成 29 年度参加者数
幼稚園・保育園・こども園	2 名
小学校	156 名
中学校	49 名
高等学校	16 名
大学・短期大学	38 名
特別支援学校	286 名
教育委員会・教育センター等	177 名
各種教育団体	13 名
医療・福祉・労働関係者	6 名
その他	68 名
計	811 名

【研究所公開の概要】

- 1) 全体テーマ 「つかめ情報！がっつり体験！つながる特総研！～障害について考えよう～」
- 2) 実施日 平成 29 年 11 月 11 日（土）
- 3) 公開内容

体験型展示、障害の疑似体験、障害のある子どもに対する生活環境面での配慮や支援の工夫についての紹介を通し、特別支援教育への理解を深め、実生活や教育現場において有効な情報を紹介した。また、情報収集や情報交換の場を設け、多数の来場者との情報共有を試みた。さらに、作業所（障害者福祉施設）による販売、ホスピタル・クラウンによるパフォーマンスやスタンプラリーを行いイベント色を強くすることで、研究所の周知に努めた。

- 4) 参加者数

学校教員や小学生、会社員を中心に 919 名の参加があった。平成 28 年度の参加者数（438 名）と比較して 481 名・約 210%の増加であった。

- 5) 参加者アンケート結果

305 名から回答があり、「非常に満足した」が 166 名 (54.4%)、「やや満足した」が 107 名 (35.1%) であった。参加時間は「2 時間以上」が 134 名 (43.9%)、「1 時間 30 分以上 2 時間未満」が 67 名 (22.0%) であった。横須賀市を含む神奈川県内からの来場者が半数を占めているものの、残り半数は県外からの来場者であり、特別支援教育への関心が高いことがうかがえた。自由記述欄では教職関係者より「とても勉強になった。指導の参考にしたい。」との声が多く聞かれた。また、体験型の展示、ホスピタル・クラウンによるパフォーマンス等、家族連れで楽しめるイベントとなり、「楽しかった」とのアンケート回答も多く見られた。

4 インクルーシブ教育システム推進センター設置によるインクルーシブ教育システム構築への寄与

(1) インクルーシブ教育システムの構築に向けて地域が直面する課題の解決に資する研究の推進

【平成 29 年度計画】

① 各都道府県・市町村がインクルーシブ教育システムを構築していく上で直面する課題について、その解決を図るための実践的な研究（以下「地域実践研究」という。）を、各研究に参画した都道府県等教育委員会から派遣される地域実践研究員と共に、地域と協力して推進する。

地域実践研究は、平成 29 年度より、長期派遣型（1 年間）に加え、派遣の形態を柔軟にした短期派遣型（研究所への派遣は年 6 日間）を導入し、併せて 13 件実施する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度（研究計画で示された地域の課題の改善実績）90%以上を目標とする。

【平成 29 年度実績】

○ 平成 29 年度より、地域実践研究員を 1 年間派遣する長期派遣型に加えて、研究所への派遣（P91 の「地域実践研究合同会議」への出席）が年 3 回各 2 日間のみで、通常は地元において研究を行う短期派遣型を導入した。

平成 29 年度は、長期派遣型に青森県、埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、奈良県、和歌山県、短期派遣型に千葉県、相模原市（2 課題）、新潟県、神戸市、高知県の計 12 県市からの参画を得て、次の表のとおり、各メインテーマの下に 2 つのサブテーマを設け、平成 28 年度の地域実践研究の取組と成果を包含しながら、13 件を実施した。

メインテーマ 1：インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備に関する研究	
	サブテーマ：㊦ 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究
	・神奈川県における通学支援の現状とニーズに関する調査研究【神奈川県】 ・奈良県の校内支援体制における現状と課題【奈良県】 ・和歌山県内の市町村における「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」に関する実態と効果的な活用【和歌山県】 ・特別支援教育における外部専門家の活用についての研究【高知県】
	サブテーマ：㊧ インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究
	・青森県内の県立高等学校における特別支援教育の現状と課題【青森県】 ・インクルーシブ教育システム推進に向けた研修プログラムの開発【埼玉県】 ・高等学校における特別支援教育の充実に向けた取組【千葉県】 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究【相模原市】 ・特別支援学級「授業づくりガイドブック」を基にした研修プログラムの作成と活用【新潟市】 ・インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究【神戸市】

メインテーマ2：インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育に関する実際研究	
	サブテーマ：㊦ 交流及び共同学習の推進に関する研究
	・静岡県における居住地校交流の推進に関する研究【静岡県】 ・相模原市における小学校内の交流及び共同学習の推進に関する研究【相模原市】
	サブテーマ：㊧ 教材教具の活用と評価に関する研究
	・タブレット端末等 I C T機器を用いた地域支援に関する事例及びニーズ調査【長野県】

- サブテーマ（㊦～㊧）毎に、所内研究員と各県市教育委員会から派遣された地域実践研究員が研究チームをつくり、地域が直面している課題解決に向けた実践的な研究を進めた。そして、これらの成果は、研究参画地域の課題解決にとどまらず、同様の課題を有する全国の自治体に活用されるよう、我が国の現状と課題を意識して取り組んだ。研究の推進に当たっては、外部有識者による地域実践研究アドバイザー（2名）から、地域実践研究合同会議（年3回実施）において指導・助言を受けた。



地域実践研究合同会議

- 各サブテーマ（㊦～㊧）の2年間における取組と成果の概要は以下のとおりである。
- ・㊦の研究においては、各地域が抱えるインクルーシブ教育システム構築に向けた課題について、調査や実践的検討をとおして、取組の視点、推進方策を検討した。そして、地域においてインクルーシブ教育システム構築を進めていく上での課題解決の視点・方策として、特別支援教育コーディネーターの機能充実と巡回相談の活用、通級指導教室の機能の有用性、児童生徒の通学状況の把握と必要な支援の検討、個別の教育支援計画の活用、外部専門家の活用、校内支援体制の充実、関係機関との連携・協働、関係機関・部局の専門性の充実の重要性を提起した。
 - ・㊧の研究においては、目指したい学校の姿を検討し、そのための研修を組み立てていくことを提起した。目指したい学校の姿として、管理職のリーダーシップの発揮、機能的な特別支援教育コーディネーター、機能的な校内体制、教員間のチームワーク、子どもに関する情報の共有と活用、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、わかりやすい授業づくりの7点を提案した。これら目指したい学校の姿から研修を組み立てていくこと、授業研究の持ち方、指導案づくりの工夫など、日常の教育活動を充実させる取組も含めて校内研修の充実を提起した。
 - ・㊦の研究においては、心のバリアフリー教育の推進においても求められる交流及び共同学習の推

進について、子どもの実態に応じて学習のねらいや内容を精査し、展開していくことを大切な視点とし、交流及び共同学習における居住地校交流、校内における交流及び共同学習に焦点を当て、具体的な実践のポイントを整理したチェックリストを作成した。併せて、交流及び共同学習の意義やポイントをまとめた「交流及び共同学習Q&A21（試案）」を作成した。

- ・㊤の研究においては、特別支援学校のセンター的機能の一つとして、タブレット端末活用に関する情報提供に焦点を当て研究を進めた。普及と有効性が期待されるタブレット端末について、小・中学校のニーズを明らかにし、タブレット端末を利用することで可能になること、児童生徒の期待できる変化等の観点で、特別支援学校、小・中学校の教員双方にとっての利用しやすさを考慮した「タブレット端末の活用に関するガイド」を作成した。

- 平成 29 年度の地域実践研究員の派遣元教育委員会を対象として、地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度に関わる調査を実施し、全ての教育委員会（12 県市中 12 県市）より「地域実践研究に参画して、期待通り計画通りの成果が得られた」及び「地域実践研究への参画は、県・市のインクルーシブ教育システムの構築に役立った」との回答を得た。（地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献度 100%）

以下に、調査票における自由記述のいくつかを記載する。地域におけるインクルーシブ教育システム構築への貢献とともに、今後への期待も示されている。

- ・具体的な成果がたくさん得られました。平成 30 年度もよろしくお願いいたします。（静岡県）
- ・地域の実情に応じた実践研究をさせていただいたことで、奈良県の課題を改めて整理する機会となり、具体的な取組のイメージを持ちながら進めることができました。（奈良県）
- ・特総研の先生方からのご指導とともに、他の県市の取組を具体的に聞く機会は、大変貴重な機会であり、当市のインクルーシブ教育システム構築の取組を点検するよい機会にもなりました。当事業を通してつながったこのネットワークを今後の施策に活用していきたいと考えています。（新潟市）
- ・学校現場を主体に、神戸市の実情に応じた研究を行うことができたと考えている。（神戸市）

【平成 29 年度計画】

- ② 地域実践研究の研究成果については、国や各都道府県、市町村、学校等に、提供するとともに、地域における報告会や協議会の開催、講師派遣等を通じて、広く一般にも普及を図る。

【平成 29 年度実績】

- 地域実践研究に参画した以下の 8 県市において、地域実践研究フォーラム及び研修会等を実施し、得られた成果を提供した。開催月と参加者数は以下の通りである。各フォーラム及び研修の参加者は、60～300 名であり、計 1,200 名程の方々の参加があった。
- ・青森県（平成 30 年 2 月、参加者約 60 名）
- ・埼玉県（平成 30 年 1 月、参加者約 300 名）
- ・長野県（平成 30 年 2 月、参加者約 120 名）

- ・静岡県（平成 30 年 2 月、参加者約 100 名）
- ・奈良県（平成 29 年 10 月、参加者約 130 名）
- ・和歌山県（平成 30 年 2 月、参加者約 80 名）
- ・千葉県（平成 30 年 2 月、参加者約 200 名）
- ・神戸市（平成 30 年 2 月、参加者約 210 名）

これら各地における地域実践研究フォーラムにおいては、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員など、さまざまな校種の教職員を始めとして、県市町村教育委員会の職員、関係機関からの参加も多くみられた。参加者からは、校内で報告し教職員と情報を共有する、地域の取組に活かしていきたい、といった今後の拡がり期待される意見が多く寄せられた。

2 年間の研究成果は、「地域実践研究事業報告書」としてまとめ、国や各都道府県・市町村教育委員会、学校等に広く提供する予定である（平成 30 年 7 月）。

- 研究所セミナー（平成 30 年 2 月開催）において、平成 29 年度に終了する 4 課題（P90-91 の㉗～㉙）の地域実践研究の中から、インクルーシブ教育システム構築に向けた研修に関する研究と交流及び共同学習の推進に関する研究の 2 テーマを取りあげ、取組と成果、今後の展望について報告し、地域実践研究について広く普及を図った。併せて、地域実践研究の成果を活かし、地域の実情に合わせた取組を推進していくことの大切さを、質疑応答や討論を通して参加者と共有した。

【平成 29 年度計画】

- ③ インクルーシブ教育システムの構築に関する理解啓発や研究所のインクルーシブ教育システム推進センターの活動等を広報するため、センターのホームページの充実やパンフレットの作成・配布等行う。

【平成 29 年度実績】

- ホームページについては、インクルーシブ教育システムの構築やインクルーシブ教育システム推進センターの取組について、適宜更新を行い、周知を図った。また、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報のため、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会や教育センター等へ年報やパンフレット（4,000 部）を配布した。このほか、研究所メールマガジンでの活動紹介、都道府県・市町村教育委員会を訪問（25 県市）して取組の説明を行う等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動等の広報に努めた。
- 「インクルーシブ教育システム普及セミナー」を九州・沖縄地区及び中国・四国地区で開催した。九州・沖縄地区は沖縄県教育委員会との、中国・四国地区は岡山県教育委員会との共催で、それぞれ平成 29 年 12 月に実施した。両地区とも約 100 名の参加者があり、中国・四国地区においては、全ての県から参加があった。幼稚園、小・中・高等学校からも多数参加した。各地区のセミナーでは、第 1 部はインクルーシブ教育システムに関するミニ講座のほか、地域実践研究、国際動向調査、インクルDBの活用等、インクルーシブ教育システム推進センターの活動報告、第 2 部は各地区におけるインクルーシブ教育システム構築の取組等について、小学校、大学、教育委員会等から報告

を行い、インクルーシブ教育システムの普及を図った。

開催地域における取組の報告や参加者の感想は、インクルーシブ教育システム構築に向けた地域の実情に合わせた取組の進展がうかがえるものであった。また、平成 28 年度に実施した北海道において、平成 29 年度も北海道立特別支援教育センターが主催し、普及セミナーを開催するなど、地域において着実な普及の取組がみられた。

（２）権利条約の批准を踏まえた国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進

【平成 29 年度計画】

- ① 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握し、公表する。

【平成 29 年度実績】

- 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について、以下のように計画的に情報収集を行った。

ア 国別調査班による調査の実施

国別調査班 7 班を編成し、9 ヶ国（アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィンランド、スウェーデン）の国別調査を実施した。調査項目は以下の通りである。

（１）基本情報（面積、人口、国民一人当たりの GDP）

（２）学校教育に関する基本情報

- ①法令 ②近年の教育施策の動向 ③教育システム（教育行政のシステム、学校教育の構造、義務教育の年限、学校教育の年間スケジュール、教育課程の基準、教科書等）
④学校教育システム（各学校、児童数、学校数、学級サイズ、教員数）⑤特別な支援を受ける対象となる子どもの分類 ⑥障害のある子どもの教育の場 ⑦就学手続き ⑧教員養成・免許制度 ⑨教員研修に関する取組 ⑩日本における「発達障害」にあたる子どもの教育的対応
⑪通常教育及び障害のある子どもの教育課程

イ 客員研究員の委嘱

諸外国の動向に関する基礎情報の収集のために、6 地域（アメリカ、イタリア、オーストラリア、韓国、北欧、イギリス）6 名の客員研究員を委嘱して各国の情報収集を行った。

ウ 海外調査研究協力員の依頼

イタリア、フィンランドについて、海外調査研究協力員を委嘱して情報を得るとともに、現地調査の協力を得た。

- 把握した海外情報については、特総研ジャーナルに「諸外国における障害のある子どもの教育」のタイトルで、調査項目の 1 つである「通常教育及び障害のある子どもの教育課程」に焦点を当て、各国の教育課程の基準について報告した（平成 30 年 3 月にホームページで公開）。平成 29 年の学習指導要領の改訂を踏まえての報告であるが、概略は以下の通りである。

・日本とは異なり、国で共通した教育課程の基準に基づいて教育を行っている国であっても、障害や特別な教育的ニーズのある個々の子どもに対応した指導や支援が行われるように、個別の教育（支援、学習）計画が作成・活用されている。

・通常の学校で授業を受けながら知的障害特別学校の教育課程を履修することが推奨されているスウェーデンの取組から、我が国における知的障害のある子どもの学びの連続性を目標や内容面においてどのように担保すべきかについての示唆が得られる。

平成 29 年度の調査から、諸外国における個別の教育計画の活用の実際や具体を調査することにより、我が国において、障害のある子どもへの個に応じた指導を充実していく上での示唆を得ることができると考えられ、今後の調査内容の焦点とした。

- 各期の特別支援教育専門研修において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。このほか、「インクルーシブ教育システム普及セミナー」において、国際情報として、各国の障害者の権利に関する条約の署名・批准の状況、インクルーシブ教育システム構築のアプローチの分類、障害のある子どもの教育の場などについて紹介した。これらの講義や情報提供は、受講者や参加者にとっては、我が国と諸外国を比較し、教育実践を振り返り、学びの機会となった。さらに、所内における客員研究員による講演会や海外出張者による情報共有会（年間 8 回）を実施し、海外の情報を共有した。

平成 30 年度においては、今までに得られた諸外国の情報を日本と比較し、簡潔にまとめた小冊子を作成・配布することにより、関係者への情報提供を図っていく予定である。

【平成 29 年度計画】

- ② 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣等を行い、研究交流の促進及び研究の充実を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を開催し、広く教育関係者や一般国民への情報の普及を図る。また、JICA 研修プログラム等への協力を含め、海外からの視察・見学を積極的に受け入れる。

【平成 29 年度実績】

○ 海外の大学及び研究機関との研究交流の促進

ア イギリス・リーズ大学への派遣

インクルーシブ教育システムの構築に関する最新動向を収集することを目的として、イギリスのリーズ大学教育学部に 2 ヶ月間（平成 29 年 10 月～12 月）、Visiting Academics として研究職員 1 名を派遣した。リーズ大学の先生方との研究交流の他、イギリスの学校視察や国際学会での研究発表等を行った。

イ 韓国国立特殊教育院（KNISE）との研究交流

KNISE との研究交流の促進と情報交換を行うことを目的に、平成 28 年度に引き続き、研究職員 1 名を派遣した。また、KNISE から研究士 2 名が来所した。11 月からは、KNISE が刊行する季刊誌への投稿等の交流を進めた。

○ NISE 特別支援教育国際シンポジウムの開催

一橋大学一橋講堂において、第 3 回 NISE 特別支援教育国際シンポジウムを開催した（平成 30 年 1 月 20 日）。「インクルーシブ教育システムの推進：日英の取組の現状から今後を展望する」をテーマとし、2 部構成で実施した。小・中・高等学校、特別支援学校の教職員、教育委員会、大学教職員、学生、保護者等、227 名の参加があった。

第 1 部では、平成 28 年度・29 年度にイギリス・リーズ大学に派遣した当研究所研究員から、現地

の通常の学校と特別学校での指導・支援の実際など調査の報告やインクルージョンの考え方について、広く情報提供を図った。第2部では、イギリス・リーズ大学客員のスーザン・ピアソン博士による講演及びシンポジウムを実施した。ピアソン博士からは、「インクルーシブ教育の道のり」と題して、近年のイギリスの施策動向を踏まえながら、当事者中心のアプローチの必要性、関係機関の連携の必要性が述べられた。

参加者のアンケートでは、NISE特別支援教育国際シンポジウムの内容について、満足が42.4%、おおむね満足が50.8%であり、参加者の93.2%が満足及びおおむね満足との回答であった（回答者数132名）。



第3回 NISE特別支援教育国際シンポジウム

○ 海外からの視察・見学の受け入れ

平成29年度は、JICA研修プログラムによる視察を始めとして29カ国164名の視察・見学者を受け入れ、教育行政のシステム、学校教育システム、障害のある子どもの教育の場などについて、情報を交換するとともに、研究交流の具体（研究紀要への投稿、研究員の交流）について検討した。

（3）インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信・相談支援の充実

【平成29年度計画】

- ① インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、計画的に実践事例の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合意形成のプロセスを含む事例とする。実践事例の登録件数については、平成29年度末までに360件以上とする。

また、閲覧者の利便性向上のため、取組内容や活用方法が分かる概要を作成するなど、分かりやすさや見やすさを考慮した工夫を行う。

【平成29年度実績】

- インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、合理的配慮の実践事例を新たに60

件追加し、データベースの掲載件数を 362 件とした。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、平成 28 年度より、合理的配慮の提供に至る合意形成のプロセスを含む事例の掲載を開始し、平成 29 年度末現在で 158 件掲載している。

- 閲覧者の利便性向上を図るため、実践事例の取組内容や活用方法を分かりやすくまとめた概要の案を作成中であり、平成 30 年 9 月から概要版を掲載する予定である。また、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの活用に関するチラシを作成し、各校長会の大会や研究所公開、研究所セミナー、都道府県教育委員会主催の行事等で配布し、周知を図った。

【平成 29 年度計画】

- ② 各都道府県・市町村・学校からのインクルーシブ教育システムの構築に係る相談について、平成 29 年 2 月に設置した「相談コーナー」において相談を受け付けるとともに、相談コーナーの効果的活用について周知を図る。また、相談内容については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

【平成 29 年度実績】

- インクルーシブ教育システム構築支援データベースの中に設置した「相談コーナー」において、都道府県・市区町村教育委員会あるいは学校からの「インクルーシブ教育システム構築」に関する相談対応（7 件）を行った。相談コーナーについては、インクルーシブ教育システム構築支援データベースのチラシをはじめ、インクルーシブ教育システム普及セミナー等において周知した。また、相談内容と回答の概略については、国に提供した。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組

【平成 29 年度計画】

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、対前年度比で管理経費 3 %以上、業務経費 1 %以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施することにより、調達等の合理化を推進し、業務運営の効率化を図る。

【平成 29 年度実績】

○ 事業の重点化

- ・発達障害者支援法の改正等、発達障害に関する理解啓発や支援の充実等の必要性を踏まえ、平成 29 年 4 月より発達障害教育推進センターを設置【再掲】し、予算の重点配分を行った。
- ・総予算額の 2 %程度の理事長裁量経費を設け、重点的に取り組むべき事項に関係する事業（新たな前向きな取組）について職員からの提案を募集し、予算措置を行った（例：地域における研究成果の普及のための地域実践研究フォーラムの開催）。

○ 管理部門の簡素化

- ・平成 29 年 4 月より、管理部門である総務部について、3 課 2 室 12 係から 3 課 1 室 8 係体制に簡素化するとともに、係間の業務分担を見直し、効率化を図った。

○ 予算管理

- ・予算管理の徹底を図るため、四半期ごとに予算執行状況を把握するとともに、第 3 四半期に予算執行状況を踏まえたうえで、予算の有効活用を図るため補正予算の編成を行った。また、職員に対して、研究所の予算の状況と今後について（9 月）、所内予算の補正について（12 月）、平成 30 年度の予算について（1 月）の説明会を開催し、予算管理や経費削減等についての周知を図った。

○ 業務運営コストの縮減

- ・複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナーを別々に契約していたものを情報入出力に関するサービスを一体として調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて 4,093 千円削減した。このほか、会計システムによる個々の予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるタブレット端末の活用等による、ペーパーレス化を推進し、コピー用紙及び印刷代の削減に努め、業務運営コストの縮減を図った。

管理経費は対前年度比 13.1 %の減、業務経費は対前年度比 8.0 %の減となった。

この執行額の減の主な要因は、業務改善の取り組みによるもののほか、講義配信システムについて現在の運用状況を見ながら必要な機能について併せて検討し、平成 30 年度に改修することとし

繰り越したこと、また、平成 28 年度は、損益計算書を基に算出していたが、他の独立行政法人と同様に決算報告書を基に算出することに改めたことによる。

○ 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、本研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度に調達等合理化計画を策定した。改訂に当たっては、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検を行い公表している。

【契約の現状と要因の分析】

(H29 調達等合理化計画の表 1)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.1%) 16	(93.7%) 233	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(50.0%) 8	(△46.3%) △108
企画競争・公募	(4.8%) 1	(1.0%) 2	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(△100%) △1	(△100%) 2
競争性のある 契約（小計）	(81.0%) 17	(94.7%) 235	(75.0%) 24	(73.7%) 125	(41.2%) 7	(△46.8%) △110
競争性のない 随意契約	(19.0%) 4	(5.3%) 13	(25.0%) 8	(26.3%) 45	(100.0%) 4	(246.2%) 32
合 計	(100%) 21	(100%) 248	(100%) 32	(100%) 170	(52.3%) 11	(△31.4%) △78

平成 29 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 32 件、契約金額は約 170 百万円である。うち、競争性のある契約は 24 件（75.0%）、約 125 百万円（73.7%）、競争性のない契約は 8 件（19.0%）、約 45 百万円（26.3%）となっている。平成 28 年度と比較して、競争入札等競争性のある件数は 7 件の増（41.2%の増）、金額は 110 百万円の減である（46.8%の減）。

競争性のない随意契約は、ガス料・水道料・手話通訳業務各 1 件、システム保守 3 件及び追加工事 2 件の計 8 件であり、これらについては他に供給することができる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、内部統制推進室での点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

(H29 調達等合理化計画の表 2)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2 者以上	件数	7 (41.2%)	13 (54.2%)	6 (85.7%)
	金額	95 (40.3%)	84 (67.2%)	△11 (△11.6%)
1 者以下	件数	10 (58.8%)	11 (45.8%)	1 (10.0%)
	金額	140 (59.7%)	41 (32.8%)	△99 (△70.7%)
合 計	件数	17 (100%)	24 (100%)	7 (41.2%)
	金額	235 (100%)	125 (100%)	△110 (△46.8%)

平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 11 件（45.8%）、契約金額は約 41 百万円（32.8%）である。

2. 予算執行の効率化

【平成 29 年度計画】

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の各業務ごとに予算と支出実績を管理する体制を構築・運用する。

【平成 29 年度実績】

- 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、当研究所においても業務達成基準による運営費交付金の収益化を行い、「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」、「インクルーシブ教育システム構築推進事業」の業務ごとに予算及び支出実績を管理するため、四半期ごとに予算執行状況を把握した。
- また、予算執行管理体制を一層強化するため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所予算規程を定め、予算責任者を指名して責任体制を明確化すること等により、予算と支出実績を管理する体制の強化を図った。

3. 間接業務等の共同実施

【平成 29 年度計画】

共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。

【平成 29 年度実績】

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人で「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について共同で行い、費用対効果及び効率化等の検証を行った。

（ア）物品の共同調達

平成 29 年度は、以下の品目について共同調達を実施した。その結果、経費の削減に加え、契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなり、業務の効率化が図られた。

- ・ 蛍光管

（平成 25 年度比で、平成 28 年度は約 5 千円削減、平成 29 年度は約 8 万円削減）

- ・ 事務用品（ドッチファイル等）

（平成 26 年度比で、平成 28 年度は約 17 万円削減、平成 29 年度は約 13 万円削減）

- ・ 電気供給の調達に係る入札手続き（平成 29 年度新規、平成 28 年度比で約 33 万円削減）

- ・ 電子書籍（平成 29 年度新規、各法人年間約 1 万円削減）

- ・ 古紙溶解（平成 29 年度新規、平成 28 年度比で 40 万円削減）

（イ）間接事務の共同実施

平成 29 年度は、以下の業務について共同で実施することにより、業務の効率化、適正化を図っ

た。

- ・ 予定価格作成に係る積算
- ・ 会計事務等の内部監査
- ・ 宿泊研修施設利用者の相互受入
- ・ 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力

(ウ) 職員研修の共同実施

平成 29 年度は、以下の職員研修について共同で実施することにより、単独実施では困難な研修機会の増加や、主担当法人以外の法人の業務の効率化、講師謝金等に係る経費削減が図られた。また、研修を通じて 4 法人間の職員の交流を図ることができた。

- ・ 新人研修

文書作成研修、ビジネスマナー研修を実施 参加者 26 名

- ・ 人事制度（労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理）研修

テーマ：ワークライフバランス 参加者 20 名

- ・ 評価階層別研修（管理職、中堅、初任）

平成 29 年度は中堅職員研修を実施 参加者 30 名

- ・ ダイバーシティ推進研修

平成 29 年度は障害者差別解消研修を実施 参加者 20 名

このほか、各法人が主催している研修会やセミナーへの受講機会の提供を、平成 26 年度から実施している。

4. 給与水準の適正化

【平成 29 年度計画】

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直す。

【平成 29 年度実績】

- 役職員の給与水準については、主務大臣より、「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ているところであり、総務大臣が定める様式により当研究所ホームページにおいて公表した。また、平成 29 年度の総人件費（最広義人件費）は 728,804 千円であり、前年度比 10.2%の減であった。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 自己収入の確保

【平成 29 年度計画】

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図り間接経費を確保するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化による自己収入の確保に努める。

なお、必要に応じて宿泊料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

【平成 29 年度実績】

○ 外部資金の獲得

- ・競争的資金の獲得については、国等の各種資金制度を活用し、研究資金の獲得に努めることとしている。平成 29 年度科学研究費助成事業には、新規課題 16 課題を応募し、新規 5 課題が採択され、継続 12 課題、新規 5 課題、合計 17 課題について研究を実施した（表 1）。平成 28 年度比では、新規＋継続で 1 件増加し、交付額も 7,540 千円増の 28,990 千円となった。また、科学研究費補助金以外の外部資金も積極的に獲得を行い、表 2 のとおり研究を実施した。
- ・平成 30 年度の科学研究費助成事業等への応募に際しては、留意すべき点等について所内説明会を開催して研究職員に積極的な獲得を促し、新規 18 課題（うち、基盤研究(B) 2、基盤研究(C) 12、挑戦的萌芽研究 1、若手研究 3）の申請を行った。

（表 1 平成 29 年度 科研費応募及び採択状況）

	平成29年度			（参考）平成28年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
新 規	16件	5件	31%	27件	7件	26%
新規＋継続	－	17件	－	－	16件	－
交 付 額	28,990千円			21,450千円		
うち直接経費	22,300千円			16,500千円		
うち間接経費	6,690千円			4,950千円		

（表 2 平成 29 年度 科研費以外の外部資金）[P35 の再掲]

番号	資金名	研 究 課 題 名	研究代表者	金額 (千円)	研究期間
1	柳井正財団	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に係る開発的研究－盲ろう担当教員等研修会	星 祐子	2,500	平成 28～29 年度
2	気象文化大賞	気象情報 Weathernews の ICT による特別支援教育への活用	山本 晃	500	平成 29 年度
3	笹川科学研究助成	類似した副詞の手話表現に関する研究とタブレット教材の作成－聴覚特別支援学校における確かな知識を身につける授業を目指して－	山本 晃	400	平成 29 年度
4	柳井正財団	盲ろう幼児児童生徒の支援体制整備に関わる研究	星 祐子	5,000	平成 29～30 年度

5	大川情報通信基金	点字初学者用の音声読み上げ機能を備えた触読し易いUV点字学習教材の開発	土井 幸輝	1,000	平成 29～30 年度
6	文部科学省委託事業	障害者の生涯学習活動に関する実態調査	明官 茂	2,115	平成 29 年度

このほか、他研究機関から研究分担者として、延べ6名、計 2,145 千円（直接経費 1,650 千円、間接経費 495 千円）の配分を受け、研究を実施した。

○ 寄附の受入

- ・障害のある子どもの教育のより一層の振興を図るため、広く国民からの寄附金を募り、随時受け入れている。平成 29 年度は、181 千円（4 者）の寄附申出があり、受け入れた。

○ 自己収入の確保

- ・研修員宿泊棟の宿泊料については、平成 25 年度から 27 年度にかけて段階的に増額改定を行ってきたところであり、平成 29 年度も引き続き自己収入の確保に努めた。（平成 29 年度：30,937,224 円、平成 28 年度 22,474,218 円）

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

【平成 29 年度計画】

「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」に基づき、i) 広報活動の充実、ii) 利用可能日の拡充、iii) 利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し、iv) 利用申込方法の改善、v) 外部利用促進のための事業の実施等を推進する。これらの取組により平成 29 年度は、体育館 30%以上、グラウンド 15%以上の稼働率を確保する。

【平成 29 年度実績】

- 体育館及びグラウンドの外部利用について、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するため、横須賀市教育委員会、横浜市教育委員会、横須賀市及び横浜市の一部の小・中・高等学校、特別支援学校、障害者団体・障害者スポーツ団体等へパンフレットを配布するとともに、研究所ホームページに利用案内等を掲載し、幅広い広報に努めた。また、体育館及びグラウンドの利用については、前年度に引き続き、研修期間中の土・日・祝日も外部利用ができるよう利用可能日・利用可能時間の拡充を行うとともに、ホームページに予約状況を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。利用料金については、障害者スポーツ団体が体育館及びグラウンドを利用する際の使用料を通常利用の料金の 2 分の 1 とした。

外部団体の利用実績としては、平成 29 年 5 月に日本デフバレー協会、平成 30 年 1 月に日本ブラインドテニス連盟が利用するなど広報活動の成果も上がっている。

平成 29 年度の体育館の稼働率は 44.1%（前年度 22%）、グラウンドの稼働率は 36.4%（前年度 35%）であった。

3. 保有財産の見直し

【平成 29 年度計画】

保有財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

【平成 29 年度実績】

- 保有財産については、当研究所の研究・研修事業等に活用されており、必要なものと判断している。また、施設環境委員会を開催し、保有財産が必要であることを確認するとともに有効利用の促進に努めている。

4. 固定的経費の節減

【平成 29 年度計画】

会議等のペーパーレス化等、管理運営コストの節減、効率的な業務運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

【平成 29 年度実績】

- 旅費の支払通知の電子メール化、タブレット端末を活用した所内会議の実施等によりペーパーレス化を推進した。また、複合機の賃貸借、メンテナンス、トナー等を別々に契約していたが、これをサービスという観点から見直し、情報入出力に関するサービスを一体として調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて 4,093 千円削減した。

IV 予算、収支計画及び資金計画

1. 平成 29 年度予算

【平成 29 年度計画】

収入	1,093,664 千円
運営費交付金	1,049,000 千円
施設整備費補助金	39,935 千円
雑収入	4,729 千円
支出	1,093,664 千円
人件費	733,603 千円
一般管理費	42,035 千円
業務経費	278,091 千円
研究活動	52,985 千円
研修事業	131,824 千円
情報普及活動	76,503 千円
インクルーシブ教育システム	
構築推進事業	16,779 千円
施設整備費	39,935 千円

【平成 29 年度実績】

収入	1, 119, 872 千円
運営費交付金	1, 049, 000 千円
施設整備費補助金	39, 935 千円
寄附金収入	2, 081 千円
雑収入	17, 636 千円
受託事業等（間接経費含む）	11, 220 千円
支出	1, 130, 904 千円
人件費	728, 244 千円
一般管理費	54, 079 千円
業務経費	238, 486 千円
研究活動	47, 213 千円
研修事業	81, 226 千円
情報普及活動	85, 042 千円
インクルーシブ教育システム	
構築推進事業	25, 005 千円
施設整備費	97, 416 千円
寄附金	1, 961 千円
受託事業等（間接経費含む）	10, 718 千円

2. 平成 29 年度収支計画

【平成 29 年度計画】

費用の部	1, 056, 530 千円
人件費	733, 603 千円
一般管理費	44, 836 千円
業務経費	278, 091 千円
収益の部	1, 056, 530 千円
運営費交付金収益	1, 049, 000 千円
自己収入	4, 729 千円
資産見返運営費交付金戻入	2, 801 千円

【平成 29 年度実績】

費用の部	1, 056, 613 千円
人件費	727, 430 千円
一般管理費	63, 366 千円

業務経費	260,303 千円
財務費用	2,045 千円
臨時損失	3,469 千円
収益の部	1,047,529 千円
運営費交付金収益	1,001,938 千円
自己収入	30,315 千円
資産見返負債戻入	14,991 千円
臨時収益	285 千円

3. 平成 29 年度資金計画

【平成 29 年度計画】

資金支出	1,093,664 千円
業務活動による支出	1,053,729 千円
投資活動による支出	39,935 千円
資金収入	1,093,664 千円
業務活動による収入	1,053,729 千円
投資活動による収入	39,935 千円

【平成 29 年度実績】

資金支出	1,130,904 千円
業務活動による支出	1,033,488 千円
投資活動による支出	97,416 千円
資金収入	1,119,872 千円
業務活動による収入	1,079,937 千円
投資活動による収入	39,935 千円

V 短期借入金の限度額

【平成 29 年度計画】

限度額 3 億円
短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

【平成 29 年度実績】

○ 該当なし

VI 剰余金の使途

【平成 29 年度計画】

平成 29 年度はなし

【平成 29 年度実績】

○ 該当なし

VII その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

【平成 29 年度計画】

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の推進に関する委員会等を設置し、内部統制システムの充実・強化を図る。

内部統制の推進に関する規程等を整備するとともに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ①研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの整備
- ②研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

【平成 29 年度実績】

○ 理事長を委員長とする内部統制委員会を平成 29 年度は 2 回開催し、災害に関するリスク、業務に関するリスク、情報に関するリスク等、中期目標の達成を阻害するリスクの検討を行い、その対応策を策定して実施した。

また、会計に関する契約手続きについては、原則としてより競争性のある契約手続きを行うこととしており、新たに随意契約を締結する場合は、内部統制推進室会議を開催し、会計規程との整合性の確認を行い、契約の適正化に努めた。

このほか、理事長が主催する月 2 回の総合調整会議及び掲示板システムを備えた情報システムを活用し、各部・センターへの情報の共有・伝達に努め、内部統制システムの充実・強化を図った。

監事による監査及び内部監査への対応として、職員に対して、平成 29 年度監査で指摘があった事項については周知し、適切な対応を求めるとともに、平成 30 年度も継続的に内部監査を行い、業務改善が図られているかの確認をすることとした。

2. 情報セキュリティ対策の推進

【平成 29 年度計画】

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを情報技術の進歩、新たな脅威の発生等に応じて、適時点検し、必要に応じて内容の追加修正等の見直しを行うことにより、情報セキュリティ水準を適切に維持する。

これに基づき、情報システムへの侵入テスト等、サイバー攻撃への耐性を確認するための検査及び評価を年 1 回以上実施し、当該結果を反映させた対策を施すことにより、防御力の改善及び強化を図る。

併せて、情報セキュリティインシデントへの対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する訓練・研修を年 1 回以上実施し、組織的対応能力の強化を図る。

また、自己点検等で対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

【平成 29 年度実績】

- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成28年度版）」に基づいているかどうかの再確認を行い、現状を踏まえた手順の見直しや実施手順等の改正を行った。
- 職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図るため、初任者研修において情報セキュリティ教育を実施するとともに、平成 30 年 3 月に全職員を対象に標的型メール攻撃に関する模擬訓練を実施した。また、平成 30 年 1 月に全職員を対象に情報セキュリティに関する説明会を実施した。説明会では、標的型メールの実際の例や情報セキュリティ対策の動向等を説明するとともに、情報セキュリティ・ポリシーの再確認とその重要性を改めて意識させた。また、今後の方策として、次の対策を平成 30 年度に行うこととした。
 - 《対策 1》情報の取扱いに関する情報共有及びルール作り
 - 《対策 2》他者の資料の取扱い及びウェブ掲載手続きの厳格化
 - 《対策 3》USB メモリーのセキュリティ強化
 - 《対策 4》職員への情報セキュリティ教育の充実
- 研究所の情報セキュリティレベルの維持・向上を図ることを目的として、情報システムへのペネトレーションテストを行った。また、統一基準群に準拠されていない運用の洗い出しと改善を行うなどの自己点検を実施した。

3. 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

【平成 29 年度計画】

研究所と筑波大学附属久里浜特別支援学校が、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子供の教育に関する実地的・総合的な教育研究の推進を図る取組を行う。

また、効果的・効率的な業務運営のため、研究所と筑波大学との共同調達の取組について、一層推進するよう検討を進める。

【平成 29 年度実績】

○ 教育研究の推進

- ・教育研究協力及び児童等の教育についての相互協力を資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図っている。
- ・平成 28～29 年度基幹研究（障害種別研究）「特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある幼児児童生徒の実態の把握と指導に関する研究－目標のつながりを重視した指導の検討－」において、筑波大学附属久里浜特別支援学校に研究協力機関を依頼し、共同で研究を推進している。

○ 共同調達の取組

- ・筑波大学と当研究所は、効果的・効率的な業務運営のために共同調達に関する協定書を締結しており、これに基づき、平成 29 年度は、学校給食及び研修員の宿泊に伴う食事を提供するための食堂運営業務の共同調達を実施した。

4. 施設・整備に関する計画

【平成 29 年度計画】

研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進する。

（平成 29 年度施設整備）

研究管理棟外壁改修工事（2 ヶ年計画の 2 年次）

特別支援教育情報センター棟外壁改修及び周辺環境改善工事

【平成 29 年度実績】

- 当研究所の研究管理棟は、業務部門、事務部門が入っている基幹建物であり、昭和 46 年に建築されている。外壁はタイル仕上げとなっているが、建築されて以来本格的な外壁補修工事を行っておらず、タイルの剥離及び雨漏りが発生するなど全体的に経年劣化や塩害による劣化が進行していたため、平成 28 年度の建物南側の外壁改修工事に引き続き建物北側の外壁改修工事を行い、平成 29 年 9 月に竣工した。

また、特別支援教育情報センター棟については、外壁がタイル仕上げとなっているが、平成 7 年に建築されて以来本格的な外壁補修工事を行われておらず、海に面した立地という条件から塩害による劣化が進み、タイルの剥離及び雨漏りが発生していたことから改修を実施し、平成 30 年 3 月に竣工した。

5. 人事に関する計画

【平成 29 年度計画】

(1) 方針

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動、インクルーシブ教育システム構築推進事業等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。また、必要に応じて任期付研究員・客員研究員等を採用し、研究活動等を強化する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、基本方針を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。また、教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。

【平成 29 年度実績】

○ 業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築

- ・業務運営の効率化や業務量の変動に対応できるよう、組織の見直しを検討し、平成 29 年 4 月より発達障害教育推進センターを設置した。【再掲】

○ 職員の計画的かつ適正な配置

- ・平成 29 年度は幅広い人材を確保するため、公募等を行い 9 名の新規採用を行った。また、教育委員会及び大学等と人事交流等を行い 3 名受け入れた。さらに、研究活動等の強化を図るため、9 名の客員研究員を採用した。
- ・職員の計画的かつ適正な配置等を行うこと、また、人材育成に係る計画を定めることを目的にした「事務職員の人事に関する計画」を策定すること等により、次のとおり職員研修を実施するとともに、職員の適正配置に努めた。

○ 職員研修

- ・新任の職員を対象にした、独立行政法人の制度を理解し業務の円滑な実施を図ることを目的にした研修や情報セキュリティ・ポリシーに関する研修等を実施した。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構主催の新規採用職員研修及び独立行政法人教職員支援機構主催の評価階層別研修に職員を派遣するとともに、研究所主催で人事制度研修及びダイバーシティ研修を実施するなど、職員研修の共同実施を行い、経費の削減及び職員研修の効率化を図った。

○ 職員数の適正化

- ・常勤職員数については、業務量を勘案し、昨年度比 1 名減の 68 名とした。